事　業　概　要

令 和 8 年 版

東京都総務局

目　　次

Ⅰ　総務局の機能
1　総務局の事務事業 …… 3
2　機構 …… 4
3　分掌事務 …… 5
4　職員配置状況 …… 11

Ⅱ　予算概要
1　概要 …… 15
2　主要事業 …… 16
3　歳入歳出予算（一般会計）事業別調書 …… 17
4　債務負担行為（一般会計） …… 21
5　特別区財政調整会計事業別調書 …… 22
6　小笠原諸島生活再建資金会計事業別調書 …… 22

Ⅲ　部別事業概要
○　総　務　部
1　文書・法制事務 …… 27
2　法務に関する事務 …… 29
3　行政不服申立てに関する事務 …… 29
4　和解、損害賠償額決定等の専決処分 …… 30
5　東京都政策連携団体に関する事務 …… 30
6　行政管理に関する事務 …… 31
7　外部監査に関する事務 …… 31
8　政策連携団体等における博士人材の活用に関する事務 …… 32
9　試験研究機関における研究業務の調査に関する事務 …… 32
10　情報公開制度や個人情報保護制度に関する事務 …… 32
11　東京都公立大学法人に関する事務 …… 35
12　科学技術の振興に関する事務 …… 37
13　公文書館 …… 37
14　その他事務 …… 38

○　復興支援対策部
1　東日本大震災被災地への支援 …… 41
2　東日本大震災による都内避難者への支援 …… 42
3　能登半島地震等への対応 …… 43
4　令和６年７月25日からの大雨（山形県）への対応 …… 44
5　令和７年８月10日からの大雨（熊本県）への対応 …… 44

○　人　事　部
1　人事事務の実施及び調整 …… 47
2　組織・機構に関する事務 …… 55
3　定数管理 …… 56
4　システムを使用した業務及び業務支援 …… 56

○　コンプライアンス推進部

1　コンプライアンスの推進　……　61
2　服務監察　……　62
3　内部統制　……　62
4　賠償責任の調査　……　62

○　行　政　部

1　住民基本台帳、行政書士及び公的個人認証等に関する事務　……　65
2　区市町村行財政に係る総合的な企画及び調整……　67
3　特別区に関する事務　……　68
4　市町村に関する事務　……　72
5　多摩島しょ地域の振興　……　75
6　支庁　……　81
7　（公財）東京都島しょ振興公社に関する事務　……　82

○　総合防災部

1　防災計画に関する事務　……　85
2　危機管理体制の整備　……　88
3　震災復興企画に関する事務　……　98
4　大規模風水害時の広域避難対策等の推進に関する事務　……　98
5　帰宅困難者対策に関する事務　……　100
6　火山噴火対策に関する事務　……　101
7　国民保護に関する事務　……　102
8　新型インフルエンザ等対策に関する事務　……　103
9　石油コンビナート等防災対策に関する事務　……　105
10　広報・普及啓発・調査研究に関する事務　……　106
11　都道府県消防に係る事務　……　108
12　消防訓練所　……　109

○　統　計　部

1　統計調査の実施　……　113
2　統計解析の実施　……　113
3　統計情報の公表・提供　……　114
4　統計制度見直し等への対応　……　114
5　都の統計調査の調整及び支援　……　115
6　統計の普及・啓発、利活用の促進　……　115
7　統計調査の環境整備　……　116

○　人　権　部

1　総合的な人権施策の推進　……　119
2　同和問題解決のための取組　……　121
3　東京都人権プラザの運営　……　122
4　（公財）東京都人権啓発センターに関する事務　……　122

Ⅰ　総　務　局　の　機　能

Ⅰ　総務局の機能

総務局の事務事業は、大別すると、都庁の内部管理及び事務の統一的処理をする機能に属するもの、数局にわたる事業の連絡調整機能に属するもの、区市町村等の行財政運営に関する助言及び連絡調整機能に属するもの並びに事業実施部門としての機能に属するものに分類することができる。

１　総務局の事務事業

（１）　都庁の内部管理及び事務の統一的処理をする機能に属する事務

ア　職員の任免、服務、研修、組織・定数、勤務条件、福利等の人事に関すること。
イ　東京都政策連携団体、行政管理に関すること。
ウ　条例の立案、政策法務、文書管理、情報公開制度、個人情報保護制度に関すること。
エ　訴訟など争訟に関すること。

――――― など

（２）　数局にわたる事業の連絡調整機能に属する事務

ア　東日本大震災その他大規模災害に伴う被災地支援・都内避難者支援に関すること。
イ　防災・危機管理に関すること。
ウ　人権施策に関すること。

――――― など

（３）　地方行政の行財政運営に関する助言及び連絡調整機能に属する事務

ア　特別区の行財政運営に関する助言及び連絡調整に関すること。
イ　市町村の行財政運営に関する助言及び連絡調整に関すること。

――――― など

（４）　事業実施部門としての機能に属する事務

ア　各種統計調査に関すること。
イ　東京都公立大学法人の運営の支援に関すること。

――――― など

2　機構

- 総務局
  - 総務部
    - 総務課
    - 企画計理課
    - 文書課
    - 法務課
    - グループ経営戦略課
    - 情報公開課
    - 公文書館
  - 復興支援対策部
    - 被災地支援課
    - 都内避難者支援課
  - 人事部
    - 人事課
    - 職員支援課
    - 制度企画課
    - 職員事務課
    - 調査課
  - コンプライアンス推進部
    - コンプライアンス推進課
  - 行政部
    - 管理課
    - 振興課
    - 区政課
    - 市町村課
  - 支庁（大島支庁　三宅支庁　八丈支庁　小笠原支庁）
  - 総合防災部
    - 防災管理課
    - 防災戦略課
    - 防災計画課
    - 防災対策課
    - 防災通信課
    - 消防訓練所
  - 統計部
    - 調整課
    - 人口統計課
    - 産業統計課
    - 社会統計課
  - 人権部
    - 企画課
    - 人権施策推進課

3　分掌事務

（1）　本庁

地方自治法第158条等の規定に基づく長の直近下位の内部組織等

部	課	分　掌　事　務
総　務　部	総　務　課	1　局部長会議その他都庁事務の連絡に関すること。 2　局の組織及び定数に関すること。 3　局所属職員の人事及び給与に関すること。 4　局所属職員の福利厚生に関すること。 5　局事務事業の管理改善に関すること。 6　局事務事業の広報及び広聴に関すること。 7　局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること（デジタルトランスフォーメーション推進に関するものを除く。）。 8　庁内管理及び宿直に関すること。 9　東京都職員共済組合に関すること。 10　他の局、部及び課に属しないこと。
	企画計理課	1　局事務事業の総合的な企画及び調整に関すること。 2　局事務事業のデジタルトランスフォーメーション推進に関すること。 3　局事務事業の進行管理に関すること。 4　局事務事業の行政評価の実施に関すること。 5　局の予算、決算及び会計に関すること。 6　東京都公立大学法人に関すること。 7　科学技術の振興に関すること。
	文　書　課	1　条例及び特命による文書の立案に関すること。 2　文書の審査に関すること。 3　地方公共団体に関する法規の調査及び解釈に関すること。 4　法律の解釈に関すること。 5　政策課題についての法律的意見に関すること。 6　係争及び係争のおそれのある事件についての法律的意見に関すること。 7　損害賠償及び和解に関する地方自治法第180条の規定に基づく専決処分に関すること（都市整備局及び建設局に属するものを除く。）。 8　公報（特定調達公告版を除く。）及び例規類の編集発行に関すること。 9　官報報告に関すること。 10　公布式に関すること。 11　公印に関すること。 12　公文書類の収受及び配布並びに局の公文書類の発送、編集及び保存に関すること。 13　文書に関する管理改善、調査及び指導に関すること。 14　局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。 15　局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。 16　公文書館に関すること。 17　印刷物及び図書類の取扱いに関すること。 18　東京都公文書管理委員会に関すること。

部	課	分　掌　事　務
総　務　部	法　務　課	1　各局への法務支援に係る総合的な調整に関すること。 2　行政訴訟に関すること。 3　民事訴訟に関すること(住宅政策本部都営住宅経営部に属するものを除く。)。 4　民事調停、訴え提起前の和解、支払督促及び借地非訟事件の手続に関すること(住宅政策本部都営住宅経営部に属するものを除く。)。 5　仮差押え及び仮処分の命令手続に関すること(住宅政策本部都営住宅経営部に属するものを除く。)。 6　民事執行法に基づく民事執行に関すること(法律的手続(住宅政策本部都営住宅経営部に属するものを除く。)に限る。)。 7　審査請求(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項の規定により東京都障害者介護給付費等不服審査会が取り扱うもの及び児童福祉法第56条の5の5第2項及び同項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項の規定により東京都障害児通所給付費等不服審査会が取り扱うものを除く。)及び再審査請求に関すること。 8　地方自治法第118条第5項(同法第127条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく審査の申立て及び同法第255条の4の規定に基づく審決の申請に関すること。 9　東京都行政不服審査会に関すること。 10　資料の編さんに関すること。
	グループ経営戦略課	1　東京都政策連携団体の指導、監督等に係る総合的な調整に関すること(他の局に属するものを除く。)。 2　行政管理に関すること(他の局及び部に属するものを除く。)。 3　外部監査に関すること。 4　監査委員との連絡に関すること。 5　試験研究機関における研究業務の調査に関すること。 6　局事務事業の連絡調整等に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)。
	情報公開課	1　情報公開の総合的な推進に関すること。 2　情報公開に係る連絡調整等に関すること。 3　東京都情報公開審査会に関すること。 4　個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。 5　東京都個人情報保護審査会に関すること。 6　東京都情報公開・個人情報保護審議会に関すること。 7　都民情報ルームの管理及び運営に関すること。
復興支援対策部	被　災　地 支　援　課	1　東日本大震災その他の大規模災害に伴う被災地支援対策の推進に係る連絡調整等に関すること。 2　部内他の課に属しないこと。
	都内避難者 支　援　課	1　東日本大震災その他の大規模災害に伴う都内避難者支援対策の推進に係る連絡調整等に関すること。

部	課	分　掌　事　務
人　事　部	人　事　課	1　職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること(コンプライアンス推進部及び他の課に属するものを除く。)。 2　職員の人材育成に関すること。 3　地方自治法第243条の2の8の規定に基づく職員の賠償責任に関すること(コンプライアンス推進部に属するものを除く。)。 4　部内他課に属しないこと。
	職員支援課	1　職員の労働環境の整備その他職員に対する必要な支援に係る企画及び調整に関すること。 2　職員の勤務時間、休日、休暇等に関すること。 3　職員の福利、教養、文化及び体育に関すること。 4　職員の安全管理及び衛生管理に関すること。 5　ハラスメントの防止に関すること。 6　職員の公務災害補償に関すること。 7　職員の表彰等に関すること。 8　職員住宅の管理に関すること。 9　被服の貸与に関すること。 10　定年前再任用短時間勤務職員及び非常勤職員の社会保険に関すること。 11　東京都職員互助組合に関すること。
	制度企画課	1　人事管理及び給与制度等に関する調査、企画及び立案に関すること(調査課に属するものを除く。)。 2　恩給及び退職手当に関すること。 3　職員団体及び職員の労働組合に関すること。 4　職員の給料、諸手当及び2に係る諸給与金の計理に関すること。 5　職員の給与の支給に関すること。 6　非常勤職員制度及び臨時的任用職員制度に関すること。
	職員事務課	1　総務事務センターの運営に関すること。 2　オフィスサポートセンターの運営に関すること。 3　都における障害者雇用の促進に関すること(他の局及び課に属するものを除く。)。
	調　査　課	1　都の組織及び機構に関すること。 2　職員の定数に関すること。
コンプライアンス推進部	コンプライアンス推進課	1　コンプライアンスの推進に関すること。 2　服務監察に関すること。 3　地方自治法第150条の規定に基づく内部統制に関すること。 4　地方自治法第243条の2の8の規定に基づく職員の賠償責任の調査に関すること。
行　政　部	管　理　課	1　区市町村行財政に係る総合的な企画及び調整に関すること。 2　住民基本台帳法の施行に関すること。 3　行政書士法の施行に関すること。 4　支庁に関すること。 5　部内他の課に属しないこと。

部	課	分　掌　事　務
行　政　部	振　興　課	1　多摩地域に係る調査及び企画に関すること。 2　多摩地域における都の事務事業の連絡調整に関すること。 3　山村振興法の施行に関すること。 4　島しょ地域に係る調査及び企画に関すること。 5　島しょ地域における都の事務事業の連絡調整に関すること。 6　離島振興法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に関すること。 7　小笠原諸島振興開発特別措置法の施行に関すること。
	区　政　課	1　特別区の行政及び財政に関すること。 2　特別区税に関すること。 3　特別区が加入する一部事務組合及び広域連合に関すること。 4　都区財政調整に関すること。 5　都区協議会に関すること。 6　特別区の土地開発公社の設立認可及び監督に関すること。
	市町村課	1　市町村の行政及び財政に関すること。 2　市町村税に関すること。 3　市町村が加入する一部事務組合、広域連合及び財産区に関すること。 4　都有財産の所在市町村に対する交付金の交付に関すること。 5　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の施行に関すること。 6　市町村の土地開発公社の設立認可及び監督に関すること。
総合防災部	防災管理課	1　防災対策及び危機管理に係る総合的な連絡及び調整に関すること。 2　震災復興の企画に関すること。 3　東京都震災復興本部の設置に関する条例の施行に関すること。 4　帰宅困難者対策に関すること。 5　災害救助法に関すること。 6　災害対策用職員住宅に関すること。 7　防災に係る普及啓発に関すること。 8　部内他の課に属しないこと。
	防災戦略課	1　戦略的な災害対応の総合調整に関すること。 2　防災訓練に関すること(他の課に属するものを除く。)。 3　危機管理体制の検証等に関すること。 4　防災機関との連携に関すること(他の課に属するものを除く。)。 5　危機管理に係る情報の収集、調査、分析等に関すること(他の課に属するものを除く。)。 6　防災事業の推進に関すること(他の局及び課に属するものを除く。)。 7　消防及び消防訓練所に関すること。 8　防災設備に係る助成等に関すること。

部	課	分　掌　事　務
総合防災部	防災計画課	1　防災対策及び危機管理に係る総合的な計画及び計画調整に関すること(他の課に属するものを除く。)。 2　災害予防対策の総合計画に関すること。 3　防災会議に関すること。 4　地域防災計画の策定に関すること。 5　東京都震災対策条例の施行に関すること。 6　震災対策事業計画の策定に関すること。 7　石油コンビナート等災害防止法の施行に関すること。
	防災対策課	1　災害応急対策に関すること。 2　危機管理に係る情報の収集、調査、分析等に関すること。 3　災害対策本部に関すること。 4　東京都地震災害警戒本部条例の施行に関すること。 5　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。 6　国民保護協議会に関すること。 7　国民保護計画の策定に関すること。 8　新型インフルエンザ等対策本部に関すること。 9　新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に関すること。 10　災害応急対策に従事する職員の技能習熟に関すること。 11　首都圏の危機管理体制の構築に関する総合的な情報の収集、調査、分析等に関すること(他の課に属するものを除く。)。 12　防災機関との連携に関すること。 13　自衛隊への災害派遣要請に関すること。 14　夜間防災連絡室に関すること。 15　自衛官の募集に関すること。
	防災通信課	1　発災時の情報提供に係る調査及び企画に関すること。 2　東京都防災センター及び区市町村等に設置する防災機器に関すること。 3　防災行政無線情報通信の運営及び整備計画に関すること。
統計部	調整課	1　統計調査員に関すること。 2　統計調査の総合調整及び国、道府県等との連絡調整に関すること。 3　統計調査の広報及び広聴に関すること。 4　統計資料の収集、整理及び保管に関すること。 5　統計に関する図書の編集及び刊行に関すること。 6　各種統計データの解析並びに解析方法の開発及び指導に関すること。 7　統計調査方法の研究、企画及び指導に関すること。 8　部内他の課に属しないこと。
	人口統計課	1　国勢調査その他人口調査及び人口予測に関すること。 2　住宅・土地統計調査に関すること。 3　学事統計調査に関すること。 4　毎月勤労統計調査に関すること。
	産業統計課	1　東京都工業指数に関すること。 2　経済センサスに関すること。 3　農林水産統計調査に関すること。

部	課	分　掌　事　務
統　計　部	社会統計課	1　消費者価格その他物価調査に関すること。 2　家計調査及び生計分析に関すること。 3　労働力調査及び就業構造基本調査に関すること。
人　権　部	企　画　課	1　人権に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。 2　人権に係る会議等の運営に関すること。 3　関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 4　同和問題に係る連絡調整に関すること。 5　東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の施行に関すること。 6　部内他の課に属しないこと。
	人権施策推進課	1　人権意識の高揚に関すること。 2　人権問題に係る普及啓発及び研修に関すること。 3　人権問題に係る相談に関すること。 4　人権問題に係る普及啓発、研修及び相談事業の連絡調整に関すること。 5　人権問題に係る情報の収集及び管理に関すること。 6　犯罪被害者等支援の推進に関すること。 7　東京都犯罪被害者等支援条例の施行に関すること。 8　人権プラザに関すること。

（2）　本庁行政機関

試験研究機関、事業所及び事務所等であつて、本庁、地方行政機関及び附属機関以外の機関

所	分　掌　事　務
東京都公文書館	都の歴史公文書等、資史料の移管、保存及び利用並びに都政史料の編さんに関する事務
東京都消防訓練所	消防職員及び消防団員の訓練

（3）　地方行政機関

地方自治法第155条及び第156条の規定に基いて設けられた機関

機関の名称	所　管　区　域	分　掌　事　務
東京都大島支庁 新島出張所 神津島出張所 大島公園事務所	大島町、利島村、新島村及び神津島村の区域	所管区域内における地方自治法第155条第1項の規定に基き知事の権限に属する事務の一部
東京都三宅支庁	三宅村及び御蔵島村の区域	
東京都八丈支庁	八丈町及び青ケ島村の区域並びに鳥島、須美寿島及びベヨネイス列岩	
東京都小笠原支庁 母島出張所 小笠原亜熱帯農業ｾﾝﾀｰ 小笠原水産センター	小笠原村	

4　職員配置状況

（令和８年８月１日現在）

区分		管理職			一般職員				合計	備考
		事務	技術	計	事務	技術	技能	計		
総務局	総務部	39	1	40	131	3	11	145	185	うち再任用2
	復興支援対策部	4	0	4	12	0	0	12	16	うち再任用1
	人事部	11	0	11	126	8	24	158	169	うち再任用1
	ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部	19	2	21	26	0	0	26	47	うち再任用3
	行政部	15	0	15	96	0	0	96	111	うち再任用2
	総合防災部	27	2	29	113	16	0	129	158	うち再任用3
	統計部	5	0	5	113	0	0	113	118	うち再任用7
	人権部	8	0	8	33	0	0	33	41	うち再任用3
	公文書館	1	0	1	12	0	1	13	14	うち再任用1
	大島支庁	4	3	7	52	56	2	110	117	うち再任用2
	三宅支庁	3	1	4	30	32	0	62	66	
	八丈支庁	4	2	6	30	32	1	63	69	うち再任用2
	小笠原支庁	5	4	9	20	49	1	70	79	
	計	145	15	160	794	196	40	1,030	1,190	うち再任用 27
東京都公立大学法人		20	1	21	36	3	0	39	60	うち再任用5
東京都人材支援事業団		23	0	23	126	4	0	130	153	うち再任用 14
地方公務員災害補償基金		2	0	2	11	0	0	11	13	うち再任用1
職員共済組合		13	6	19	119	31	0	150	169	うち再任用6
合計		203	22	225	1,086	234	40	1,360	1,585	うち再任用 53

Ⅱ　予　算　概　要

予　算　概　要

1　概要

総務局の予算は、一般会計のほか特別区財政調整会計及び小笠原諸島生活再建資金会計の２つの特別会計からなり、令和８年度の当初予算の概要は、下記のとおりである。

（１）　総額

（単位：千円）

	令和８年度	令和７年度	増　△　減	伸び率(%)
歳　　入	1,376,443,494	1,300,359,030	76,084,464	5.9
歳　　出	3,631,461,000	3,374,266,000	257,195,000	7.6

（２）　一般会計

（単位：千円）

		令和８年度	令和７年度	増　△　減	伸び率(%)
歳　　入		15,682,494	22,510,030	△ 6,827,536	△30.3
	分担金及負担金	403,245	295,627	107,618	36.4
	使用料及手数料	22,311	23,762	△ 1,451	△6.1
	国庫支出金	3,851,119	11,727,054	△ 7,875,935	△67.2
	財産収入	2,421,166	1,861,586	559,580	30.1
	繰入金	5,462,397	5,172,925	289,472	5.6
	諸収入	3,172,256	2,757,076	415,180	15.1
	都債	350,000	672,000	△ 322,000	△47.9
歳　　出		2,270,700,000	2,096,417,000	174,283,000	8.3
	総務費	243,908,000	232,630,000	11,278,000	4.8
	学務費	35,626,000	31,802,000	3,824,000	12.0
	諸支出金	1,991,166,000	1,831,985,000	159,181,000	8.7
債務負担行為		15件 19,866,546	13件 1,389,120	2件 18,477,426	1,330.2

（３）　特別区財政調整会計

（単位：千円）

		令和８年度	令和７年度	増　△　減	伸び率(%)
歳　　入		1,360,389,000	1,277,477,000	82,912,000	6.5
	繰入金	1,360,388,980	1,277,476,980	82,912,000	6.5
	諸収入	10	10	0	0
	繰越金	10	10	0	0
歳　　出		1,360,389,000	1,277,477,000	82,912,000	6.5
	特別区交付金	1,360,389,000	1,277,477,000	82,912,000	6.5

（４）　小笠原諸島生活再建資金会計

（単位：千円）

		令和８年度	令和７年度	増　△　減	伸び率(%)
歳入		372,000	372,000	0	0
	事業収入	8,562	8,562	0	0
	諸収入	200	200	0	0
	繰越金	363,238	363,238	0	0
歳出		372,000	372,000	0	0
	貸付費	372,000	372,000	0	0

２　主要事業

（１）　区市町村振興

ア　市町村振興

市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るため、市町村の所要一般財源に対する財政補完等を目的とした交付金等、多摩島しょ地域の振興を図るための経費として、73,782,774千円を計上している。

市町村総合交付金	71,800,000千円
(公財)東京都島しょ振興公社貸付等	1,982,774千円
計	73,782,774千円

イ　区市町村振興基金繰出

公共施設等の整備に要する資金を貸付けるための基金に対する繰出金として、2,072,919千円を計上している。

ウ　特別区都市計画交付金

特別区が行う都市計画事業の円滑な推進を図るための交付金として、30,000,000千円を計上している。

（２）　都区財政調整

「都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例」に基づき、特別区財政調整交付金（区への配分割合56パーセント）として、1,360,389,000千円を計上している。

普通交付金	1,278,765,660千円
特別交付金	81,623,340千円
計	1,360,389,000千円

（３）　防災対策

地震等の災害から都民の生命、財産を守り、被害を最小限に防ぐための震災予防対策、災害応急対策の総合調整等の事業費として、22,451,410千円を計上している。

防災企画・調査研究	609,280千円
災害応急対策	6,039,696千円
市町村消防の指導・助成	163,003千円
応急給水槽維持管理等	1,004,860千円
防災拠点の整備	1,062,926千円
防災対策の強化	13,571,645千円
計	22,451,410千円

（4） 公立大学法人の管理運営

地方独立行政法人法に基づき設置した東京都公立大学法人の管理運営に対する財源措置として、35,626,000千円を計上している。

3 歳入歳出予算（一般会計）事業別調書

（単位：千円）

所管部	事業名	歳出予算額			特定財源	一般財源
		人件費等	事業費	計		
総務	一般庶務事務	106人 563,608	548,220	1,111,828	0	1,111,828
	局研修	0	1,403	1,403	0	1,403
	文書事務	31人 243,723	996,670	1,240,393	55,813	1,184,580
	公文書館	12人 94,132	349,627	443,759	2,772	440,987
	庁内警備	0	1,600,389	1,600,389	0	1,600,389
	法務事務	32人 267,177	73,834	341,011	72	340,939
	グループ経営戦略事務	15人 119,958	152,251	272,209	0	272,209
	東京ﾘｶﾚﾝﾄﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ	0	38,766	38,766	0	38,766
	試験研究機関等の研究成果の発信	0	39,644	39,644	0	39,644
	情報公開事務	16人 127,692	225,438	353,130	24,520	328,610
	公立大学法人の管理運営	0	35,626,000	35,626,000	1,034,133 ※1	34,591,867
	職員共済組合	160人 1,275,573	539,936	1,815,509	1,137,644	677,865
	小計	372人 2,691,863	40,192,178	42,884,041	2,254,954	40,629,087

（単位：千円）

所管部	事業名	歳出予算額			特定財源	一般財源
		人件費等	事業費	計		
復興支援対策	復興支援対策事務	31人 247,650	113,331	360,981	97,915	263,066
人事	人事管理事務	138人 1,088,290	7,298,297	8,386,587	36,189	8,350,398
	職員福利厚生事務	130人 36,516,387	7,524,081	44,040,468	3,309,476 ※2	40,730,992
	児童手当	1,214,880	0	1,214,880	32,143	1,182,737
	恩給及び退職手当	0	17,916,647	17,916,647	573,159	17,343,488
	職員研修事務	29人 229,245	1,974,008	2,203,253	248	2,203,005
	小計	297人 39,048,802	34,713,033	73,761,835	3,951,215	69,810,620
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進	ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽの推進	35人 290,380	41,951	332,331	0	332,331
行政	住民基本台帳等事務	53人 477,797	309,887	787,684	447	787,237
	特別区行財政連絡調整	23人 205,918	31,012	236,930	0	236,930
	市町村行財政連絡調整	27人 241,252	33,616	274,868	16,807	258,061
	市町村計画の連絡調整及び多摩振興	0	3,268,860	3,268,860	209,410 ※3	3,059,450
	小笠原振興	0	981,981	981,981	311	981,670
	多摩島しょ振興推進本部の運営	0	1,021	1,021	0	1,021
	多摩地域の振興策の推進	0	167,353	167,353	0	167,353
	支庁管理運営	326人 2,177,355	2,102,414	4,279,769	120,440 ※4	4,159,329
	市町村総合交付金	0	71,800,000	71,800,000	0	71,800,000
	水道料金に係る基本料金無償臨時特別交付金	0	900,000	900,000	0	900,000
	特別区都市計画交付金	0	30,000,000	30,000,000	0	30,000,000
	特別区事務処理特例交付金	0	9,031,838	9,031,838	0	9,031,838

（単位：千円）

所管部	事業名	歳出予算額			特定財源	一般財源
		人件費等	事業費	計		
行政	区市町村振興基金繰出	0	2,072,919	2,072,919	5,274,519	△3,201,600
	市町村振興宝くじ交付金	0	7,336,971	7,336,971	7,336,971 ※5	0
	公的個人認証事業	0	212,350	212,350	102,000 ※6	110,350
	(公財)東京都島しょ振興公社貸付等	0	1,982,774	1,982,774	560,000	1,422,774
	ヘリコミューター運賃補助	0	33,839	33,839	5,057	28,782
	特別区財政調整会計繰出	0	1,360,388,980	1,360,388,980	0	1,360,388,980
	利子割交付金	0	14,462,000	14,462,000	0	14,462,000
	配当割交付金	0	44,782,000	44,782,000	0	44,782,000
	株式等譲渡所得割交付金	0	89,993,000	89,993,000	0	89,993,000
	法人事業税交付金	0	19,297,000	19,297,000	0	19,297,000
	地方消費税交付金	0	460,799,000	460,799,000	0	460,799,000
	ゴルフ場利用税交付金	0	455,000	455,000	0	455,000
	環境性能割交付金	0	4,561	4,561	0	4,561
	旧法による自動車取得税交付金	0	1,000	1,000	0	1,000
	国有資産等所在市町村交付金	0	983,459	983,459	0	983,459
	小計	429人 3,102,322	2,121,432,835	2,124,535,157	13,625,962	2,110,909,195
総合防災	防災企画・調査研究	131人 1,418,601	609,280	2,027,881	52,833 ※7	1,975,048
	災害応急対策	0	6,039,696	6,039,696	237,512 ※8	5,802,184
	市町村消防の指導・助成	0	163,003	163,003	799	162,204
	応急給水槽維持管理等	0	1,004,860	1,004,860	0	1,004,860

（単位：千円）

所管部	事業名	歳出予算額			特定財源	一般財源
		人件費等	事業費	計		
総合防災	防災拠点の整備	0	1,062,926	1,062,926	116,880 ※9	946,046
	防災対策の強化	0	13,571,645	13,571,645	10,110,184 ※10	3,461,461
	小計	131人 1,418,601	22,451,410	23,870,011	10,518,208 ※11	13,351,803
統計	統計事務	109人 818,748	2,700,333	3,519,081	3,030,114	488,967
人権	人権対策事務	36人 291,568	1,144,995	1,436,563	143,855	1,292,708
合計		1,440人 47,909,934	2,222,790,066	2,270,700,000	35,839,316	2,234,860,684

※1　歳入予算のうち、501,646千円は政策企画局に計上されている。
※2　歳入予算のうち、54千円は福祉局に、85千円は保健医療局に計上されている。
※3　歳入予算はデジタルサービス局に計上されている。
※4　歳入予算のうち、33,572千円は財務局に計上されている。
※5　歳入予算は財務局に計上されている。
※6　歳入予算は財務局に計上されている。
※7　歳入予算のうち、42,606千円は財務局に計上されている。
※8　歳入予算のうち、182,205千円は財務局に計上されている。
※9　歳入予算のうち、110,577千円は財務局に計上されている。
※10　歳入予算のうち、6,438千円は政策企画局に、9,637,979千円は財務局に計上されている。
※11　他局所管事業への特定財源充当歳入（255,330千円）を除く。

4　債務負担行為（一般会計）

（単位：千円）

区分	所管部	事項名	本年度債務負担期間限度額	全体計画期間事業費(限度額)	前年度末支出額	本年度以降支出予定額
賃貸借	総合防災	多摩広域防災倉庫代替施設賃借	令和９～16年度 5,760,950	令和９～16年度 5,760,950	—	5,760,950
委託	総務	都庁舎警備等業務委託	—	令和９～11年度 5,439,671	—	5,439,671
	人事	入都式運営業務委託	令和９年度 10,288	令和９年度 10,288	—	10,288
		給与等支給明細等配信業務委託	令和９～12年度 213,282	令和９～12年度 213,282	—	213,282
		（同上）	—	令和６～９年度 237,144	15,581	221,563
		マネジメント・レビューシステムの整備	令和９年度 3,850	令和９年度 3,850	—	3,850
		人事・給与等システムの再構築	令和９～10年度 3,676,801	令和９～10年度 3,676,801	—	3,676,801
		東京都職員個人番号収集・管理委託	—	令和８～10年度 146,583	—	146,583
		総務事務センター運営業務委託	—	令和７～９年度 3,394,680	1,200,139	2,194,541
		職員住宅改修工事基本設計委託	令和９年度 2,803	令和９年度 2,803	—	2,803
	人権	ウェブチャット相談システム運用業務委託（性犯罪・性暴力被害相談）	—	令和７～９年度 18,238	—	18,238
	総合防災	被害者総合支援システム（仮称）の構築	令和９年度 193,589	令和９年度 193,589	—	193,589
		応急給水槽の整備	令和９年度 24,000	令和９年度 24,000	—	24,000

（単位：千円）

区分	所管部	事項名	本年度債務負担期間限度額	全体計画期間事業費（限度額）	前年度末支出額	本年度以降支出予定額
委託	総合防災	多摩地域の新たな防災拠点の整備	令和９年度 186,137	令和９年度 186,137	—	186,137
		地域防災計画震災編修正業務委託	令和９年度 12,953	令和９年度 12,953	—	12,953
		地域防災計画風水害編修正業務委託	令和９年度 5,052	令和９年度 5,052	—	5,052
		地下駐車場モデル施設に関する調査委託	令和９年度 30,000	令和９年度 30,000	—	30,000
	計		4,358,755	13,595,071	1,215,720	12,379,351
工事	行政	三宅支庁職員住宅建築工事	—	令和８～９年度 1,044,611	—	1,044,611
	総合防災	防災倉庫改修工事	令和９年度 4,217,170	令和９年度 4,217,170	—	4,217,170
	計		4,217,170	5,261,781	—	5,261,781
補助	総合防災	住宅事業者への感震ブレーカー購入費補助	令和９年度 90,000	令和９年度 90,000	—	90,000

５　特別区財政調整会計事業別調書

（単位：千円）

所管部	事業名	歳出予算額			特定財源	一般財源
		人件費等	事業費	計		
行政	都区財政調整	0	1,360,389,000	1,360,389,000	1,360,389,000	0

６　小笠原諸島生活再建資金会計事業別調書

（単位：千円）

所管部	事業名	歳出予算額			特定財源	一般財源
		人件費等	事業費	計		
行政	小笠原諸島生活再建資金貸付	0	372,000	372,000	372,000	0

Ⅲ　部 別 事 業 概 要

総　　務　　部

総　　務　　部

総務部は、条例の立案、法律の解釈、法律的意見の提示をはじめとする文書・法制事務、各局への法務支援に係る総合調整、行政訴訟及び民事訴訟に関する事務、行政不服申立事件の審理・裁決及び東京都行政不服審査会に関する事務、東京都政策連携団体及び行政管理に関する事務、情報公開制度や個人情報保護制度に関する事務、東京都公立大学法人に関する事務、科学技術の振興に関する事務、庁内管理事務及び他の局部等に属しない事務等を処理している。

１　文書・法制事務

（１）　条例及び特命による文書の立案並びに文書の審査

＜令和７年度の実績＞

条例立案	規則審査	訓令審査	告示審査	規程、公告、雑報等
110 件	181 件	22 件	1,222 件	1,062 件

（２）　法律の解釈及び法律的意見に関する事務

各局の政策課題等に対し、問題点の洗い出しと整理を行い、法律的観点から具体的な解決策を提案している（令和７年度相談件数503件（損害賠償案件照会を含む。））。

（３）　公報発行及び官報報告

東京都公報を日曜日、土曜日及び休日等を除き、毎日発行するほか、官報報告に関する事務を行っている。

なお、東京都公報については、全文を東京都ホームページ上で情報提供している（過去５年分）。

（４）　令規集の編集

条例、規則、訓令並びに重要な告示及び通達等を東京都令規集に収録し、加除整理している。

なお、例規法令検索システムにより、ＴＡＩＭＳ端末で職員が東京都条例等、国の法令等及び判例を検索することができ、東京都ホームページ上では東京都の条例等を検索することができる。

（５）　公印の管理等

都印、知事印、副知事印、総務局長印等の管理及び押印並びに公印の新調、改刻等を行っている。

＜令和７年度の実績＞

知事印等の押印		公印新調	公印改刻
20,543件	116,857部	32個	９個

（６）　印刷物及び図書類の取扱い

ア　知事部局で作成する印刷物については、軽易なものは局又は所の庶務主管課長（総務局にあっては文書課長）が、重要なものは文書課長が協議を受け、登録を行っている。

イ　知事部局で購入する図書類のうち、高額図書類については文書課長が協議を受け、登録を行っている。定期購読図書類及び一般図書類については、局又は所の庶務主管課長（総務局にあっては文書課長）が登録を行っている。

（７）　文書の収受、配布等

文書配送センターを設置して、本庁到達文書を収受し、各局部等に搬送機を使って配布するとともに、都及び各区市間の文書の交換業務を行っている。

また、局内文書の郵便による発送を行っている。

＜令和７年度の受領郵便物実績＞

通　　常	書　留　等	計
1,316,433通	281,251通	1,597,684通

（８）　文書に関する管理改善、調査及び指導

文書（電子文書を含む。）の管理、保管、保存及び文書事務の改善に関する調査及び指導を行っている。

なお、公文書等の管理に関する重要な事項について、審議し、又は意見を述べることを目的に、知事の附属機関として東京都公文書管理委員会を設置している。

（９）　局の情報公開に係る連絡調整等

情報公開に係る局の窓口として、情報公開についての案内及び相談並びに公文書の開示等に係る連絡調整等を行っている。

＜令和７年度実績＞

・開示決定等

開示	一部開示	不開示 （不存在を含む。）	その他
58 件	78 件	57 件	32 件

・公文書情報提供サービスによる情報提供　　439件

(10)　局の個人情報の保護に係る連絡調整等

保有個人情報に係る局の窓口として、個人情報保護制度の案内及び相談並びに個人情報の開示及び訂正等に係る連絡調整を行っている。

＜令和７年度実績＞

開示	一部開示	不開示 （不存在を含む。）	その他
34件	17件	38件	10 件

※　特定個人情報に係る件数を含む。

２　法務に関する事務

（１）　各局への法務支援の総合調整

各局の政策課題等に対し、法律的観点から支援を行うため、関係部署間の総合調整を行っている。

（２）　行政訴訟

都知事又はその所轄の行政庁の処分について不服のある者が提起する抗告訴訟や、都の職員の財務会計行為が違法であるとしてその差止・取消・確認・損害の回復を求めて都民が提起する住民訴訟を処理している。

＜係属事件の内訳（令和８年３月31日現在）＞

都市計画・収用・損失補償	税　務	住民訴訟	情報公開	その他	計
11件(15.9%)	7件(10.1%)	14件(20.3%)	4件(5.8%)	33件(47.8%)	69件

（３）　民事訴訟

都を被告として提起される損害賠償請求事件、所有権確認・登記手続・境界確定等の不動産関係事件等の応訴事件、都を相手方として申し立てられる調停事件を処理するほか、不動産の不法占有排除や滞納債権回収などのため都が原告・申立人等となってする出訴・申立事件を処理している。

＜係属事件の内訳（令和８年３月31日現在）＞

損害賠償請求	不動産関係	調　停	都出訴・申立	その他	計
100件(64.9%)	1件(0.6%)	2件(1.3%)	42件(27.3%)	9件(5.8%)	154件

３　行政不服申立てに関する事務

都知事又はその所轄の行政庁等の処分又は不作為について不服のある者が、簡易な手続により、都知事に対して行う行政上の不服申立てについて、審査庁として裁決に関する事務及び審理員として審理手続に関する事務を処理するほか、東京都行政不服審査会に関する事務を処理している。

なお、行政不服申立ての根拠法である行政不服審査法は、平成26年法律第68号（平成28年４月１日施行）により、全部改正された（以下、この項において、「新法」といい、改正前の行政不服審査法を「旧法」という。）。

令和７年度の行政不服申立ての係属事件の状況及び発生事件数は、次のとおりである。

＜係属事件の状況（令和８年３月31日現在）＞

内訳	係属事件数			完結事件数	令和８年度への繰越件数
	令和６年度から繰越	発生	合計		
旧法	43 件	0 件	43 件	0 件	43 件
新法	1,441 件	1,083 件	2,524 件	930 件	1,594 件

また、令和７年度中の発生事件の内訳は、次のとおり、福祉・衛生関係、税務関係、情報公開関係の事件が多い。福祉・衛生関係においては、生活保護、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び児童相談所（一時保護等）に係る事件が、税務関係においては、固定資産税・都市計画税、不動産取得税、個人事業税及び滞納処分に係る事件が、それぞれ多数を占めている。

＜発生事件の内訳（令和８年３月31日現在）＞

審　査　請　求					計
福祉・衛生	税務	情報公開	都市計画・区画整理	その他	
720件(66.5%)	135件(12.5%)	100件(9.2%)	10件(0.9%)	118件(10.9%)	1,083 件

なお、令和７年度の東京都行政不服審査会（行政不服審査法第81条第１項及び行政不服審査法施行条例第３条の規定により設置される知事の附属機関）の処理状況は、諮問件数260件、答申件数267件である。

4　和解、損害賠償額決定等の専決処分

地方自治法第180条の規定に基づき、次の事項についての知事の専決処分に関する事務及び議会への報告を行っている。

（１）　都が提起する訴えであって、その訴訟の目的の価額が3,000万円以下のもの

（２）　都が応訴した事件であって、その目的の価額が3,000万円以下のもの及び（１）の事件についてする和解

（３）　法律上都の義務に属する損害賠償額の決定及び都を当事者とする訴訟上の和解以外の和解で、その額又はその目的の価額がいずれも3,000万円以下のもの

なお、令和７年度における損害賠償額決定の取扱事件は、以下のとおりであるが、主なものは職務執行関係で、50.0％となっている。

＜損害賠償額決定の内訳（令和７年度）＞

自動車	営造物	工事	職務執行	その他	計
49件(33.6%)	19件(13.0%)	3件(2.0%)	73件(50.0%)	2件(1.4%)	146 件

5　東京都政策連携団体に関する事務

（１）　政策連携団体に対する指導監督の総合調整事務

都は従来、行政運営を支援・補完するパートナーとして、東京都監理団体を積極的に活用してきたが、都庁グループ全体の経営の視点から、平成31年４月に、都とともに政策実現を目指す団体を新たに東京都政策連携団体と位置づけ、協力関係を一層強化していくこととした。

東京都政策連携団体とは、事業活動範囲が主に東京都内にある団体又は事業活動目的が主に東京都内の発展に寄与するための団体であり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う出資等団体のうち、特に都政との関連性が高い団体である。

総務部では、都の政策実現に向け、政策連携団体の適正かつ効率的な運営を確保し、自律的経営を促進するため、政策連携団体に対して各局が行う指導監督の総合調整を行っている。

（２） 政策連携団体の経営目標管理に関する事務

政策連携団体の自律的な経営改革を促進するとともに、政策連携団体の経営責任及び都としての指導監督責任を明確にする目的で、政策連携団体自らが設定した経営目標について、その達成状況等の管理を実施している。

（３） 政策連携団体の機能強化に関する事務

都政課題や社会経済環境の変化に的確に対応するため、「都庁グループ」の一員である政策連携団体について、都との連携を一層深めながら、人的資源等の有効活用を推進するとともに、専門性の向上と戦略的な活用を図ることで、グループ全体の生産性向上及び機能強化の取組を促進している。

６ 行政管理に関する事務

（１） 地方独立行政法人制度に関する事務

平成16年４月に地方独立行政法人法が施行され、試験研究、大学の設置や管理、地方公営企業相当事業の経営等の一定の業務について、効率的・効果的に運営を行わせるため、地方公共団体が法人を設立できることとなった。都では、平成17年４月に都立の大学の地方独立行政法人化を行い、公立大学法人首都大学東京（令和２年４月から東京都公立大学法人）を設立し、平成20年４月には都立の高等専門学校の運営を同法人に移管した。また、平成18年４月には地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターを、平成21年４月には地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを、令和４年７月には地方独立行政法人東京都立病院機構を設立した。

総務部では、地方独立行政法人制度に関する企画・調整を行うとともに、各法人の中期目標策定に当たって知事に意見を述べることなどを所掌する東京都地方独立行政法人評価委員会の庶務を所管している。

（２） 指定管理者制度に関する事務

平成15年６月に地方自治法が一部改正され、「公の施設」の管理・運営に民間事業者等の参画が可能となる「指定管理者制度」が創設された。都においては、平成18年４月から本格的に制度を導入している。

本制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政の効率化等を図ることを目的とするものであり、円滑な制度の導入や運用及び指定管理者の適切な評価が図られるよう、総務部において全庁的な支援・調整を行っている。

（令和８年４月１日時点 11局等220施設に導入）

７ 外部監査に関する事務

外部監査制度は、地方公共団体が実施する事務事業に対するチェック機能の充実のため、監査機能の強化を図る観点から地方自治法の改正（平成９年６月）により導入されたものであり、地方公共団体がその組織に属さない弁護士、公認会計士等の高度な専門知識を有する者と外部監査契約を締結し、その監査を受けるものである。

外部監査には、包括外部監査と個別外部監査の２種類があり、このうち、包括外部監査は、平成11年度から、都道府県、政令指定都市及び中核市において実施が義務付けられており、東京都においても同年度から実施している。包括外部監査契約は、知事が毎会計年度、あらかじめ監査委員の意見を聴き、議会の議決を経て契約を締結する。

８　政策連携団体等における博士人材の活用に関する事務

社会での博士人材の活躍を促進するため、政策連携団体等において、博士人材の活用を実施している。

９　試験研究機関における研究業務の調査に関する事務

試験研究機関等における主な研究成果を把握・整理するとともに、その成果を広く都民へ発信し、研究活動に対する理解促進及び成果の普及に取り組んでいる。

10　情報公開制度や個人情報保護制度に関する事務

都民に対する都政の説明責任を全うし、開かれた都政の推進を図るため、情報公開制度を運用するとともに、個人情報の取扱いの適正化を通じて個人の権利利益の保護を図るため、個人情報保護制度を運用している。

（１）　情報公開制度

東京都情報公開条例に基づき、都民等からの請求に応じ、都に、その保有する公文書開示を義務付ける公文書開示制度を運営するとともに、ＩＣＴの活用等による情報公表や提供など情報公開の総合的推進に努め、公正で透明な行政の推進を図っている。

ア　公文書開示事務

公文書開示の総合窓口として、公文書開示の相談、受付を行うほか、公文書の開示決定等に当たっての全庁的調整、公文書開示状況の集計及び公表を行っている。

＜令和７年度　公文書開示請求の処理状況＞

開示決定等の件数	開　　示	一部開示	不 開 示	不存在等
8,044 件	3,315 件	3,171 件	105 件	1,453 件

イ　公文書情報提供サービス（平成 29 年 10 月開始）

簡便に行政情報が入手できる方法として、インターネット上の電子申請による情報提供依頼を受けて、該当する公文書情報を電子データで無料提供するサービスを行っている。

＜令和７年度　公文書情報提供サービスの処理状況＞

受付件数	処理件数計				依頼取下げ
		全部提供	一部提供	非提供(※)	
10,225 件	7,133 件	5,894 件	1,108 件	131 件	3,092 件

※　提供文書の不存在、他制度で閲覧可能であること等によるもの

ウ　公文書情報公開システム（令和元年７月開始）

開示請求や情報提供依頼が多い公文書情報をあらかじめデータベースに登録することで都民等が随時データベースを検索し、無料で即時にダウンロードできるサービスを行っている。

＜令和７年度　公文書情報公開システムの運用状況＞

公文書情報登録（令和８年３月末時点）	8,776 件
ダウンロード（令和７年４月～令和８年３月）	597,890 件

エ　東京都情報公開審査会の運営

東京都情報公開審査会は、12 人の委員で構成され、公文書の開示請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、当該審査請求に係る審査庁の諮問に応じて開示決定等の当否を審議するため設置されている。

＜令和７年度　審議等の状況＞

開 催 回 数	新規諮問	審 議 中	答　申(※)	諮問取下げ
31 回(うち総会１回)	69 件	88 件	40（49）件	3 件

※ 複数の諮問を併せて答申することがあるため、(　) 内に答申のあった諮問の件数を参考計上

（２）　個人情報保護制度

個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき、都が保有する個人情報の取扱いに適正を期すとともに、個人の権利利益の保護を図っている。

ア　保有個人情報開示・訂正・利用停止事務

保有個人情報開示・訂正・利用停止事務の総合窓口として、保有個人情報開示等の相談、受付を行うほか、保有個人情報の開示決定等に当たっての全庁的調整、保有個人情報の運用状況の集計及び公表を行っている。

＜令和７年度　保有個人情報開示・訂正・利用停止請求の処理状況＞

総計	開示決定等の件数							
		開示	部分開示	不開示	不存在等			
4,793 件	4,772 件	1,164 件	2,978 件	90 件	540 件			
	訂正決定等の件数				利用停止決定等の件数			
		訂正	一部訂正	不訂正等		利用停止	利用一部停止	利用不停止等
	11 件	1 件	1 件	9 件	10 件	0 件	0 件	10 件

イ　東京都個人情報保護審査会の運営

東京都個人情報保護審査会は、12人の委員で構成され、保有個人情報の開示・訂正・利用停止の請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、当該審査請求に係る審査庁の諮問に応じて開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の当否を審議するため設置されている。

＜令和７年度　審議等の状況＞

開 催 回 数	新規諮問	審 議 中	答　申(※)	諮問取下げ
31 回(うち総会１回)	80 件	178 件	23（63）件	2 件

※ 複数の諮問を併せて答申することがあるため、(　)内に答申のあった諮問の件数を参考計上

ウ　特定個人情報保護制度の運用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）等に基づき、特定個人情報保護評価、特定個人情報保護監査、庁内への意識啓発等により都における特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図っている。

(ｱ) 特定個人情報保護評価の実施

地方公共団体がマイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）を保有しようとする又は保有するに当たっては、マイナンバー法等により、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられている。評価の対象となる事務を所管する評価実施機関（知事、行政委員会等）は、その事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて評価書に記載し、個人情報保護委員会に提出する。情報公開課は、評価実施機関がこの特定個人情報保護評価書を作成するに当たり、助言・確認等を行っている。

また、特定個人情報保護評価書の第三者点検を行うため平成 26 年度に東京都情報公開・個人情報保護審議会に設置された特定個人情報保護評価部会について、その運営事務を執り行っている。

＜令和７年度　特定個人情報保護評価部会 審議等の状況＞

開 催 回 数	新規諮問	審 議 中	答　申	諮問取下げ
10 件	5 件	0 件	5 件	0 件

(ｲ) 特定個人情報保護監査の実施

地方公共団体におけるマイナンバーの利用等に当たっては、マイナンバー法等により、特定個人情報の取扱状況を把握し適切な改善を行うために、特定個人情報保護監査を実施することとされている。情報公開課は、都における特定個人情報保護監査の実施手順を定め、各局に対して内部監査人要員養成説明会を実施し、監査の円滑な実施を支援している。

（３）　東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営

東京都情報公開・個人情報保護審議会は８人の委員（他に臨時委員２人）で構成され、情報公開制度、個人情報保護制度に関する重要な事項について、知事等実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べるため設置されている。

＜令和７年度実績＞

開催日	審議等の概要
令和７年６月 23 日	＜審議事項＞ (1) 会長の選任、会長代理の指名について (2) 部会の部会長・構成委員の指名について ＜報告事項＞ (1) 特定個人情報保護評価部会からの報告について (2) その他

開催日	審議等の概要
令和８年１月 21 日	＜報告事項＞ (1) 令和６年度東京都の情報公開制度の運用状況について (2) 令和６年度東京都の個人情報保護制度の運用状況について (3) 住民基本台帳ネットワーク部会からの報告について (4) 特定個人情報保護評価部会からの報告について (5) その他

（４） 都民情報ルーム

都庁第一本庁舎３階にある都民情報ルームにおいて、最新の都政情報の提供、情報公開、都政刊行物の販売を行っている。

ア 都政資料の閲覧・相談・貸出

各局で作成した最新の都政刊行物や行政資料に、都内の区市町村、道府県、国等の資料も加え、約２万点の都政資料を「資料閲覧コーナー」で都民の閲覧に供するとともに、資料相談にも応じている。また、資料の貸出（３冊、２週間）やコピーサービス（１枚10円）も実施している。

＜令和７年度実績＞

利用者数	資料貸出数	資料相談者数
35,032人	5,212冊	17,061人

イ 映像による情報提供

「映像コーナー」において、映像データの視聴及び貸出（３本、２週間）を行っている。

＜令和７年度実績＞

映像データ視聴数	映像データ貸出数
15本	18本

ウ 都政刊行物の販売

「刊行物販売コーナー」では、各局が編集発行した都政刊行物のうち、特に都民からの需要の多いものを有償刊行物として指定し、都民に提供している。また、都庁に来られない都民も都政刊行物が入手できるよう、書店等と販売協定を締結し、書店での購入やウェブストアで購入できる措置をとっている。

＜令和７年度実績＞

刊行物販売部数	刊行物販売金額
11,447冊	5,149,050円

11 東京都公立大学法人に関する事務

（１） 設立の目的

大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生

活及び文化の向上に寄与することを目指す大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することを目的とする。

（２） 事業内容

ア 東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校を設置し、これを運営すること。

イ 学生に対して、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

ウ 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

エ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

オ 教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

（３） 都の主な業務

ア 中期目標の策定

中期目標は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定により、設立団体の長である知事が、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に示すものである。知事は、中期目標を定めようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

イ 業務の実績に関する評価等

東京都が設立した地方独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行うため、知事の附属機関として東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が設置されている。評価委員会には専門的事項を分掌させるため４つの分科会が置かれており、東京都公立大学法人の業務の実績に関する評価等については、公立大学分科会が処理している。

ウ 運営費交付金等の交付

地方独立行政法人法に基づき、東京都公立大学法人に対し、設立団体である東京都から財源措置として運営費交付金等を交付している。

エ 連携事業の推進

東京都公立大学法人が都のシンクタンク的機能を果たし、都政とのパートナーシップを確立するため、各局及び都の試験研究機関との連携事業として、共同研究や人材育成など様々な事業を推進している。

（４） 設立年月日

平成17年４月１日

（５） 所在地

ア 東京都公立大学法人

新宿事務所	〒163-0926	新宿区西新宿２－３－１

イ 東京都立大学

南大沢キャンパス	〒192-0397	八王子市南大沢１－１
日野キャンパス	〒191-0065	日野市旭が丘６－６
荒川キャンパス	〒116-8551	荒川区東尾久７－２－10
晴海キャンパス	〒104-0053	中央区晴海１－２－２

ウ 東京都立産業技術大学院大学

品川シーサイドキャンパス	〒140-0011	品川区東大井１－10－40

エ　東京都立産業技術高等専門学校

高専品川キャンパス	〒140-0011	品川区東大井１－10－40
高専荒川キャンパス	〒116-8523	荒川区南千住８－17－１

12　科学技術の振興に関する事務

科学技術振興を目的として国において毎年４月に設定される科学技術週間に関することなど、都における科学技術の振興についての全庁的な所管窓口となっている。

13　公文書館

公文書館は、庁内の歴史公文書等及び刊行資料その他都政資料を収集及び保存し、行政利用及び一般の利用に供している。

また、歴史公文書を中心に江戸・東京の史料の編さん刊行事業を行っている。

（１）　歴史公文書等の移管、整理、保存、利用

各実施機関から公文書等の移管を受ける（令和７年度13,093件）ほか、庁内刊行物を収集及び保存している（令和７年度772冊）。これらの文書等について、簡易閲覧制度又は利用請求制度（特定歴史公文書に限る。）によって、閲覧や写しの交付を行っている。

また、原本保護、記録内容保存のため、資料保存環境の維持や整備等を行うとともに、利用頻度の高い文書等や原本による閲覧が困難な資料等の電子画像化に取り組み、デジタルアーカイブによる画像等の公開を進めている。

（２）　編さん刊行及び普及広報事業

都の史料編さん事業は、旧東京府・東京市の事業を継承して今日に及んでおり、「東京市史稿」（全11篇184巻、索引２巻、附図40点）、「都史資料集成」（全12巻）、「都史資料集成Ⅱ」（既刊本編７巻、別編２冊）、「東京都公文書館資料叢書」（既刊２冊）、「東京都行政資料集録」（既刊69冊）及び「都史紀要」（既刊42冊）の刊行や、館所蔵史料の復刻を行っている。

普及広報事業としては、展示室において、常設展示のほか貴重な公文書を紹介する企画展示を開催するとともに、展示に関連した講座や講演会を開催している。このほか「公文書館だより」やホームページ、ＳＮＳにおいて、館所蔵資料や刊行物、企画展示などの紹介を行っている。

（３）　調査研究

日頃の業務で蓄積した知見をもとに、その成果を「調査研究年報＜WEB版＞」（年刊　第12号 令和８年３月発行）にまとめ、ホームページにて公開している。

（４）　公文書、資料等保存

＜保存状況（令和８年４月１日現在）＞

区　　分	種　　類	数　　量
公　文　書	東京府・市文書（国指定重要文化財）	約34,500冊(33,807点)
	東京都文書	約989,520件

区　　分	種　　類	数　　量
資　　料	資料図書	約14,930冊
	庁内刊行物	約82,800冊
史　　料	江戸・明治期の地誌等	約8,000冊
絵図・地図	江戸図・東京の地図類	約1,500点
マイクロフィルム	東京都文書	28,713リール
	東京府・市文書、史資料	17,607リール

（５）　開設年月日
　　昭和43年10月１日

（６）　所在地
　　〒185-0024　　国分寺市泉町２－２－21

14　その他事務

各局総務課長会などの会議の庶務及びその他の連絡事務、局の人事、企画、予算、会計事務等を行っている。

また、庁内の秩序維持、盗難及び火災の予防等に関する事務、東京都職員共済組合に関する事務を処理している。

これらのほか、尖閣諸島寄附金を国による島々の活用に関する取組の資金とするために設置した尖閣諸島活用基金について、地元自治体とも連携し、寄附者の志が活かされるよう国への提案等を行っている。

また、都民の学び直しをサポートするポータルサイト「東京リカレントナビ」の運営、同サイト認知度向上のための広報などの事務を実施している。

復興支援対策部

復　興　支　援　対　策　部

復興支援対策部は、東日本大震災その他の大規模災害により甚大な被害を受けた自治体に対する被災地支援及び、都内に避難された方々の支援について、各局等と連携して実施している。

１　東日本大震災被災地への支援

（１）　被災地支援対策の企画・調整

現地ニーズに即した効果的な支援を全庁を挙げて推進するため、被災地情報の収集、支援事業の企画・立案、各局等への情報提供をはじめ都の被災地支援対策の総合調整等を行っている。

あわせて、都の支援や被災地の復興状況等をホームページに掲載するなど、被災地支援に関する様々な情報を、都民や被災地に向けて幅広く発信している。

（２）　現地事務所の設置

刻々と状況が変化する被災地において正確な情報を収集し、ニーズに即した支援につなげるため、震災後間もなく岩手・宮城・福島の３県に現地事務所を設置した。その後、復興の進展に合わせて事務所機能を順次集約し、現在被災地には、被災地支援福島県事務所を設置している。

事務所名	所在地	職員構成
被災地支援福島県事務所	福島市中町 （福島県自治会館８階）	部長級１名（復興支援対策部長が兼務） 課長級１名 課長代理級１名

＜経過＞

・平成 23 年３月　岩手県、宮城県、福島県に現地事務所を設置
・平成 28 年７月　岩手県と宮城県の現地事務所を統合（岩手県・宮城県事務所を設置）
・平成 31 年４月　岩手県・宮城県事務所の機能を本庁へ集約（同事務所を廃止）

（３）　人的支援の実施

ア　職員派遣

都は震災直後から、救出救助、医療支援、避難所運営など、応急対応を担う多くの職員を派遣した。本格復興に移行した後は、被災地のニーズを踏まえ、インフラや産業の再生などを担う技術職や事務職を中心とした職員を、地方自治法第 252 条の 17 に基づき中長期で派遣している。

こうして被災地に派遣した職員（都が全国に先駆けて採用した任期付職員も含む）は、これまで延べ３万人を超えている。

また、近年大規模災害が頻発する中、全国知事会からの要請等を踏まえ、東日本大震災以外の被災自治体に対しても、職員の中長期派遣を行っている。

＜令和８年８月１日現在の派遣人数＞

派遣先：福島県
人　数：　９人

イ　支援活動報告書の作成

毎年度、派遣職員が担当した業務や派遣先との交流などの経験、業務を通じて得た知識や教訓等をまとめた活動報告書を作成し、公表している。

ウ　被災自治体における職員採用の支援

被災自治体の職員採用の取組に対して、広報等の協力などの支援を行っている。

（4）　多様な被災地支援の展開

発災直後から応急対策期においては、食料や医薬品等の救援物資の調達・搬送、義援金のとりまとめ、犠牲者の火葬協力など、被災地の要請や現地事務所からの情報に基づき、様々な支援を実施した。

その後、被災地のニーズが、産業、経済や地域コミュニティの復興等を進めるための支援へと変化する中、都の各局が持つノウハウや特色を活かし、環境、流通、中小企業支援、芸術文化、スポーツ、観光などあらゆる分野で、被災地の課題解決につながる多様な支援事業を展開してきた。

こうした中にあって、復興支援対策部は、被災地のニーズ把握や各局等との総合調整等を行うとともに、震災の風化防止や風評払拭に向けた取組を「プロジェクト型支援」として実施している。

ア　風化防止の取組

平成 23（2011）年３月 11 日に発生した東日本大震災の記憶の風化が懸念される中、被災地の現状等を発信し、被災地や復興についての都民の理解・共感を深め、都民と被災地との交流・つながりの拡大を図っている。

・３月に、東北３県と共同で都民向けの「東日本大震災風化防止イベント」を開催
・被災地の姿を伝える動画やパネル等の作成、インターネットを通じた公開
・ホームページやＸ（旧 Twitter）等による情報発信　など

イ　風評払拭の取組

原発事故等による風評の払拭に向けて、鉄道事業者や区市町村など様々な団体と連携して「ふくしま⇔東京キャンペーン」を展開している外、被災地水産物の魅力を伝える動画を作成し、都有施設等で放映している。

・都内で東北３県産品の販売と観光ＰＲ等の実施
　※令和４年度から福島県と開催してきた「福島産直市」に岩手県、宮城県を加え「東北３県ふるさと市」として開催し、令和６年度第２回からは、石川県を加え「復興応援ふるさと市」として開催
・専用ポータルサイトをはじめ、ホームページやＸ（旧 Twitter）等による情報発信　など

２　東日本大震災による都内避難者への支援

（1）　都内避難者支援策の企画・調整

東日本大震災で被災し、都内に避難されている方を支援するため、被災地の状況や都内避難者のニーズ把握、被災自治体や国との調整、支援事業の企画・立案、都の都内避難者支援対策の総合調整等を行っている。

＜令和８年５月１日現在の都内避難者数＞

2,386 名

（２）　避難者の受入れ

震災後、多くの避難者が都内に避難することが予想されたことから、平成23年３月17日に緊急で避難施設を開設した。その後、避難の長期化や避難者の増加に対応するため、民間宿泊施設等の協力を得て、事業者施設を二次避難施設として活用した。

また、都営住宅や国家公務員住宅等を応急仮設住宅に位置づけ、被災地や避難者の状況に応じた受入れを行っていた。（応急仮設住宅の提供は令和８年３月終了）

・緊急避難施設（東京武道館、味の素スタジアム、東京ビッグサイト）で平成23年３月～５月に受入れ
・二次避難施設（グランドプリンスホテル赤坂など宿泊施設）で平成23年３月～12月に受入れ
・応急仮設住宅で平成23年４月以降受入れ（令和８年３月終了）

（３）　避難者支援の実施

各局や区市町村等、また被災自治体と連携して、生活全般にわたるきめ細やかな支援を行うとともに、都内避難者情報の把握、分析及び都内避難者が必要とする情報の収集、提供等を実施している。

ア　都内避難者情報の把握と活用

総務省の全国避難者情報システムへの登録情報や、都受入施設への入居情報など、都内避難者に関する様々な情報を一元的に整理・管理するとともに、必要な情報を区市町村や被災自治体に随時提供している。

イ　都内避難者に対する情報提供

都内避難者に対し、都、区市町村及び被災自治体等の各種支援情報を定期便（月１回郵送）や、ホームページ等で提供している。

ウ　都内避難者に対する相談支援

都内避難者相談窓口を設置し、避難者の抱える悩みや課題に対して、被災県等関係機関と協力し必要な対応を行っている。

エ　被災自治体等と連携した支援

被災県や被災市町村が都内避難者に対して行う交流会等の開催協力を行うほか、被災県と避難者受入都県による連絡会議等で支援の方向性について検討や調整を行っている。

３　能登半島地震等への対応

（１）　人的支援の実施

令和６年１月の能登半島地震の発災直後から、都は避難所運営や上下水道の復旧などの応急対応を行うため、被災地自治体等の要請を踏まえ、被災地に多くの職員を派遣した。

また、令和６年４月からは、道路や河川、漁港等のインフラの復旧や液状化対策などの復興業務を支援するため、地方自治法第 252 条の 17 に基づき、被災自治体である石川県、富山県及び輪島市に対し、中長期での職員派遣を実施しており、現在、令和６年９月に発生した奥能登豪雨への対応も含め、支援を行っている。

＜中長期の職員派遣　令和８年８月１日現在＞
派遣先：石川県、富山県及び輪島市
人　数：33 人

（２）　都内避難者への支援

都内への避難者を対象とした総合相談窓口を設置し、避難生活全般に関する相談を受け付けるとともに、その内容に応じ、住宅・福祉など、各種専門相談窓口や地域の機関等に繋いで支援している。

（３）　その他の支援

都民に広く被災地の魅力を発信するため、特産品販売などのイベント（「復興応援ふるさと市」）の開催や観光情報の発信などを行っている。

４　令和６年７月 25 日からの大雨（山形県）への対応

（１）人的支援の実施

令和６年 10 月から、河川・砂防施設、林道施設の災害復旧事業に係る業務を支援するため、地方自治法第 252 条の 17 に基づき、被災自治体である山形県に対し、中長期での職員派遣を行っている。

＜中長期の職員派遣　令和８年８月１日現在＞
派遣先：山形県
人　数：１人

５　令和７年８月 10 日からの大雨（熊本県）への対応

（１）人的支援の実施

令和８年４月から、道路・河川・砂防施設の災害復旧事業に係る業務を支援するため、地方自治法第 252 条の 17 に基づき、被災自治体である熊本県に対し、中長期での職員派遣を行っている。

＜中長期の職員派遣　令和８年８月１日現在＞
派遣先：熊本県
人　数：１人

人　事　部

人　　事　　部

人事部は、任命権者としての知事が権限を有する職員の任免・服務・分限・懲戒・定数・人材育成等人事管理全般についての企画、実施、調整の事務を行っている。なお、都全体の人事事務の一貫性を保つため、他の任命権者に対しても各種の総合調整を行っている。

また、職員の基本的勤務条件である給与・勤務時間等の諸制度の検討、職員団体及び職員の労働組合に関する窓口事務、その他職員の労務管理に関する事務並びに職員が職務に専念できるようにするための福利厚生、安全衛生（健康）管理、公務災害補償等を取り扱っている。

１　人事事務の実施及び調整

（１）　人事給与制度の見直し

職員の士気を高揚し、行政の効率的な運営を図るためには、状況変化に対応した人事給与制度の確立が必要である。

都においては、人事委員会の勧告及び報告等に基づき、制度全般の検討を行い、期末勤勉手当や地域手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直し、新昇給制度の導入や級格付制度の廃止、採用や管理職選考・主任級職選考等の任用制度の改正、人事考課制度の見直しなど、能力・業績主義を推進する観点から人事給与制度を見直してきた。さらに、平成27年３月には「都庁 組織・人事改革ポリシー」を策定し、複線型の行政系任用体系の推進などの取組を進めているところである。

また、都政の構造改革の一環として、給与等の内部管理事務について、デジタル化を推進しつつ、総務事務センターにおける事務集約を行うとともに、各人事給与制度についても、事務の最適化・効率化の観点から継続的に見直しを検討し、改善を進めている。

また、制度の見直しに伴う、条例・規則等の制定及び改廃並びに解釈運用、総務省による地方公務員給与実態調査等の実施及び分析、職員給与に関する実態公表等も所管している。

職責・能力・業績の処遇への反映を推進するとともに、職員が自らの可能性に挑戦できるよう、将来に「展望」を持つことができ、自らの「選択」で核となる強みを育み、活かし、キャリアを切り拓くことのできる人事制度を適切に運用する。

（２）　職員の任用

能力実証に基づく適材適所を旨として、各種の任用事務を処理している。

ア　幹部職員の異動

全局にわたり統一管理をしている。

なお、令和８年４月１日現在の幹部職員数は、2,848人（教員、警視庁、消防庁職員を除く。）

＜令和８年４月１日の異動及び採用数＞

異　　動　　数	1,544人	（兼務、併任等を含み、採用は除く。）
採　　用　　数	24人	行政職系18人　医師・研究・医療福祉系６人

※　教員、警視庁、消防庁職員を除く。

イ　一般職員の異動等

(ｱ)　異動

平成18年９月に「職員の育成及び配置に関する方針」（平成６年12月制定）を廃止し、新たに制定した「人材育成に重点を置いた配置に関する指針」に基づき、主に新任期から課長代理昇任時に至る職員の育成と配置を行っている。具体的な配置手法として、効率的な業務執行体制の確保と職員の人事管理の適正を期すため、局間異動や局内異動を実施している。

なお、管理職選考Ａ・Ｂ合格者については、取扱い基準を設け、将来の管理職としての視野を広め、資質の向上を図り、幹部として育成することを目的とした、派遣研修の実施及びローテーションによる異動を行っている。

＜局間異動実施状況（令和８年４月１日付）＞

主事級職員	主任級職員	課長代理級職員	計
460人	618人	178人	1,256人

※　医療福祉・技能労務系を除く。

(ｲ)　採用ＰＲ

採用市場が変動する中で、真に東京都職員として相応しい人材を確保するため「都庁の魅力」をこれまで以上に発信していくなど、東京都への就職希望者を質・量ともに増やす取組を引き続き積極的に展開する。

(ｳ)　採用の状況

人事委員会が実施する採用試験等に合格した者について、職員の欠員状況などを考慮して採用し、各局の状況や本人の希望、適性などを踏まえて配置している。

また、昭和56年度から身体障害者の採用選考を実施し、平成29年度からは知的障害者、精神障害者に対象を拡大し実施している。障害者Ⅲ類選考では令和７年度までに1,067名を採用しており、令和８年４月には32名を採用した。

・令和２年度から、就職氷河期世代を対象とした採用試験を実施し、令和８年度においても引き続き実施している。

・令和６年度から、民間企業等での多様な職務経験や専門性を有する人を対象とした経験者採用選考を実施している。

・令和８年度から、就労に困難を抱える難病患者を広く対象とした採用選考を実施している。

＜職員採用状況（令和７年度採用試験等実施分）＞

（単位：人）

	事務	土木、建築、機械、電気、ICT	専門職等	計
Ⅰ類Ａ	52	23	―	75
Ⅰ類Ｂ	856	169	155	1,180
Ⅱ類	―	―	17	17
Ⅲ類	150	16	―	166
キャリア活用	9	33	26	68
経験者	365	112	―	477
計	1,432	353	198	1,983

※　人事委員会実施分（障害者採用選考及び就職氷河期世代を対象とした採用試験を含む。）

(ｴ) 都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業

少子高齢化が加速し多様な人材の確保が一層厳しさを増す中で、東京の都市の強靭化を支える人材を安定的に確保するため、技術系職員向けに奨学金の返還支援を実施している。

(ｵ) 勧奨退職

昭和60年３月の地方公務員の定年制実施により、計画的な人事の刷新が行われるようになったが、人事の刷新と行政効率の向上を目的として、各年度実施要綱を作成し、退職勧奨を行っている。

＜勧奨退職実施状況（知事部局等）＞

（単位：人）

区分＼年度	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
幹部職員	33	26	13	10	12	21	9	51	70	66
一般職員	61	79	85	88	79	126	99	138	157	179
計	94	105	98	98	91	147	108	189	227	245

（３） 人材育成としての職員研修

東京都は、地方公務員法第39条の規定に基づき、職員に都民全体の奉仕者にふさわしい人格と教養を培わせること及び職務上必要な知識・技能を修得させることを目的とし、職員研修を実施している。

人事部は、「東京都職員人材育成基本方針」及び総務局長が策定する研修基本方針に基づき、計画的、組織的な研修を実施している。また、各局が実施する局研修との有機的、一体的な連携を図る観点から、研修の計画及び実施に関する総合調整機関としての機能も担っている。

職員研修は、次に掲げる３本柱のメリットを組み合わせ、互いに機能を高める形で展開し、情報は随時ポータルサイト「都カラ 職員キャリア開発+」で発信するなど、主体的な能力開発の促進を行っている。

ア 職場研修（ＯＪＴ）

管理・監督者による部下職員の育成を推進するため職層別研修を実施し、各職場におけるＯＪＴの活性化・定着化の取組を推進しているほか、「ＯＪＴハンドブック」・「ＯＪＴ通信」・「ＯＪＴ支援情報掲示板」などにより、管理・監督者のみならず、一般職員全員へ職場研修の参考となる情報を提供している。

イ 職場外研修

(ｱ) 中央研修

都の全職員を対象に、各職層に必要な共通能力の開発と計画的な動機付けを行う研修、幹部人材の能力向上を図る研修、技術職員の能力向上を図る研修、実践的能力の開発に向けた研修、専門性の高いテーマに関する研修、各局研修の講師を養成する研修、東京都及び特別区との交流促進に向けた合同研修、国や民間企業との交流を通じて専門的知識や幅広い視野を養成する派遣研修、対外交渉能力や政策形成能力の向上等を図る海外研修等を行う。また、制度所管部署が実施する実務研修に関する調整等を行う。

(ｲ) 局研修

各局が所属職員を対象に、局の事務事業に即した能力の開発を進めるとともに、局固有の課題に関する実務的な研修を中心に実施する。人事部は、講師の養成、研修教材の作成・貸出、研修所施設の提供等、積極的な局研修の支援を行っている。

ウ　自己啓発

職員自らの主体的な能力開発・向上を支援・促進するため、以下の事業等を実施している。

(ｱ)　自己啓発支援制度の運用

(ｲ)　サテライトセミナーの実施

(ｳ)　自己啓発支援情報の提供

(ｴ)　職員ハンドブックの編集、発行

（４）　服務、分限、懲戒

全体の奉仕者として、公共の利益のため誠実に職務に当たるよう、機会あるごとに通達などにより自覚を促している。

職員がその職責を十分に果たし得ない場合には分限処分を行い、また法令若しくは服務義務に違反した場合には懲戒処分を行っている。

なお、処分の適正を期すため、「東京都職員懲戒分限審査委員会」を設置している。

（５）　退職管理

都では、都を退職した職員が、定年又はその直前まで勤務して培った知識・経験・能力を社会の様々な分野で活用することは、社会の要請に応えるものでもあり有意義と考えている。

こうした考え方のもと、これまで、職員（課長級以上）の再就職情報を一元的に管理する「都庁版人材バンク」を独自に整備し、人材の有効活用と再就職の透明性・納得性の向上を図り、適切な運用を重ねてきた。

平成26年に地方公務員法の一部が改正されたことを契機に、都では、これまでの「都庁版人材バンク」の取組のほか、新たな取組を盛り込んだ「東京都職員の退職管理に関する条例」を制定した。

本条例に基づき、退職管理の透明性・公正性を確保し、人材の有効活用を推進している。

（６）　勤務時間、休日、休暇等

ア　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する制度の検討を行っている。

イ　アの検討に基づく条例、規則、規程等の制定及び改廃並びに解釈運用に当たっている。

ウ　次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく、東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン（東京都特定事業主行動計画）の実施に取り組んでいる。

エ　超過勤務の縮減に関する基本指針に基づく取組を行っている。

オ　テレワークの推進に関する取組を行っている。

カ　子連れ出勤に関する取組を行っている。

（７）　旅費

ア　旅費制度の検討を行っている。

イ　アの検討に基づく条例、規則、規程等の制定及び改廃並びに解釈運用に当たっている。

（８）　非常勤職員制度及び臨時的任用職員制度

ア　非常勤職員の報酬・任用等に係る制度及び臨時的任用職員制度の検討を行っている。

イ　アの検討に基づく条例、規則、要綱等の制定及び改廃並びに解釈運用に当たっている。

（９）　職員団体及び職員の労働組合との交渉等

職員団体及び職員の労働組合と、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する交渉等を行っている。

(10)　総務事務センターの運営

知事部局等の各所属でこれまで分散的、重層的に処理していた給与・旅費等の総務事務を集中処理することで、職員が政策立案等イノベーティブな業務に注力できる環境を整備するため、総務局人事部に設置された。

令和３年３月の総務事務センター開設以来、通勤手当等の各種手当、旅費、年末調整など段階的に事務集約を拡大してきた。ひととおりの集約を完了しており、引き続き業務プロセスの改善やデジタル化などを推進し、サービス品質の向上に取り組んでいる。

(11)　オフィスサポートセンターの運営

知的障害者の雇用について、障害特性に適した職務内容や勤務条件を検証するため、平成30年度に総務局人事部オフィスサポートセンターを開設し、非常勤職員としてオフィスサポーターの任用を開始した。令和２年度からは、非常勤職員から常勤職員へのステップアップを可能とする雇用の枠組みを創設した。令和８年４月現在、24名の常勤職員（業務職）と12名の非常勤職員（オフィスサポーター）が従事している。

(12)　表彰

「東京都職員表彰規則」に基づき、都政課題の解決に当たり顕著な功績を残した職員などを原則として年１回知事から表彰している。

このほか、都職員として永年にわたりその職務に精励し、都政に貢献した者に対して、年１回知事から感謝状を授与しており、令和７年度は、2,734人に授与した。

＜令和７年度職員表彰実績＞

職務に関して有益な研究を行い、又は有益な発明発見をした者	７件
都政課題の解決に当たり、他に類例をみない顕著な功績のあった者	７件
担当事務に熟達し、多年にわたって献身的に職務に精励した者	７件
都民サービスに関する改善又は公務能率の向上に関して著しい貢献のあった者	３件
その他の部門（職務に関する困難な課題に挑戦する姿勢又は取り組む過程が称賛に値するもの）	３件
その他の部門（特に優れた善行があった者等）	２件
合　　計	29件

(13)　厚生制度

ア　元気回復

(ｱ)　厚生施設

職員の教養を広め、公務への認識と知識を深めるための一助として、職員の文化活動用に厚生室を設けており、茶道、書道の練習等で利用している。

また、職員の体育活動用に、体育室、武道場、多目的スペースを設けており、バレーボール、卓球、剣道、空手等の練習で利用している。

(ｲ)　東京都職員文化会・東京都庁体育会

文化・体育活動を通じて、職員の元気回復・職務能率の向上等を図るため、東京都職員文化会、東京都庁体育会が組織され、次のような活動を行っている。

○　東京都職員文化会

音楽、美術、演劇等の６部門14部会に分かれて、常時、講習会・研究会等を開催するほか、毎年秋以降、日頃の研さん成果を発表する場として、総合文化祭を行っている。

○　東京都庁体育会

陸上、球技、武道等の６部門20部会に分かれて講習会、社会人競技会への参加、他都市との親善試合等を実施するほか、春・夏・秋・冬に職員体育大会を開催している。

イ　財形貯蓄制度

勤労者財産形成促進法に基づき、職員の計画的な財産づくりの促進を目的として東京都職員財産形成貯蓄制度が昭和59年９月から実施され、知事部局の加入数は約8,600件（令和８年３月）である。

(14)　東京都職員互助組合（(一財）東京都人材支援事業団）

東京都職員互助組合は、職員の福利厚生の増進を図るため、条例により設置され、主に職員等の慶弔等に関する互助給付事業、育児、介護、心身の健康づくり及び自己啓発の支援に関する事業、食堂等の施設運営事業、融資あっせん事業等を行っている。

なお、(一財）東京都人材支援事業団を同互助組合とみなしており、人事部は同事業団との連携等を行っている。

《(一財）東京都人材支援事業団の概要》

○　設立の目的

都民を対象とした諸行事の実施や都民に対する都政のＰＲ等の事業を通じて東京都の行政の円滑な運営に協力するとともに、東京都の行政に携わる者等の福利の増進及び育成等を図る事業を行い、もって東京都の行政の能率的運営を確保し、都民福祉の向上に寄与することを目的とする。

○　事業内容

・地方自治振興のための講演会等の実施
・福利厚生に関する企画・調査研究及び実施の受託
・東京都の行政の円滑な運営に必要な事業
・福利厚生に関する事業
・人材育成に関する事業
・その他事業団の目的を達するために必要な事業

○　設立年月日

平成元年３月31日（平成25年４月１日 一般財団法人に移行）

○　所在地

〒163-8001　新宿区西新宿二丁目8番1号

(15)　安全衛生管理制度

職員の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成・促進を目的として、下記の事項を行っている。

ア　安全衛生管理体制の整備

安全衛生事業執行責任者、衛生管理者、産業医等の管理体制を整備し、職場の安全衛生管理の円滑な推進に努めている。

総務局においては、産業医制度の確立、衛生管理者の養成、各種講習会及び保護具制度の充実等を行っている。

イ　職場の環境管理及び作業管理

職場の環境管理及び作業管理は、各職場を中心に実施されるが、総務局は、東京都安全衛生管理基本計画を策定し、施策の指針を示すとともに、環境改善、作業管理の適正化のため

の職場環境調査等により、技術的な援助・指導・相談等を実施している。

ウ　健康管理

健康診断等により、職員の健康状態を把握し、その結果に基づき、職員の健康保持・増進、健康障害発生の未然防止等に必要な措置を講じている。平成14年度から、医療との連携強化のため、健康診断を始めとして、以下の事業を東京都職員共済組合に委託している。

<table>
<tr><td colspan="2">健康診断</td></tr>
<tr><td></td><td>一般健康診断</td><td>・一般定期健康診断
・特定業務従事者健康診断
・海外派遣職員健康診断</td></tr>
<tr><td></td><td>特殊健康診断</td><td>・粉じん・塵埃業務従事者健康診断
・放射線業務従事者健康診断
・特定化学物質取扱業務従事者健康診断
・有機溶剤取扱業務従事者健康診断
・その他</td></tr>
<tr><td></td><td>その他の検診</td><td>・消化器健康診断
・乳がん検診・子宮がん検診
・大腸がん検診
・その他</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">臨時健康診断</td></tr>
<tr><td colspan="3">保健指導等による事後措置</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">健康診断結果により経過観察を要する者に対して、３次健診として生活指導等を実施</td></tr>
<tr><td colspan="3">精神保健管理</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">精神保健相談、ストレスチェック、再発予防指導、職場復帰訓練、精神保健に関する啓発等を実施</td></tr>
<tr><td colspan="3">健康相談</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">健康上の疑問や不安を持つ職員の相談に応じ、助言や援助を実施</td></tr>
<tr><td colspan="3">健康教育・講習会</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">・健康診断の結果、疾病予備群の職員に対し、生活習慣改善のための健康教育を実施
・職場の健康管理について理解を深めるために安全衛生管理者等を対象に講習会を実施</td></tr>
<tr><td colspan="3">健康測定室</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">職員の自主的な健康管理と健康増進の目的で、第一本庁舎16階に開設</td></tr>
<tr><td colspan="3">健康管理医の事務</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">健康診断の管理、健康相談、指導助言、健診機関に対する指導、長時間労働による健康障害防止のための面接指導の実施、産業医としての職務の実施　等</td></tr>
<tr><td colspan="3">職員の死亡及び病気休暇に関する調査</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">在職中の死亡及び15日以上の病気休暇の取得について調査・分析し、健康管理の基礎資料としている。</td></tr>
</table>

(16)　職場におけるハラスメントの防止

ハラスメントが行われることのない勤務環境づくりを推進するため、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針」、「『妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント』の防止に関する基本方針」、「職場におけるパワー・ハラスメントの防止に関する基本方針」及び「東京都職員に対するカスタマー・ハラスメントの防止に関する基本方針」

等の策定やハラスメント防止連絡会議の実施など、ハラスメント防止に向けた取組を実施している。

また、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」、「パワー・ハラスメント」に関する職員からの相談・苦情を受け付けるため、局窓口、全庁窓口、東京都人材支援事業団相談室及び外部弁護士窓口といった複数の窓口を設置し、職員にとって相談しやすい環境を整備している。

(17) 公務災害補償制度

常勤職員の公務災害及び通勤災害については、地方公務員災害補償法が適用され、地方公務員災害補償基金が災害の認定及び療養補償・休業補償その他各種の補償を行っている。人事部は、地方公務員災害補償基金への公務又は通勤災害認定請求提出に際し、知事の意見を付する事務を行うほか、これら職員の休業補償に対して、「東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例」に基づき、付加給付を実施している。

また、非常勤職員については、「東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、認定及び各種補償を実施している。

＜令和７年度発生件数（知事部局）＞

公　務　災　害	100件	うち非常勤11件
通　勤　災　害	27件	うち非常勤７件

(18) 社会保険

非常勤職員及び再任用職員を対象に、社会保険への加入、脱退、被扶養者の申告等の事務並びに保険料の徴収及び支払等に係る事務を行っている。

(19) 被服

ア　被服貸与制度及び制式に関する検討を行っている。

イ　アの検討に基づく規程等の制定及び改廃並びに解釈運用に当たっている。

(20) 職員住宅

ア　第二号住宅（災害対策職員住宅）

勤務時間外において、地震、災害等の非常事態が発生した場合、災害対策業務が円滑に遂行されるまでの間、発災初期における情報収集及び連絡応急活動を実施する態勢を確保するために必要な災害対策要員の居住の用に供するために設置している。

なお、令和４年４月より、第三号住宅であった青山住宅・渋谷住宅・中目黒住宅（障害対応型住宅を除く）のあり方を見直し、第二号住宅（災害対策職員住宅）に変更した。

＜第二号住宅（災害対策職員住宅）の現況（令和８年４月１日現在）＞

場　所		規　模	所在か所	戸数	使　用　料（円）	
					指定※	選考
都庁本庁舎周辺（a）			11	587		
	世帯用住宅	３DK～３LDK	10	238	0	55,100～117,700
	単身用住宅	１DK	４（うち併設３）	349	0	29,400～44,800

場　所		規　模	所在か所	戸数	使　用　料（円）	
					指定※	選考
立川地域防災センター(b)			1	65		
	世帯用住宅	3LDK	1	40	0	62,400・65,100
	単身用住宅	1DK	1（うち併設1）	25	0	23,100・24,900
計(a+b)			12	652		

※　指定とは、災害発生時において、従事している職務との関係から災害対策要員として特に必要な者（指定要員）である。

※　表中「所在か所」欄「(うち併設)」数は、世帯用住宅・単身用住宅併設の住宅であるため、「計」欄は、①世帯用住宅（併設含む）及び②単身用のみの住宅の合計を示す。

イ　第三号住宅

地震、災害等の非常事態が発生した場合、円滑に災害対策業務を遂行するために入居の必要があると認められる者の居住の用に供するために設置している。

＜第三号住宅の現況（令和８年４月１日現在）＞

	規　　模	所在か所	戸数	使　用　料（円）
世帯用住宅	2DK～3LDK	5	48	73,500～162,900
単身用住宅	1K～1DK	6（うち併設2）	304	33,000～ 57,700
計		9	352	

※　表中「所在か所」欄「(うち併設)」数は、世帯用住宅・単身用住宅併設の住宅であるため、「計」欄は、①世帯用住宅（併設含む）及び②単身用のみの住宅の合計を示す。

［参考］第一号住宅

本来の職務に伴い、勤務時間外においても都民の生命若しくは財産を保護するための非常勤務又は通信業務に関する非常勤務に従事するため、その勤務する公署の構内又はこれに近接する場所に居住する必要がある者で、常時待機的な拘束を強いられるものの居住の用に供するために設置している。

2　組織・機構に関する事務

（1）　組織管理事務

事務事業を効率的に執行するためには、適正な組織機構の整備が必要である。

このため、地方自治法等の各種法令によって知事の権限とされている組織に関する次のような事務を行っている。

ア　知事部局等の組織に関する事務

(ｱ)　知事の権限に属する事務を分掌する組織（地方自治法第158条）として、東京都組織条例及び東京都組織規程により、局、部、課、事業所等及びこれらの分掌事務並びに局長等の職の職位・職責等を定めている。

また、各職の事案決定権限を東京都事案決定規程により定めている。事業所の内部組織等については、各処務規程により定めている。

(ｲ)　会計管理者の権限に属する事務を処理する組織（地方自治法第171条）についても、東京都組織規程等で定めている。

(ｳ)　課長代理等の設置及び廃止については、各局長が定めるが、全庁的な視点から調整を図

るため、知事が承認することとなっている。

イ　行政委員会等事務局及び公営企業局の組織に関する事務

(ｱ)　行政委員会等事務局の組織については、地方自治法第180条の４の規定に基づき、知事の総合調整権として、課及び課相当以上の組織等の設置等について予め協議を受けるほか、組織について、その合理化、均衡保持のため必要な措置を勧告できることとなっている。

(ｲ)　公営企業局の組織については、主要職員の任免について、知事が同意権を保有しているが、それとの関連において個別に調整している。

ウ　東京消防庁の組織に関する事務

消防組織法（第10条）の規定に基づき、消防本部については、知事が組織を設置・廃止する。消防署の内部組織は知事が承認することとなっている。

（２）　附属機関等に関する事務

広義の行政組織である審議会等の附属機関は、原則として各局において管理、運営しているが、昭和62年５月に「附属機関等設置運営要綱」を制定し、全庁的な観点から、附属機関等の適正かつ効率的な運用を図るための指導・調整を行っている。

なお、令和８年４月１日現在、378の附属機関等が設置されている。

３　定数管理

事務事業の執行に必要な職務について、その内容を質・量にわたり把握し、合理的な職員の数を決定している。

＜職員定数一覧（令和８年４月１日現在）＞

知事部局等	公営企業	内訳			計
		交通局	水道局	下水道局	
20,932人	12,760人	6,776人	3,463人	2,521人	33,692人

４　システムを使用した業務及び業務支援

人事管理に係る諸制度に基づくシステムを使用した業務の実施、各局等の業務支援及びシステムの管理運用を担当している。

（１）　給与支給等

都職員のうち、教員、警視庁職員、東京消防庁職員、公営企業職員を除く者（以下「知事部局等職員」という。）約24,000人（定年前再任用短時間勤務職員等を含む。）の給与計算、人件費計理、支給事務等を行っているほか、給与担当者の事務指導を行っている。

また、知事部局等職員の退職手当の計算と支給事務、恩給の計算と支給事務を行っているほか、それぞれの条例・規則を所管している。

＜令和７年度恩給及び退職手当支給実績＞

区分		金額（千円）	人員（人）
恩給	普通恩給	0	0
	扶助料	7,316	6
	退隠料（退職年金を含む）	1,508	2
	遺族扶助料（遺族年金を含む）	30,277	24
	計	39,101	32
退職手当	普通退職手当	1,379,407	705
	定年等退職手当	6,090,746	268
	計	7,470,153	973

（２） 会計年度任用職員報酬支給

知事部局等の会計年度任用職員の報酬の計算、期末・勤勉手当の計算及び支給事務を行っている。

（３） 人事記録管理

都職員のうち、教員、警視庁職員、東京消防庁職員を除く約147,000人（退職者を含む。）について人事記録等の人事事務全般を支援している。

（４） 人事考課、人材育成、配置管理

都職員のうち、教員、警視庁職員、東京消防庁職員を除く約42,000人について、人事考課、人材育成、配置管理業務等を支援している。

（５） 庶務事務等

都職員のうち、ｅ庶務事務システム等を使用している約30,000人について、休暇、旅費、超過勤務命令等に係る手続、旅費の支払事務、出勤記録事務等を支援している。

コンプライアンス推進部

コンプライアンス推進部

コンプライアンス推進部は、全庁のコンプライアンス推進、知事部局等の職員に係る服務監察等及び知事部局における内部統制に関する事務を行っている。

1　コンプライアンスの推進

都民から信頼される都政、より良い都政の実現に向けて、平成29年５月に制定した「東京都コンプライアンス基本方針」に基づき、コンプライアンスの推進に取り組んでいる。

（1）　東京都コンプライアンス推進委員会の運営

都におけるコンプライアンス推進の中核的な役割を担う組織として、副知事を委員長、各局長等を委員とする東京都コンプライアンス推進委員会を設置している。

同委員会の下に、服務・文書・会計など都庁の各種制度を所管する課長級職員による制度部門幹事会を設置し、制度所管とコンプライアンス推進部が相互に連携して、監察の実施に係る調整や監察結果の検証等を行っている。

また、庁内各局・部では、各々が局・部コンプライアンス推進委員会を設置し、東京都コンプライアンス推進委員会の決定した計画等に沿って取組を行っている。

（2）　コンプライアンス推進に関する普及啓発

コンプライアンスに関する職員の意識向上に向けて、各種普及啓発を行う。

ア　職員のコンプライアンス意識の強化に向けた研修の充実

(ｱ)　各局が行うコンプライアンス推進研修の支援（素材提供、講師派遣等）

(ｲ)　コンプライアンス推進研修（ｅラーニング型）の実施

イ　全職員向け「コンプライアンス通信」の発行、ホームページによる情報発信

＜令和７年度の実績＞

「コンプライアンス通信」を７回発行

ウ　コンプライアンス推進月間において、服務事故の防止やコンプライアンスの推進に向けた職場討議等を実施

（3）　都における公益通報制度

都における公益通報制度について、全庁窓口として、関係局等との連絡調整を行っている。

ア　公益通報者保護法に規定する法律違反だけでなく、法令（条例・規則を含む。）違反行為全般が通報対象

イ　職員等に加えて、都民等も通報を行うことが可能

ウ　外部窓口として弁護士窓口を設置

＜令和７年度の公益通報受理件数＞

18　件

（4）　職員目安箱

職員目安箱を通じて知事に直接伝えられた、職員が抱いている問題意識、提案など幅広い意見等について、関係局等との連絡調整を行っている。

（５）　職務に関する働きかけについての対応

職員以外の者が、職員に対して要望・意見等を伝え、その職務に関して行為をするように又はしないように求めた場合の対応として行う記録・報告等について、関係局等との連絡調整を行っている。

２　服務監察

服務監察は、「予防監察」と「事故監察」に大別される。

（１）　予防監察

予防監察は、職員の非行及び事故の発生することを予防するため、知事部局等における職員の服務状況及び服務に関連する事務事業の内容について監察を行っている。

＜令和７年度の予防監察実施箇所＞

24 局 267 箇所（97 部・170 事業所）

（２）　事故監察

事故監察は、知事部局等の職員が服務に関する法令その他職員が守るべき規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる行為を起こした場合に、実態を解明して事実を認定し、処分に関する適正な意見を報告するとともに、再発防止のために改善等が必要な事項について調査を行っている。

＜令和７年度の事故監察処理通数＞

44　通

３　内部統制

知事部局における財務に関する事務の適正な管理及び執行を確保するため、「東京都内部統制基本方針」を策定し、同基本方針に基づき、内部統制の整備・運用を行っており、毎年度、内部統制評価報告書を議会に提出している。

４　賠償責任の調査

知事部局等における職員が職務執行上、その保管している現金、有価証券、物品又は使用している物品を故意又は重大な過失（現金の場合は、故意又は過失）によって、亡失・損傷して、都に損害を与えた場合の賠償責任について調査を行っている。

＜令和７年度の賠償責任調査処理通数＞

１　通

行　　政　　部

行　　政　　部

行政部は、区市町村等の地方公共団体の行財政運営に関する助言及び連絡調整、地方分権の推進、多摩及び島しょ地域に係る都の事務事業の連絡調整並びに小笠原諸島振興開発計画の推進及び調整などの事務を行っている。

1　住民基本台帳、行政書士及び公的個人認証等に関する事務

（1）　住民基本台帳

「住民基本台帳法」に基づき、各区市町村が実施する住民基本台帳の作成等について助言等を行っている。

住民基本台帳事務は、住民に関する記録を統一的に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録など他の行政事務の基礎となるほか、住民の利便の増進、行政の合理化に資するものである。

＜住民基本台帳による東京都の世帯数及び人口（令和８年１月１日現在）＞

区　分	区　　部	市　　部	町　村　部	計
世帯数	5,600,989	2,137,354	40,602	7,778,945
人口（人）	9,796,723	4,204,168	76,662	14,077,553

（2）　住民基本台帳ネットワークシステム

「住民基本台帳法」に基づき、各区市町村の住民基本台帳ネットワークシステムの運用について助言等を行っている。また、都においては、パスポートの発給等、法律に規定された事務や、看護師等修学資金の貸付に関する事務等、条例に規定された事務に限定して本人確認にシステムを利用できる。

住民基本台帳ネットワークシステムは、各区市町村が整備する住民基本台帳の住民票記載事項のうち、本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、個人番号等）を利用するものであり、このサービスにより申請時等に住民票の添付を省略できるほか、全国の区市町村で住民票の写しの交付を受けることができる。また、本人確認情報の提供等を通じて、社会保障・税番号制度の運用を支えている。

（3）　印鑑の登録と証明

総務省の示す「印鑑登録証明事務処理要領」等に基づき、各区市町村が行う印鑑登録証明事務について、統一的、合理的事務処理が図られるよう助言している。

印鑑登録証明事務は、住民の権利義務と密接な関係があり、印鑑登録証明書は経済取引等において、重要な役割を果たしており、各区市町村では、条例・規則等を制定し、正確な事務処理を期している。

＜印鑑登録件数（令和８年１月１日現在）＞

区　　部	市　　部	町　村　部	計
5,187,387	2,460,880	45,724	7,693,991

（４） 住居表示

「住居表示に関する法律」に基づき、各区市町村が、市民生活の便宜を向上させ、公共の福祉の増進に資する目的で行う合理的な住居表示の実施に係る手続等について、助言等を行っている。

＜住居表示実施状況（令和８年１月１日現在）＞

実施 団体数	実施団体 総面積(km²)	市街地 面積(km²)Ａ	実施済 面積(km²)Ｂ	実施率（%） Ｂ/Ａ×100
２３区	622.04	622.04	608.58	97.8
１４市	425.45	160.90	157.49	97.9
１村	27.54	1.01	1.01	100.0
計	1,075.03	783.95	767.08	97.8

（５） 行政書士

「行政書士法」に基づき、行政書士会の指導監督及び会則の認可等を行っている。

なお、平成12年度から、行政書士試験の実施は、指定試験機関である（一財）行政書士試験研究センターに委任している。

東京都行政書士会会員数　　9,011人（令和８年４月１日現在）

＜令和７年度行政書士試験東京都実施状況＞

受　験　者	合　格　者	合　格　率
13,133人	2,048人	15.6%

（６） 公的個人認証サービス

平成28年１月の公的個人認証法の改正により、それまで東京都知事が行っていた認証業務を地方公共団体情報システム機構（以下、「機構」という。）が行うこととなった。このことにより、都は、区市町村が行う住民からの電子証明書発行申請の受付や機構に対する電子証明書の発行要求等に係る事務について、助言等を行っている。

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）」に基づき、住民への電子証明書の発行及び失効、電子申請を受け付ける行政機関等（署名検証者）への電子証明書の失効情報の提供等のサービスを、区市町村と機構が連携して実施している。

このサービスはインターネット等により、行政機関への申請や届出を行う際に、他人によるなりすましや通信途中での改ざんを防ぐために行うものであり、行政手続のオンライン化による住民サービスの向上と行政の効率化に資することとなる。

２　区市町村行財政に係る総合的な企画及び調整

（１）　第一次東京都地方分権推進計画の策定

都は、平成10年７月に「東京都地方分権推進計画大綱」を策定し、国の状況等を勘案しながら東京都地方分権推進計画を計画的・段階的に策定することとした。その後、平成11年７月、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる地方分権一括法）の成立を踏まえ、「第一次東京都地方分権推進計画」を策定した。これは、機関委任事務制度の廃止や法令による事務権限の移譲等、地方分権一括法等の法令改正への対応を中心としており、事務手続などについての基本的な対応策を示したものである。

この計画に基づき、条例・規則の制定・改廃や手数料に係る条例制定などを推進した。

（２）　第二次東京都地方分権推進計画の策定

都は、平成12年８月、都から区市町村への一層の分権を進めるため、「第二次東京都地方分権推進計画」を策定した。これは、都と区市町村の役割分担の明確化、都から区市町村への事務・権限の移譲、都の区市町村への補助制度などを内容とするものである。

この計画に基づき、区市町村と協議・調整の上、事務処理特例制度等を活用し、順次、事務・権限の移譲を進めている。

（３）　基礎自治体への権限移譲

平成22年６月に閣議決定された地域主権戦略大綱では、基礎自治体へ権限移譲を行う事務として68項目251条項の事務が掲げられ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる第２次一括法）により、権限移譲が行われた。その後、数次にわたり一括法の改正が行われ、令和８年５月には第16次一括法が成立し、区市町村へ権限移譲が順次進められている。

（４）　八王子市の中核市移行

八王子市の中核市移行を公約に掲げ、平成24年１月に就任した市長の下で、平成12年以来凍結されていた中核市移行に向けた検討が再開された。

都は、市からの要請を受け、平成24年８月に「八王子市の中核市移行に関する都・市協議会」を設置し、協議を重ねた結果、平成25年９月に八王子市から中核市指定について同意の申入れがあり、平成25年12月、東京都議会において申出に対する同意が可決された。これを受け、平成26年５月、閣議決定を経て中核市の指定に関する政令が公布され、平成27年４月１日に八王子市が中核市へ移行した。

都では、中核市移行後の状況等について、八王子市と緊密に情報共有を図りながら、その円滑な運営を支援している。

（５）　地方創生の取組支援

国は、令和７年６月に「地方創生2.0基本構想」を策定し、今後10年間を見据えた地方創生の方向性を定めた。これを踏まえ、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を変更し、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を令和７年12月に策定した。

都道府県及び区市町村においては、国の「総合戦略」を勘案し、同構想の実現に向けて、地方版総合戦略の改訂等に努めることとされている。

都では、都内の区市町村が策定した地方版総合戦略等に基づく各種施策を円滑に実施できるよう、国の補助金などを活用し、区市町村による主体的な取組を積極的に支援している。

（６）　奨学金返還支援事業

少子高齢化が加速し多様な人材の確保が一層厳しさを増す中で、東京の都市の強靭化を支える人材を安定的に確保するため、区市町村等の技術系職員及び消防本部を置く市町村の消防職員向けに奨学金の返還支援を実施している。

３　特別区に関する事務

（１）　特別区の行政に関する事務

ア　特別区の行政運営に関する助言等

特別区における行政運営の適正化を図るため、特別区の組織、人事、給与制度等に関する調査及び助言を行うほか、都と特別区との協力関係を保持するため必要な連絡調整事務を行っている。

イ　特別区の廃置分合、境界変更等

特別区の廃置分合及び境界変更について、関係特別区の申請に基づき、都議会の議決を経てこれを定めるほか、特別区に係る境界に関する事務を行っている。

ウ　都区協議会関連事務

都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため、地方自治法により設置された都区協議会に関する事務を行っている。

エ　一部事務組合等関連事務

特別区が設置する組合及び協議会に関する許可及び助言等に関する事務を行っている。現在設けられている特別区の組合は、「特別区人事・厚生事務組合」「特別区競馬組合」「臨海部広域斎場組合」「東京二十三区清掃一部事務組合」及び「東京都後期高齢者医療広域連合」である。なお、「東京都後期高齢者医療広域連合」は都内全区市町村が構成団体となっている。

特別区の協議会は、「東京二十三区清掃協議会」があり、また、機関等の共同設置は、児童相談所設置区において設けられた「措置費共同経理課」がある。

オ　土地開発公社に関する事務

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく土地開発公社の設立・定款変更の認可及び運営に関する助言等を行っている。なお、特別区内において、土地開発公社は、18公社が設立されている（令和８年８月１日現在）。

カ　特別区事務処理特例交付金に関する事務

「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」等に基づき、特別区に移譲した事務の財源措置を講じるため特別区事務処理特例交付金を交付する事務を行っている。

（２）　特別区の財政に関する事務

ア　特別区財政に関する助言等

特別区の財政運営に関する助言、連絡及び調査報告等に関する事務を行っている。

＜特別区全体の普通会計＞

（単位：千円）

令和８年度 当初予算額	令和７年度 当初予算額	令和６年度決算額		
		歳　　入	歳　　出	実質収支※
5,446,547,448	5,101,891,396	5,045,529,749	4,809,011,954	180,809,332

※　実質収支とは、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額である。

イ　特別区財政調整交付金に関する事務

都と特別区間の財源配分及び特別区相互間の財源の均衡化を図るとともに、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、「都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例」に基づき、特別区財政調整交付金を交付する事務を行っている。

＜都区財政調整（当初算定）の推移＞

（単位：千円）

区　　分		令和８年度	令和７年度	令和６年度
基準財政収入額　　A		1,654,227,757	1,509,674,375	1,382,196,238
基準財政需要額　　B		2,873,715,418	2,690,319,411	2,489,101,759
差　　引　　（B－A）		1,219,487,661	1,180,645,036	1,106,905,521
特別区財政調整交付金	普通交付金	1,263,590,848	1,213,974,041	1,125,820,118
	特別交付金	81,623,291	77,896,826	60,800,440
	計	1,345,214,139	1,291,870,867	1,186,620,558

（注）①　令和６年度、令和７年度において、本表のほか、３月に再調整がなされている。

②　各年度とも不交付区があるため、基準財政需要額から基準財政収入額の差引（B－A）が、そのまま普通交付金所要額とはならない。

③　平成12年度からは、交付金の財源となる調整税（都が課する固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税）の特別区への配分割合を44％から52％とするとともに、交付金の総額に占める特別交付金の割合が５％から２％となった。平成19年度からは、国の三位一体改革の影響への対応や、都の支出金の一般財源化により、特別区への配分割合を55％とするとともに、交付金の総額に占める特別交付金の割合が２％から５％となった。令和２年度からは、交付金の財源として、新たに法人事業税交付対象額を加えるとともに、特例的な対応として、特別区への配分割合が55.1％となった。令和３年度からは、交付金の財源として、固定資産税減収補塡特別交付金が加わった。令和７年度からは、特別区への配分割合を56％とするとともに、交付金の総額に占める特別交付金の割合が５％から６％となった(※)。

※　令和７年度 都区財政調整方針≪抜粋≫

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである。

都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靭化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく。

都区の緊密な連携のもと、東京が新たなステージへと歩みを進めるに当たり、今後、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、いつ起こるとも知れない首都直下地震等に対し、備えを充実させていく。

児童相談所の運営に関する都区の連携・協力については、引き続き円滑に進めていく。

こうした点を踏まえ、特別区の配分割合を56％とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を６％に変更する。

本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていく。

ウ　特別区の起債に関する事務

地方公共団体が地方債を発行（以下、「起債」という。）するときは、原則として、都道府県及び指定都市にあっては総務大臣、区市町村にあっては都道府県知事と協議を行うことが必要とされている。

都は特別区及び一部事務組合の起債事務に関し、起債事業の事情聴取、国との協議、起債の協議に対する同意等及び届出を行うほか、各種調査及び融資機関との連絡等を行っている。

令和７年度における総務大臣等の起債同意額は、1,146億4,290万円である（届出額含む）。

エ　区市町村振興基金に関する事務

区市町村（一部事務組合を含む。）の財政負担を緩和し、区市町村の行政水準の向上と住民の福祉の増進を図る目的で、「東京都区市町村振興基金条例」に基づき、区市町村に対し貸付けを行っている。なお、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和２年第一回臨時会補正予算により特別区分の区市町村振興基金を200億円積み増すとともに、令和２年度から令和４年度までに特別区に対して貸し付ける分については無利子とした。

＜基金の額（特別区分）＞

289億4,935万3,000円に基金の運用から生ずる収益を加えた額（令和８年度）

＜貸付決定額（特別区分）＞

令和８年度（予算）	令和７年度	令和６年度
21億6,700万円	22億円	22億円

オ　特別区都市計画交付金に関する事務

特別区の行う都市計画事業の円滑な推進を図ることを目的として、昭和56年度から都市計画交付金を交付している。

(ｱ)　交付対象事業

・都市計画道路整備事業
・都市計画公園整備事業（面積が１ha以上10ha未満のもの）※
・連続立体交差化事業
・市街地再開発事業（公共施設管理者負担金）
・市街地再開発事業（再開発組合等への助成）
・土地区画整理事業
・防災街区整備事業
・火葬場整備事業

※　不燃化推進特定整備地区内の都市計画公園又は「都市計画公園・緑地の整備方針（令和２年７月改定）」における優先整備区域若しくは優先整備区域相当の都市計画公園に係る整備事業については、面積が10ha未満のものを交付対象事業とする。

(ｲ)　交付額の算定

交付対象経費から国庫補助金等の特定財源及び地方債収入相当額を控除した額の範囲内

(ｳ)　令和８年度予算額

300億円

カ　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する事務

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月２日閣議決定）に掲げる物価高から国民生活を守るの事項、「国民の安心・安

全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年11月22日閣議決定）に掲げる物価高の克服の事項又は「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和７年11月21日閣議決定）に掲げる生活の安全保障・物価高への対応の事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的で必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とし、国が市町村に交付金を交付する。

特別区については、全ての特別区分を合算した額が都に交付され、都が各特別区に東京都物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として交付することとしている。

（３）　特別区税に関する事務

ア　特別区税に関する助言等

特別区の税務行政の運営に関する助言、連絡及び調査報告等を行っている。

現在、特別区が課している税は、普通税として、①特別区民税（個人に係るもののみ）、②軽自動車税、③特別区たばこ税、④鉱産税（平成21年度以降課税実績なし）、⑤法定外普通税、目的税として、①入湯税、②法定外目的税（実績なし）である。

イ　利子割交付金の交付に関する事務

ウ　配当割交付金の交付に関する事務

エ　株式等譲渡所得割交付金の交付に関する事務

オ　地方消費税交付金の交付に関する事務

カ　ゴルフ場利用税交付金の交付に関する事務

キ　環境性能割交付金の交付に関する事務

ク　地方特例交付金の交付に関する事務

ケ　地方譲与税の通知に関する事務

（４）　都区制度に関する事務

平成12年の都区制度改革は、清掃事業をはじめとした住民に身近な事務をできるだけ特別区に移管するとともに、財政自主権を強化することによって、特別区の自主性、自律性を高め、特別区を基礎的な地方公共団体に位置づけたものである。

平成12年の改革において引き続き検討することになった「５項目の課題」は、平成18年２月16日の都区協議会で合意決着したが、その際に、今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、平成18年５月に、「都区のあり方に関する検討会」を設置し、同年11月に検討の基本的な方向をとりまとめた。

【検討の基本的な方向の概要】

○検討の枠組み：二層制を前提に、現行都区制度を出発点として議論

○都区の事務配分：大都市の一体性確保のために都が行う必要があるとされた事務を除き、都から区への事務移管を更に積極的に推進

○特別区の区域：再編を含む区域のあり方について、議論が必要

○税財政制度：今後の検討課題の議論の推移を踏まえて最終的に整理

検討の基本的な方向のとりまとめを受け、都区協議会における合意の下に「都区のあり方検討委員会」を、実務的、専門的な検討を行うために、検討委員会の下に幹事会を設置し、現在までに、検討委員会を41回、幹事会を29回開催し、検討を行ってきた。検討事項である都区の事務配分については、検討対象444項目の方向性整理が終了し、今後、特別区の区域の

あり方（再編等）、税財政制度などについて、更に検討を進めていく。

また、区域などの検討を進める過程で、将来の都制度や東京の自治のあり方に立ち返って、学識経験者も含め、都と区市町村共同で調査研究することが必要との認識で都区が一致した。これを受け、学識経験者７名、都と区市町村の行政実務者10名からなる「東京の自治のあり方研究会」を平成21年11月に設置し、研究会を15回、部会を５回開催し、平成27年３月に最終報告を取りまとめた。

4　市町村に関する事務

（1）　市町村の行政に関する事務

ア　市町村の行政運営に関する助言等

市町村における行政運営の適正化を図るため、市町村の組織、人事、給与制度等に関する調査及び助言を行うほか、都と市町村との協力関係を保持するため必要な連絡調整事務を行っている。

イ　市町村の廃置分合、境界変更等

市町村の廃置分合及び境界変更について、関係市町村の申請に基づき、都議会の議決を経てこれを定めるほか、市町村に係る境界に関する事務を行っている。

ウ　都市町村協議会関連事務

都及び市町村における事務事業執行上の関連事項について協議・調整し、その解決促進を図るために置かれている都市町村協議会に関する事務を行っている。

エ　一部事務組合等関連事務

一部事務組合及び広域連合に関する許認可事務等や、財産区に関する事務を行っている。

現在設けられている市町村の一部事務組合は29団体、広域連合は１団体、財産区は８団体である。

オ　市町村職員共済組合に関する事務

組合の業務及び財産の状況を監査する事務のほか、組合の定款変更等に係る書類の提出を受け、総務大臣に報告する事務等を行っている。

カ　土地開発公社に関する事務

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく土地開発公社の設立・定款変更の認可及び運営に関する助言等を行っている。

なお、土地開発公社は25公社が設立されている（令和８年８月１日現在）。

（2）　市町村の財政に関する事務

ア　市町村財政に関する助言等

市町村の財政運営に関する助言、連絡及び調査報告等に関する事務を行っている。

＜市町村全体の普通会計＞

（単位：千円）

令和８年度当初予算額	令和７年度当初予算額	令和６年度決算額		
		歳　　入	歳　　出	実質収支※
2,130,315,744	2,028,231,367	2,080,490,238	2,009,106,107	64,656,436

※　実質収支とは、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額である。

イ　地方交付税等に関する事務

地方交付税法等に基づき、市町村の地方交付税及び震災復興特別交付税の額の算定及び交付、並びに地方交付税の算定に用いた資料に関する検査事務を行っている。また、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」に基づき、地方特例交付金の額の算定等を行っている。

＜令和７年度交付実績＞

区　　分	普通交付税	特別交付税	震災復興特別交付税	地方特例交付金
金　　額	895億6,369万円	88億8,923万円	62万円	40億3,789万円
交付団体	17市12町村	26市13町村	8市	26市13町村

ウ　市町村の起債に関する事務

起債するときは、原則として、都道府県及び指定都市にあっては総務大臣、区市町村にあっては都道府県知事と協議を行うことが必要とされている。

都は市町村及び一部事務組合の起債事務に関し、起債事業の事情聴取、国との協議、起債の協議に対する同意等及び届出を行うほか、各種調査及び融資機関との連絡等を行っている。

令和７年度における総務大臣等の起債同意額は、979億7,790万円である（届出額含む）。

エ　市町村の地方公営企業に関する事務

地方公営企業関係法令の施行に関する公営企業への連絡、経営に関する調査及び助言等を行っている。

＜令和８年８月１日現在企業数＞

法適用企業　　61

法非適用企業　26

オ　市町村の収益事業に関する事務

自転車競技法及びモーターボート競走法に基づき競輪及び競艇を行う市町村の指定申請書の副申、地方公営企業法適用等の進達、その他調査を行っている。

カ　市町村総合交付金に関する事務

市町村が実施する各種施策に要する経費の財源補完を通じて、市町村の経営努力を促進し、自主性・自立性の向上に資するとともに、地域の振興を図り、もって市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るため、予算の範囲内で、市町村総合交付金を各市町村に交付している。

＜令和８年度市町村総合交付金予算額＞

718 億円（うち 103 億円は政策連携枠）

キ　東京都市町村災害復旧・復興特別交付金に関する事務

市町村の災害復旧等に伴う緊急かつ特殊な財政需要について、財政支援を行っている。令和元年台風 15 号、19 号及び 21 号による災害では、令和元年度に、被害の大きかった 30 市町村に対し、総額 25 億円の特別交付金を交付した。一部の市町村については、特別交付金を基金に積み立て、令和２年度以降実施する事業に充当している。

また、令和７年台風 22 号及び 23 号による災害では、令和７年度に、被害の大きかった八丈町、青ヶ島村に対し、総額５億円の特別交付金を交付した。八丈町については、特別交付金の一部を基金に積み立て、令和８年度以降実施する事業に充当することとしている。

ク　水道料金に係る基本料金無償臨時特別交付金に関する事務

令和８年に、都民がエアコンなどの利用を控えることのないよう、光熱水費の負担軽減を図るため、都民生活の応援にも資する暑さ対策として、都水道局が今夏に限って実施する水道料金に係る基本料金無償臨時特別措置を踏まえ、都水道局の区域外で水道事業を行う市町村等が同様の措置を行う場合に、自治体に対して基本料金の収入相当額等を交付する。

ケ　区市町村振興基金に関する事務

区市町村（一部事務組合を含む。）の財政負担を緩和し、区市町村の行政水準の向上と住民の福祉の増進を図る目的で、「東京都区市町村振興基金条例」に基づき、区市町村に対し貸付けを行っている。

＜基金の額（市町村分）＞

2,833億9,695万2,000円に基金の運用から生ずる収益を加えた額（令和８年度）

＜貸付決定額（市町村分）＞

令和８年度（予算）	令和７年度	令和６年度
311億8,900万円	193億8,100万円	296億4,400万円

コ　地方譲与税及び交通安全対策特別交付金に関する事務

地方譲与税は、各地方譲与税法に基づき、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税（地方道路譲与税含む。）、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の交付事務等を行っている。

交通安全対策特別交付金は、交通安全対策特別交付金等に関する政令に基づき、交付事務等を行っている。

（３）　市町村の税政に関する事務

ア　市町村税に関する助言等

市町村の税務行政の運営に関する助言、市町村税の賦課徴収事務の連絡、調査報告等を行っている。

イ　知事が算定すべき市町村に係る土地、家屋の総評価見込額及び提示平均価額の算定並びに通知に関する事務（総務大臣が算定する指定市町村を除く。）

ウ　東京都固定資産評価審議会に関する事務

エ　知事が価格を決定すべき固定資産の価格を決定し、市町村に配分する事務

オ　利子割交付金の交付に関する事務

カ　配当割交付金の交付に関する事務

キ　株式等譲渡所得割交付金の交付に関する事務

ク　法人事業税交付金の交付に関する事務

ケ　地方消費税交付金の交付に関する事務

コ　ゴルフ場利用税交付金の交付に関する事務

サ　環境性能割交付金の交付に関する事務

シ　都有財産所在市町村交付金の交付に関する事務

ス　国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金に関する事務

（４）　行政ヘリコプターの運航

島しょにおける船便欠航時の緊急輸送の確保等のため、昭和46年から警視庁及び東京消防庁と連携し、行政ヘリコプターの運航を行っている。

＜運航実績の推移＞

令和７年度	令和６年度	令和５年度
８回	５回	２回

５　多摩島しょ地域の振興

（１）　多摩地域の振興

ア　多摩振興の取組

都の長期計画である「2050東京戦略」を上位計画とし、そのビジョン等の実現に向け、「多摩のまちづくり戦略」をはじめ、各局の計画等と整合を図り、社会状況の変化も踏まえ、令和７年３月に「多摩振興アクションプラン」を策定した。

本プランは、多摩地域の持つポテンシャルなどを最大限に活かし、地域それぞれの魅力の向上や課題の解決を図るため、多摩に特化した視点で地域の持続的発展に資する具体的な取組を示し、幅広い分野でハード・ソフトの取組を体系的に取りまとめた。

具体的には、令和７年度から概ね３か年で実施する都事業や市町村の主体的な取組への支援策などの多摩地域の振興策を掲げている。各施策を効果的に推進し、取組結果を毎年度とりまとめ進行管理を行っている。

＜これまでの振興策＞

「多摩の将来像2001」（平成13年８月策定） ・「自立し連携する多摩地域」を基本理念とし、「活力と魅力にあふれた多摩」を2015年のあるべき姿として描くとともに、その実現のための10項目のチャレンジテーマを設定した
「多摩アクションプログラム」（平成15年３月策定） ・「多摩の将来像2001」に基づき、チャレンジテーマを軸に、行政、住民、民間等の多様な実施主体による具体的な事業の取組手順を示した
「多摩リーディングプロジェクトー明日の多摩を拓くー」（平成17年１月策定） ・多摩の首都圏に果たす役割を踏まえ、多摩振興の基本施策を明らかにすることを目的に、都が取り組む20事業を「多摩重点推進事業」として示した
「多摩リーディングプロジェクト」（改訂版）（平成19年１月策定） ・「10年後の東京」が策定されたことも踏まえ、「多摩重点推進事業」を20事業から25事業に拡充するなどの改訂を行った
「多摩振興プロジェクトー多摩の総合的な振興策ー」（平成21年２月策定） ・都の緊急課題等に対応する事業や、多摩地域でも重要な福祉・医療・教育等の事業も含め、ソフト・ハード両面に渡る60プロジェクトを取りまとめた
「新たな多摩のビジョン」（平成25年３月策定） ・「右肩上がりの成長・拡大」から、「活力ある都市の成熟・持続」への発想の転換を基本認識とし、「魅力にあふれ、活力に満ち、安全・安心が確保された多摩」を目指すべき姿として描いた
「新たな多摩のビジョン行動戦略」（平成26年３月策定） ・「新たな多摩のビジョン」で示した目指すべき多摩の姿の具体的な内容を明らかにするとともに、都や市町村、民間等の取組を体系的に取りまとめた

「多摩の振興プラン」（平成29年９月策定） ・人の暮らしと自然が調和し、誰もが輝くまちを目指して、「2020年に向けた実行プラン」を踏まえた当面の取組のほか、おおむね2040年代を見据えた多摩の目指すべき地域像と、その実現に向けた施策の方向性を示した
「新しい多摩の振興プラン」（令和３年９月策定） ・社会経済状況の大きな変化を踏まえ、「『未来の東京』戦略」で示された「３か年のアクションプラン」や各局計画等に基づき、３か年で都が実施する取組を中心に、その取組の方向性や具体的な取組を多摩に特化した視点で取りまとめた

イ　多摩の魅力発信プロジェクト

平成25年度に、多摩東京移管120周年及び「スポーツ祭東京２０１３」の開催を契機とし、市町村や経済団体、企業など多様な主体と連携して、「魅力にあふれ、活力に満ち、安全・安心が確保された多摩」を実現すべく、自然、歴史、文化、食など、多摩地域の様々な魅力を住民が再発見、発信していく取組を「多摩の魅力発信プロジェクト」として開始した。

本取組は、多摩地域の関係人口や交流人口の増加等を図ることを目的とし、これまで、特設ホームページやＳＮＳの活用、情報誌への掲載、英語字幕付の映像の配信、各種イベントへの出展などを通じて、様々なアウトドアスポーツが楽しめる豊かな自然と、充実した教育・子育て環境、都心部への通勤のしやすさなど、生活者の目線で多摩の魅力を発信してきた。

引き続き、多摩地域に住んでいる人や働いている人の視点から、市町村の住みやすさを紹介するとともに、より多くの人が多摩の魅力に触れる取組の実施や市町村の先進的な取組のＰＲなどを展開することで、多摩地域が有する多様な魅力を広く発信していく。

ウ　多摩地域における多様な主体との連携活動促進支援事業

多摩地域において、市町村と多様な主体との連携により、人口減少・少子高齢化への対応、産業振興などの地域課題の解決や新たな価値の創造など、先進的な取組に対して、技術的・財政的支援を実施している。

（２）　島しょ地域の振興

ア　離島振興

離島という地理的、自然的条件による制約を克服し、産業振興、経済力の培養、住民の生活安定、福祉の向上を図るため、昭和28年７月に離島振興法が制定され、昭和28年10月、伊豆諸島が離島振興対策実施地域として指定された。

これを受けて都は、①交通通信施設の整備、②産業振興と基盤整備、③国土保全施設の整備、④社会生活環境施設等の整備、⑤保健医療対策等の実施を基本方針とする離島振興計画に基づき、国及び伊豆諸島各町村と緊密な連絡調整を図り、住民の定住化、快適な生活の場の確保等を目指して各種振興事業の推進に努めてきた。

令和４年11月に、７度目の改正延長となる「離島振興法の一部を改正する法律」が可決・成立し、令和５年４月から施行され、令和15年３月まで期限が延長された。

都では、令和５年５月に「東京都離島振興計画（令和５年度～令和14年度）」を策定し、各種振興事業に取り組んでいる。

イ　特定有人国境離島地域の地域社会の維持

我が国の領海、排他的経済水域等の保全及び地域社会の維持を図るため、平成29年４月に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が施行された。都においては、伊豆諸島南部地域の４島（三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島）が特定有人国境離島地域として法に位置付けられた。（令和８年７月に同法の改正法案が可決され、対象地域に新島、式根島が追加指定された。）

都では、平成29年12月に、国の基本方針に基づき、同地域において継続的な居住が可能となる環境の整備を図るための方向性を示した「東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画（平成29年度～平成38年度）」を策定し、上述の離島振興計画に基づく施策に加え、伊豆諸島一体となった振興に取り組んでいる。

ウ　令和７年台風第22号及び第23号の被害に対する支援

令和７年10月に相次いで発生した台風第22号・第23号により被害を受けた八丈島及び青ヶ島に対し、都は、被災者の生活再建支援等の喫緊の課題に対処するとともに、強靭なインフラ・ライフラインの実現や産業の活性化等の取組を切れ目なく進めていくための経費として、令和７・８年度に総額約96億円を計上し、復旧復興事業を実施している。

八丈町では令和８年２月に八丈町災害復興計画、青ヶ島村では令和８年１月に青ヶ島村復興計画を策定し、復興に向けた取組を着実に推進している。引き続き、町村の復興に向けた取組を支援していく。

エ　島しょの「魅力再発見」と「ブランド化」に向けた取組

東京の島しょ地域の隠れた魅力を再発見するとともに付加価値を付し、島しょの活性化を図ることを目的として、ブランディングやマーケティング等の専門家から構成される「東京宝島推進委員会」を平成29年２月に設置し、同年12月には同委員会より「島しょ地域のブランド化に向けた提言」を受けた。

提言を踏まえ、関係局や町村と連携して、ブランド構築に向けた仕組みづくりや意欲ある事業者に対する集中的支援、戦略的なプロモーション等に取り組んでおり、島しょ地域の魅力を国内外に発信している。

「東京宝島　サステナブル・アイランド創造事業」では、島しょ地域の持続的発展や特色ある宝物の発掘・魅力の創造につながる、町村の意欲的な公民共創の取組を引き続き支援している。

これらの事業を、島しょ振興の幅広い取組と連携させ、「東京宝島ＳＨＩＮＫＡ（進化）プロジェクト」として、八丈島において集中的に取組を進め、成果を各島に展開する。

オ　デジタル技術を活用した島しょ地域の社会課題の解決

デジタル技術の積極的な活用により、生活環境の改善、産業振興、行政サービスの向上といった、島しょ地域の様々な社会課題を解決するためのプロジェクトを実施し、順次、他島へ展開する。具体的には、社会課題解決を地域主体で進めるモデルを創出するため、島内の住民・事業者と島外の関係人口・事業者のつながりを新たに構築する取組を推進するとともに、複数の移動サービスを最適に組み合わせ、シームレスな交通サービスの利用を促進する。

また、将来にわたって持続可能な行政経営基盤の確立及び住民サービスの更なる向上のために、島しょ町村における事務の共同化などについて、町村等とともに検討を推進する。

（３）　小笠原諸島の振興

ア　小笠原諸島振興開発計画

小笠原諸島については、昭和43年に我が国に返還されて以来、小笠原諸島復興、小笠原諸島振興及び小笠原諸島振興開発の各特別措置法の下で、民生の安定と同諸島の自立のための各種の施策を実施してきた。

これまでの 57 年間の諸施策の展開により、道路、港湾、教育施設等の基盤整備については相応の成果をあげてきたが、村民生活の安定と島の自立的発展を図るためには、多くの課題が残されている。

このため、「小笠原諸島振興開発特別措置法」に基づき国が定めた小笠原諸島振興開発基本方針を踏まえ策定した「小笠原諸島振興開発計画」（令和６年度～令和10年度）に基づき、引き続き各種振興開発事業を実施していく。

イ　小笠原諸島振興開発事業

小笠原諸島振興開発事業として、各局及び村が交通基盤施設、産業基盤施設、生活基盤施設等の整備を実施しており、その取組について総務局は進行管理を行っている。

なお、総務局が直接実施している事業は次のとおりである。

(ｱ)　土地に関する事務

振興開発事業の実施に必要な用地の取得準備事務のほか、小笠原諸島における土地利用に関する諸条件・課題の整理、分析等を行っている。

(ｲ)　東京－父島－母島定期航路補助等

東京－父島間には約６日に１便、父島－母島間にはおおむね週に５便の定期船が就航しているが、この航路に対し欠損が生じた場合は、国と都で補助を行っている。令和４年度以降、原油価格高騰等の影響に伴い拡大が見込まれる欠損額の補助を行うため、同影響を見込んだ予算を編成している。

なお、国の制度改正に伴い平成23年４月より、都が事務局である東京都離島航路地域協議会を通じて、補助事業の前提となる「離島航路確保維持計画」を策定し、国に認定申請を行うこととなっている。

(ｳ)　生活物資輸送費補助

小笠原諸島の物価安定を図るため、食料品、衣料品等の生活必需品の輸送費の一部（プロパンガスのみ10/10）を補助している。

(ｴ)　生産物貨物運賃補助

島民の生活安定及び定住促進を図るため、農・漁業生産物等の運搬に要する海上貨物運賃の一部補助（東京－父島間5/10、父島－母島間10/10）を行っている。令和８年度は、原油価格高騰等に伴う島内生産者への影響を軽減するため、東京－父島間の補助率の10/10への引き上げを行っている。また、令和６年度から梱包資材等を対象に追加している。

(ｵ)　旧島民帰島引越荷物輸送費補助

旧島民の帰島促進を図るため、旧島民が小笠原諸島に帰島する際、その引越荷物の輸送費を補助している。

(ｶ)　生活再建資金貸付

小笠原諸島へ帰島した旧島民等の生活再建に必要な資金の貸付けを行っている。

ウ　硫黄島旧島民対策事業

硫黄島は、小笠原諸島が本土に復帰してからも、火山活動が著しいこと等のため、特別措置法に基づく事業は実施されず、昭和59年６月13日に決定された小笠原諸島振興計画で、「一般住民の定住は困難であると考えざるを得ないことに鑑み、旧島民に報いるための措置及び集団移転事業に類する措置を講ずるものとする。」とされた。

これを受け、同年12月10日に内閣総理大臣の諮問機関である小笠原諸島振興審議会から「旧島民に報いる措置」として、見舞金を支給すべきとの報告がなされ、総額５億4,045万円（1,201件全額国費）を支給し、昭和60年度をもって完了した。

また、「集団移転事業に類する措置」については、定住促進対策事業を実施している。

なお、総務局では、旧島民の帰島促進等を目的とする公益財団法人小笠原協会の実施事業に対する補助を実施しているほか、硫黄島旧島民等への墓参事業を防衛省の輸送支援により年２回実施している（令和６年度は年２回のうち１回を１泊２日の宿泊墓参、１回を日帰り墓参として実施。令和７年度は２回の実施を予定していたが、硫黄島内の火山活動の影響により中止）。

エ　交通アクセスの改善

小笠原諸島は、本土から約1,000キロメートル離れた外海離島という厳しい地理的条件下にあり、約６日に１便の「おがさわら丸」が唯一の交通手段である。

都は、小笠原諸島における航路の改善を図るため、老朽化していた「おがさわら丸」及び父島－母島間を結ぶ「ははじま丸」の代替船建造の支援を行い、両船ともに平成28年７月に就航した。その結果、本土と父島間の所要時間は25時間30分から24時間に、父島と母島間は２時間10分から２時間になった。

また、「おがさわら丸」はドック（定期整備）期間中の代替船が無く、年に一度、約20日間にわたり人員及び物資が輸送できない状況が発生していた。そのため都は、伊豆諸島に就航していた「さるびあ丸」の新船（令和２年６月就航）の建造に際して、新船を小笠原諸島まで就航可能とするための整備費補助を平成30年度及び令和元年度に実施し、令和３年５月のドック期間から、新「さるびあ丸」が代替船として就航している。

小笠原諸島への航空路開設については、村民生活の安定と国境離島である同諸島の自立的発展を図る上で大変重要な意味を持つものであり、高速交通アクセス手段の確保は、喫緊の課題である。

これまで都は、平成７年２月に兄島を、平成10年５月に父島の時雨山周辺域を空港建設地として決定したが、環境問題や事業費などから実現には至らなかった。

その後、航空路の開設について検討するため、平成20年２月には、都と村による「小笠原航空路協議会」を、10月には「小笠原航空路ＰＩ評価委員会」を設置したほか、自然環境への影響等の調査も実施してきた。

平成30年度以降は、都としてこれまで検討してきた複数案の中から、より実現性の高い洲崎地区活用案に絞って集中的に検討を進めている。また、航空機については1,000メートル以下の滑走路で離着陸できる可能性がある機体に関する調査・検討を行っている。

引き続き、現地の自然環境や航空機の開発状況に関する調査等を行うほか、飛行場の構造・工法や航空機の小笠原への運航可能性についての検討を行っていく。

オ　小笠原地区テレビ放送難視聴解消事業

小笠原諸島は、その地理的条件のため、地上波テレビ放送が全く受信できない状況であった。

このため、国の助成による電気通信格差是正事業として、衛星回線受信施設及び放送中継施設を整備し、平成８年４月から地上波（ＵＨＦ）にて東京地区と同一の放送（ＮＨＫ２・民放５・東京メトロポリタンＴＶの計８チャンネル）を開始した。

その後、設備の老朽化等により安定的な運用が難しくなったことや、全国地上アナログ放送終了に伴う地上デジタル放送への対応が必要となったことから、暫定的な難視聴対策として、平成21年度に、国の難視対策衛星放送を受信するための設備（テレビ放送受信設備）を整備した。平成23年３月には海底光ファイバーケーブルが敷設され、同年７月からは同ケーブルを活用した地上デジタル放送の運用を開始した。

令和４年度には、テレビ放送受信設備の経年劣化に対応するため、当該受信設備の機器を更新した。

カ　小笠原渇水対策

小笠原諸島の父島及び母島では、平成28年度以降、度々深刻な渇水が発生している。そのため、渇水が飲料水や生活用水に及ぼす影響を最小限にし、安定した生活環境を確保するため、都は、令和元年７月から、父島・母島に各１基の海水淡水化装置を配備している。

キ　国境離島（沖ノ鳥島・南鳥島）の維持・保全に向けた取組の強化

沖ノ鳥島・南鳥島や周辺海域の維持・保全、利活用等につながる研究調査を深め、都民生活や東京の都市力の維持発展に資するため、大学、研究機関、民間企業等に所属する研究者等から研究提案を募集し、選定した研究調査を実施している。また、国境離島に関する都民の興味・関心の喚起、理解促進のため、「東京都沖ノ鳥島・南鳥島ウェブサイト」の充実やシンポジウムの開催、ＶＲコンテンツの活用等により情報発信を強化している。

（４）　特定地域の振興対策

ア　山村振興

檜原村及び奥多摩町は、急しゅんな山地にあり、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っているが、産業基盤や生活環境の整備等については、他の地域に比較して立ち遅れている。

都においては、昭和 46 年度に檜原村及び奥多摩町が山村振興法に定める振興山村として指定を受け、両町村における山村振興計画の策定を支援するなどし、道路整備や給水施設の整備等の促進に取り組んできた。

都は、振興山村が実施する、地域交通の充実や施設改修、地域資源を生かした産業振興等、様々な取組について引き続き支援していく。

イ　過疎地域の持続的発展

過疎地域については、昭和45年以来、議員立法として制定された過疎対策法のもとで各種の対策が講じられてきている。

令和３年４月からは「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されている。同法は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について持続的発展を支援することを目的としており、都では、檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、三宅村、八丈町及び青ヶ島村の計７町村が指定されている。これを受け、令和３年に都の方針・計画（前期分）を策定した。

また、都の方針・計画（前期分）が令和７年度末で期限を迎えることを受け、令和７年 12 月に都の方針・計画（後期分）を策定した。同方針・計画に基づいて、産業の振興、交通通信体系の整備及び情報化の推進、生活環境の整備、高齢者・児童等の福祉の向上及び増進、保健・医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用推進等、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく。

（５）　多摩・島しょ地域への移住・定住の促進

多摩・島しょ地域への移住・定住を促進するため、これまで都と市町村等が情報共有・意見交換を行う連絡会議や庁内横断のプロジェクトチーム、官民連携のネットワークを設置し、取組を進めてきた。

また、「東京多摩島しょ移住定住相談窓口」を設置し、市町村の魅力を発信するとともに、移住希望者からの相談に対して、きめ細かい対応を行っている。さらに、市町村と連携した移住セミナーを開催し、多摩・島しょ地域の実際の暮らしの魅力を伝えてきた。

加えて、市町村の自主的な取組をより一層後押しするため、人口減少が進む自治体を重点的に支援する補助事業を実施するとともに、島しょ山村地域における暮らし体験・空き家見学ツアーなど、地域資源を活かした移住・定住の促進を進めていく。

（６）　市町村計画等の助言、調整、支援

ア　市町村の基本構想等の策定助言

市町村が策定する基本構想及びそれを具体的に実施するための基本計画について助言を行っている。

イ　広域行政等の助言、調整

日常生活圏や地域経済の基盤を共通にする圏域を単位とした総合的かつ一体的な振興整備を目的として、市町村が行う広域行政について助言、調整を行っている。

ウ　まちづくり推進コンシェルジュ

これからの時代に合った市町村のコミュニティ施策や移動支援等のまちづくり施策を推

進するため、複数の行政分野にまたがるものを中心に、市町村からの相談を、都の窓口として一元的に受け止め、関係局と連携し、きめ細かく対応することで、市町村が地域それぞれの課題を解決できるよう支援していく。

6　支庁

支庁は、島しょ町村の区域について、都の諸施策を円滑に実施するため地方自治法第155条に基づいて設置された総合地方行政機関であり、その所掌事務は、知事の権限に属する事務の概ね全般にわたり、以下の事務を処理している。

（1）　主な事務内容

ア　管内町村との連絡調整

管内町村の人事、給与、予算、議会運営など行財政全般に関する連絡調整等を行うとともに、災害対策等においては、管内町村等と連携して取組を進めている。

イ　都税賦課徴収

個人都民税、個人事業税、法人事業税等の都税の賦課及び徴収、納税証明書の交付等を行っている。

ウ　社会福祉

生活保護、生活困窮者自立支援事業、母子・父子・女性福祉資金の貸付、特別障害者手当・障害児福祉手当の支給等を行っている。

エ　産業振興

農業基盤の整備、農業者支援、地域森林計画に関する事務、林道事業、水産業基盤の整備、漁業調整、商工会への補助金交付、商工会を通じた商工業者への経営指導等を行っている。

オ　土木・港湾

都道・河川等の管理・整備・維持補修、港湾・漁港・空港の管理・整備、自然公園に関する事務等を行っている。

（2）　組織等

＜支庁の組織等（令和８年４月１日現在）＞

支庁名	所　在　地	組　　織	管轄町村	管内面積（km²）	管内人口（人）
大島支庁	〒100-0101 大島町元町字オンダシ222－1	総務課 産業課 土木課 港湾課	大島町 利島村 新島村 神津島村	140.92	10,073
三宅支庁	〒100-1102 三宅村伊豆642	総務課 産業課 土木港湾課	三宅村 御蔵島村	75.65	2,212

支庁名	所　在　地	組　　織	管轄町村	管内面積 (km²)	管内人口 (人)
八丈支庁	〒100-1492 八丈町大賀郷2466-２	総務課 産業課 土木課 港湾課	八丈町 青ヶ島村	83.00	6,399
小笠原 支庁	〒100-2101 小笠原村父島字西町	総務課 産業課 土木課 港湾課	小笠原村	113.04	2,683
計				412.61	21,367

7　（公財）東京都島しょ振興公社に関する事務

（１）　設立の目的

島しょ地域の経済は、厳しい自然的社会的制約から、観光、公共事業などの外部要因に大きく依存している状況にある。

今後、島しょ地域の振興を図るためには、美しい自然や豊かな海洋資源等の地域特性を活かした産業・観光の振興、地域交流、人材育成、さらに交通体系の整備等、解決すべき多くの課題がある。

このような課題に機動的・弾力的に対応し、地域の自立を促し一層の活性化に資することを目的として、島しょ９町村と東京都は、共同して、東京都島しょ振興公社を設立した。

（２）　事業内容

ア　地域振興に係る特産品の開発、普及、観光の振興、人材育成及び助成に関する事業
イ　特産品に係る展示販売、斡旋に関する事業
ウ　情報・資料の収集提供及び広報に関する事業
エ　島しょ間交通網の整備に関する調査・研究及び支援に関する事業
オ　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（３）　都の主な業務

島しょ地域の産業振興の推進及び伊豆諸島地域におけるヘリコミューターの運航支援等を目的に島しょ振興公社に対し貸付等を行っている。

（４）　設立年月日

平成元年10月２日（平成23年４月１日　公益財団法人に移行）

（５）　所在地

〒105-0022　　港区海岸１－４－15

総 合 防 災 部

総　合　防　災　部

総合防災部は、防災・危機管理に係る情報収集・対策の立案、防災計画の策定、防災訓練の実施及び防災に係る調査・広報等に関する事務、また、発災時における関係機関との連携、応急対策の実施を行っている。

気候変動の影響で激甚化する風水害や、首都直下地震、南海トラフ巨大地震、火山噴火、新たな感染症の流行などは、いつ起こるともしれず、またこれらの災害が複合的に発生する可能性があるほか、ミサイル攻撃や大規模テロ等が発生する事態も想定される。

都は、こうした災害等への備えに万全を期すとともに、庁内関係各局の総力を結集し、国、区市町村、近隣自治体等の行政機関はもとより、警察・消防・自衛隊などの防災関係機関、民間事業者等と連携を図り、総合的な防災対策を推進している。

１　防災計画に関する事務

（１）　東京都地域防災計画の策定

災害対策基本法に基づき、知事を会長に都、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等で構成される東京都防災会議において、災害予防、災害応急・復旧対策、災害復興を内容とする地域防災計画を策定している。

都地域防災計画は、昭和38年に策定し、その後、累次の修正を行い、現在、「震災編」、「風水害編」、「火山編」、「大規模事故編」及び「原子力災害編」により編成されている。

平成21年６月の計画修正では、「火山等編」の修正を行い、「火山編」及び「大規模事故編」に分けた。「火山編」の修正では、富士山噴火に伴う降灰対策や噴火警戒レベルに応じた都の体制などについて、「大規模事故編」では、ＪＲ福知山線脱線事故の教訓を踏まえた災害現場での関係機関の相互連携の方法などについて定めた。

平成23年３月に発生した東日本大震災における教訓を踏まえ、都は、従来の防災対策の見直しを行った。平成23年11月に、今後の東京の防災対策の方向性と具体的な取組を示す「東京都防災対応指針」を策定するとともに、平成24年４月に、最新の科学的知見に基づき新たな被害想定をとりまとめ、平成24年11月に、「震災編」、「風水害編」及び「原子力災害編」の修正を行った。

平成25年５月には、南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定をまとめ、島ごとの詳細な被害想定結果を明らかにした。この被害想定や国の南海トラフ地震対策特別措置法改正などの動向等を踏まえ、平成26年７月に「震災編」の修正を行った。同時に、「風水害編」についても、平成25年10月に発生した大島町の土砂災害の対応等を踏まえ、修正を行った。

平成30年12月には、活動火山対策特別措置法に基づく火山防災協議会の検討成果、島外避難時における対応の充実・強化等を反映させることを目的に、「火山編」の修正を行った。

令和元年７月には、近年発生した大地震の教訓等の具体化をはじめとして、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりやICT等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取組を反映し、震災対策の実効性を更に向上させる観点から、「震災編」の修正を行った。

令和３年１月には、平成 27 年９月関東・東北豪雨、令和元年台風第 19 号、令和２年７月豪雨等、頻発化、激甚化する風水害の防災対策を一層推進させるため、水防法改正や令和元年台風第 19 号等によって明らかになった課題等を踏まえ、「風水害編」の修正を行うとともに、関係法令等の改正や国の最新の動向を踏まえ、「大規模事故編」及び「原子力災害編」

の修正を行った。

令和５年５月には、約 10 年ぶりに見直しを行った「首都直下地震等による東京の被害想定」や、これまでの防災対策の取組状況及び社会環境の変化等を踏まえ、「震災編」の修正を行った。

令和７年５月には、富士山噴火降灰対策について、国に先駆け令和５年 12 月に策定した「大規模噴火降灰対応指針」を踏まえ、関係機関の役割分担や降灰対策を計画に位置付けるとともに、島しょ火山対策について、図上訓練で明らかになった課題を踏まえ、島民の安全確保に向けた避難体制を一層強化する観点から、「火山編」の修正を行った。

＜東京都地域防災計画の修正状況＞

名称	現在の修正年月	前回の修正年月
震災編	令和５年５月	令和元年７月
風水害編	令和３年１月	平成26年７月
火山編	令和７年５月	平成30年12月
大規模事故編	令和３年１月	平成21年６月
原子力災害編	令和３年１月	平成24年11月

（２） 東京防災アクションプランの策定

地震・風水害・火山噴火の自然災害に対する防災対策を計画的に推進するための事業計画として、令和７年３月に「東京防災アクションプラン」を策定した。本プランでは、令和６年に発生した能登半島地震の教訓や東京の特性等を踏まえ、都市の強靭化や災害対処能力の向上に向け、ハード・ソフト両面で防災対策を充実・強化することとしている。また、減災目標の2030年度を計画目標に設定するとともに、「2050東京戦略」との整合を図るため2035年に向けた展開を記載している。

（３） 東京都国土強靭化地域計画の策定

様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京の防災上の弱点を明らかにした上で、財源の確保などに取り組みながら、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、国土強靭化基本法第13条に基づき、東京都国土強靭化地域計画を平成28年１月に策定、また、令和元年度から東京都国土強靭化地域計画年次事業一覧を策定し、事業の進捗管理を行っている。

（４） 首都直下地震等対処要領及び南海トラフ地震対処要領の整備

首都直下地震等が発生した時に、都が、各防災関係機関と効果的・効率的な連携の下、円滑な応急対策活動を展開できるよう、基本的な連携の内容と手順について明確にするとともに、各機関相互の共通認識を図るため、平成26年４月に「首都直下地震等対処要領」を策定した。この要領に基づき、総合防災訓練、図上訓練や区市町村、防災機関などとの協議を通じた検証を実施し、平成28年３月に基本的な連携・受援の内容と手順について必要な部分を改定した。また、令和５年５月には、新たな被害想定や地域防災計画の修正を踏まえ、各防災関係機関との連携内容と手順や運営等に関する対処の流れの可視化、情報集約における災害情報システムの利活用の明記等の改定を行った。

あわせて、今後30年以内にマグニチュード８～９クラスの地震の発生確率が60～90％程度以上と言われている、南海トラフ地震を想定した「南海トラフ地震対処要領」を令和５年５月に新規策定した。また、令和８年３月には、内閣府が令和７年８月に改訂した「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」の内容を踏まえ、応急対策活動の方針を見直し、改

定を行った。

（５）　災害時の受援応援に係る計画の策定等

災害対策基本法等の改正や平成28年熊本地震の教訓等を踏まえ、全国の自治体や関係機関等からの応援を円滑に受け入れ、一刻も早い被災地支援につなげるための具体的な手順やルール等を定めることを目的として、平成30年１月に「東京都災害時受援応援計画」を策定した。令和５年11月には、「東京都地域防災計画震災編」の修正や「東京都業務継続計画」の改定を踏まえて、首都直下地震に加えて南海トラフ地震等の受援応援の対応手順を整理するなど、見直しを行った。

また、区市町村においても、各自治体の実情や規模等に応じて、受援応援計画等を策定するとともに、それが都の受援応援計画と整合したものとなるよう、平成31年３月に「東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン」を作成した。令和７年２月には、都の受援応援計画の改定を踏まえて、大規模風水害や火山噴火等の受援応援の対応手順を整理するなど、見直しを行った。

これらのほか、災害時等において都と区市町村が迅速かつ円滑な協力を実施できるよう、令和３年12月に「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」を締結し、都と区市町村において更なる連携強化を図っている。

（６）　東京都業務継続計画の推進

首都直下地震などの災害発生時において、応急・復旧対策業務に加え都民生活に不可欠な非常時優先業務を継続させ、事業全般の早期復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針を定めた「都政のＢＣＰ（東京都事業継続計画）〈地震編〉」を平成20年11月に策定した。

平成23年１月には、都庁舎利用の課題に対応するため、「災害時都庁舎利用業務マニュアル（地震編）」を策定した。平成26年12月には全庁の危機管理主管部長からなる「都政のＢＣＰ推進委員会」（平成21年４月設置）を、「東京都ＢＣＭ推進委員会」に改組し、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の運用を強化するなど、都政のＢＣＰの継続的な改善を図っている。

平成29年12月には、東日本大震災及び平成28年熊本地震等の教訓を踏まえ、「東京都業務継続計画（都政のＢＣＰ）」として改定した。平成30年３月には、この改定内容を都各局等の危機管理マニュアルに反映させるため、ガイドラインとして「東京都業務継続計画（都政のＢＣＰ）策定に伴う各局等危機管理マニュアルの改定について」を作成した。

令和５年11月には、いつ起こるとも知れない災害に備え、様々な災害の事象、規模に応じて、柔軟に対応できるＢＣＰとするため、「東京都業務継続計画（都政ＢＣＰオールハザード型Ｓｔｅｐ.1）」へと改定した。令和６年３月には、この改定内容を都各局等の危機管理マニュアルに反映させるため、ガイドラインとして「局ＢＣＰ・危機管理マニュアル等改定に係るガイドライン（令和５年度）」を作成した。

また、都内区市町村や政策連携団体のＢＣＰ策定を促進しており、平成22年１月に「区市町村事業継続計画（地震編）策定ガイドライン」を作成し、平成30年３月に、都政のＢＣＰの内容を踏まえたガイドラインとして「区市町村における業務継続計画策定のために」を作成した。令和６年２月には、令和５年11月に改定を行った都政ＢＣＰの内容を踏まえ、「業務継続計画（ＢＣＰ）改定に係る区市町村ガイドライン（令和５年度）」を作成した。

２　危機管理体制の整備

（１）　災害対策本部等

ア　東京都災害対策本部

知事は、都の地域について大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは本部を設置する。

直近では、令和６年８月に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴う対応のため本部を設置した。

イ　東京都災害即応対策本部

災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し知事が必要と認めたときに設置する。

(ｱ)　集中豪雨による局地的な災害が発生したとき。

(ｲ)　大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき。

(ｳ)　局地的な災害発生のおそれがあるとき。

直近では、令和７年カムチャツカ半島付近地震に伴う津波警報発表に係る対応及び令和７年台風第22号及び第23号に係る対応のため本部を設置した。

ウ　東京都危機管理対策会議

危機管理監は、災害等の危機が発生したとき、危機に関する情報を一元的に収集・分析するとともに、災害等の未然防止及び拡大防止のための関係各局等の対応策の総合調整並びに要請を行うため、全庁的な対策会議を設置する。

（２）　自衛隊との連携

ア　災害派遣要請

災害発生時、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、自衛隊に対し自衛隊法第83条に基づく災害派遣要請を行っている。

＜都内における自衛隊の災害派遣実績＞

災害派遣要請期間	要請内容	出動地域
平成25年10月16日 ～11月８日	行方不明者等要救助者の捜索・救助及びその他必要な活動	大島町
平成26年２月16日 ～21日	大雪に伴い発生した孤立者等、要救助者の救援・救助及びその他必要な活動	檜原村、 奥多摩町
平成26年２月17日 ～21日	大雪に伴い発生した孤立者等、要救助者の救援・救助及びその他必要な活動	青梅市
平成26年５月８日 ～９日	山林火災に対する消火活動	奥多摩町
平成30年１月４日	山林火災に対する消火活動	奥多摩町
令和元年５月27日 ～29日	山林火災に対する消火活動	檜原村

災害派遣要請期間	要請内容	出動地域
令和元年10月12日 ～11月5日	台風被害に対する人命救助活動等	都内全域
令和２年４月７日 ～13日	ホテルにおける新型コロナウイルス感染者への生活支援	都が指定するホテル
令和３年２月24日	山林火災に対する消火活動	青梅市
令和６年５月５日 ～６日	山林火災に対する消火活動	大島町
令和７年10月10日 ～11月14日	台風被害に対する人命救助活動等	伊豆諸島

イ　救急患者輸送要請

伊豆諸島において重篤な救急患者が発生し、東京消防庁により輸送できない場合や、小笠原諸島で同様の救急患者が発生した場合、自衛隊に災害派遣要請を行い、自衛隊航空機等により内地の病院に輸送している。

＜救急患者輸送実績(過去10年)＞

年度	大島支庁管内		三宅支庁管内		八丈支庁管内		小笠原支庁管内		計(件)	
	自衛隊	東消等	自衛隊	東消等	自衛隊	東消等	自衛隊	東消等	自衛隊	東消等
H28	0	112.5	0	36.0	3	49.5	21	5	24	203
H29	1	109.5	0	40.5	1	31.0	24	18	26	199
H30	0	108.5	0	29.5	0	34.0	24	3	24	175
R1	1	110.0	0	35.5	0	41.5	23	1	24	188
R2	1	90.0	0	24.0	5	32.0	16	9	22	155
R3	3	108.5	0	28.0	1	37.5	28	10	32	184
R4	1	91.0	1	29.0	1	55.0	20	5	23	180
R5	0	85.0	0	30.5	4	30.5	23	6	27	152
R6	0	96.0	1	6.0	0	47.0	22	2	23	151
R7	2	94.0	1	25.5	1	42.5	23	3	27	165

※　「自衛隊」は海上自衛隊、航空自衛隊、陸上自衛隊を、「東消等」は東京消防庁、海上保安庁をそれぞれ指す。

※　１回の輸送で、管内を超えて２名の患者を輸送した際は、それぞれの管内で0.5をカウントしている（最大２名）。

※　R2、R3及びR4年度の自衛隊輸送件数には新型コロナウイルス患者の輸送を含むが、東消等輸送件数には新型コロナウイルス患者の輸送は含んでいない(行政ヘリ扱いのため)。

ウ　自衛隊募集

法定受託事務として自衛官募集に関する事務を実施している。

（３）　東京都防災センター等

ア　東京都防災センター（新宿区西新宿二丁目８番１号（都庁第一本庁舎内））

地震、風水害、テロ、武力攻撃等から都民の生命及び財産を守り都市機能の維持を図るた

め、防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議・決定・指示を行う中枢の施設である。

イ　東京都立川地域防災センター（立川市緑町 3233 番地２）

多摩地域における防災活動の拠点として、東京都防災センターの指示のもとに応急対策活動を実施するため、①情報収集及び連絡調整機能、②救援物資の備蓄・輸送機能、③要員確保機能等を備えた施設である。

ウ　東京都多摩広域防災倉庫（立川市緑町 3256番地５）

救出・救助、医療活動、物資調整など、災害対応を担う様々な主体の活動や主体相互の連携を支え、総体としての災害対応力を向上させる広域的な防災拠点の機能を備えた施設である。

・平成28年７月に国から取得した倉庫を補修
・平成29年６月から施設の一部を活用開始
・令和２年３月から全面活用を開始
・令和４年２月に多摩広域防災倉庫における大型トラックなど物資搬送車両の待機場所確保のため、(株)立飛リアルエステートと協定を締結
・令和６年度に多摩地域における防災拠点である東京都立川地域防災センターと東京都多摩広域防災倉庫について、倉庫の敷地内における両施設の一体的な整備により機能強化を図ることを示した「多摩地域の新たな防災拠点の整備に向けた基本構想」を策定
・令和７年度に具体的な施設計画等を示す「多摩地域の新たな防災拠点の整備に向けた基本計画」を策定
・令和８年度より、建物の全体像や主要な仕様を決定する基本設計を実施

エ　夜間防災連絡室

夜間・休日に発生する地震等の非常事態に対処するため、東京都防災センターに夜間防災連絡室を設置し、夜間防災連絡員が夜間・休日に常駐して地震や気象警報等に対する警戒態勢をとっている。

（４）　防災関連システム

ア　運用中のシステム

名　称	概　要
災害情報システム（ＤＩＳ）※	災害時に防災機関から収集した被害・措置情報等を防災センターが一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、気象情報や被害情報等を、気象庁、建設局、ライフライン機関(東京電力、東京ガス)等から受信し、各防災機関に提供するシステム
地震計ネットワークシステム	都内約 100 か所に設置された震度計をネットワークで結び、気象庁へ伝送するとともに、ＤＩＳ設置機関において共有するシステム
地震被害予測システム	地震計ネットワークシステムで観測、収集された各地の震度情報を基に、都内の被害予測を行うシステム
地震被害判読システム	警視庁、東京消防庁が保有するヘリコプターに搭載したテレビカメラで撮影した映像情報と地図情報を合わせて表示し、被害状況を広域的に把握するシステム

名　称	概　要
火山観測システム	伊豆諸島に設置された地震計、地熱計等の観測機器をネットワークで結び、東京大学地震研究所へ伝送するとともにデータを集約、観測するためのシステム
ＡＶ(音響・映像)システム	大型映像表示盤、液晶モニタ、操作用端末などの機器から構成され、東京都防災センターや立川地域防災センター等にて各種システムの情報映像等を表示させるためのシステム
画像伝送システム	東京都防災センター、立川地域防災センターや区市町村などに設置されているシステム端末により、被害状況の映像やテレビ会議の映像を相互に共有するためのシステム
災害情報提供システム (防災ホームページ)	都民の防災に対する意識の更なる高揚や、防災活動の向上を図るため、防災に関する情報提供を行うとともに、災害時には都民の自助・共助活動や二次災害防止活動・避難誘導・救助活動等の支援のために的確な情報提供を行うシステム

※　ＤＩＳ端末を区市町村等の主要機関に設置し、防災行政無線回線によるオンラインネットワークを構成し運用

イ　防災行政無線

災害時の防災活動を円滑に実施するためには、有機的かつ確実な情報連絡網の確保が必要である。このため、有線通信の途絶時にも有効に機能する東京都防災行政無線を整備している。また、東京都防災行政無線を補完するため、初動時の対応を担う業界団体等に業務用ＭＣＡ無線機を導入している。

＜東京都防災行政無線＞

○　固定無線局(約370局)

都庁局を統制局として、都内の防災関係機関に固定無線局を整備

統制局

無線網全体の管理・統制を行う機能
・交換機能：無線局間の回線、無線局と都庁内線をつなぐ
・統制機能：災害発生時において、重要度の高い通信を行うために、他の通信を規制
都庁に統制局を、立川地域防災センターに副統制局を設置

中継局

都庁から遠距離の無線局まで電波が届かない時に中継する機能及び中継網を構成する機能

端末局

災害対策上重要な機関に防災行政無線の無線設備を設置し、相互に通信を行う機能
・重要度や通信量、実施する対策の性質に合わせて、多重系の無線局か単一系の無線局のいずれかを整備

多重系無線局

１つの無線回線で複数の情報を同時に伝送
・支庁、区市町村、建設事務所、電力・ガス会社等には多重無線設備を設置
・通信機能は、電話、FAX、画像伝送、データ伝送(災害情報システム等)の４種類

	単一系無線局
	１つの無線回線で１つの情報のみ伝送 ・災害拠点病院、都保健所、交通機関、放送機関、交通局・水道局・下水道局の事業所等に、少ない周波数帯で多くの無線局と通信が可能な、ＭＣＡ(Multi Channel　Access、マルチ・チャンネル・アクセス)方式の無線設備を設置 ・通信機能は、電話とFAX

○　移動無線局(約700局)

東京都防災行政無線網は本庁舎及び各中継所に約20の基地局を置き、約680台の移動無線局を整備

移動無線車	
	移動系無線設備を、発電設備を持った専用車両に搭載し、機動的に運用
全都移動系無線局	
	機器の大きさ、運用形態等から、車載型、可搬型(アタッシュケース程度の大きさ)、携帯型(トランシーバー型)の３つに分類 ・通信機能は音声のみ ・トランシーバーと同様に１局が送信していると、他の無線局は送信不能 ・通信内容は、統制台及び電波の届く範囲にいる全都移動系無線局で傍受可能 ・通信の相手方は、都庁局及び全都移動系無線機に限定
衛星局	
	都庁舎他18局に通信衛星を利用する衛星通信設備を設置しているほか、可搬型衛星通信設備４台を整備 ・これらは自治体衛星通信機構が整備する地域衛星通信ネットワークを利用するものであり、同ネットワークに加入している道府県及び市町村と通信が可能
ヘリコプター・テレビ	
	東京消防庁及び警視庁のヘリコプターに搭載しているテレビカメラで撮影した災害現場の映像を東京消防庁や警視庁を経由して都庁舎に伝送し、被害状況を確認

＜東京都防災行政無線の利用状況（令和８年４月の通信回数）＞

系　　統		局　数	通　信　回　数
区　部　系	多　重　系	44局	6,061回
	単　一　系	181局	7回
多　摩　系	多　重　系	36局	2,685回
	単　一　系	63局	3回
島　し　ょ　系		12局	707回
小　笠　原　系		4局	544回
合　計		340局	10,007回

（統制局２、中継局29）

ウ　モバイル衛星通信機器（77台）

数千機以上の低軌道衛星が連携する衛星インターネットサービスを利用できる機器であり、つながりやすく低遅延・高速データ通信が可能である。島しょ部を含む都内全区市町村に配備し、発災時における都との情報連絡等に使用する。

エ　被災者総合支援システム（仮称）の構築

令和６年１月に発生した能登半島地震では、避難者の所在把握等に苦慮し、被災者に必要な支援が届かない等の状況が生じた。こうした教訓を踏まえ、都では発災直後の安否確認から応急復旧、そして、復興期の生活再建まで、被災者情報を一貫して管理し、速やかな支援につなげるためのシステム構築に取り組んでいる。

（５）　区市町村庁舎の非常用電源設置等支援

区市町村の災害対策本部が設置される庁舎について、人命救助の観点から重要な時間帯である発災後72時間は、外部からの供給なしに非常用電源を稼働可能とするとともに、洪水・高潮等水害や地震による非常用電源の機能喪失を防止し、確実に稼働できる体制を確保するため、区市町村へ補助を行っている。

（６）　物資等の備蓄・整備

ア　応急給水槽

震災時における飲料水を確保するため、昭和52年度から設置を開始し、平成29年度までに88基の応急給水槽を設置した。現在は応急給水槽の維持管理及び応急給水用資器材の整備等を進めている。

イ　燃料確保対策

石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」を踏まえて、国、石油連盟等と「大規模災害時における石油燃料の確保に関する連絡協議会」を設置し、災害時の応急対策活動に必要となる災害拠点病院等の燃料の確実な確保に努めている。また、緊急通行車両等の燃料について、給油所と直接協定等を締結することにより燃料備蓄に取り組んでいる。

ウ　物資の調達及び物流対策

地震等の大規模な災害が発生した場合に、被災者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、各団体と協定を締結して調達体制等を強化している。

(ｱ)　物資の調達（物資調達に係る協定の締結）

協定締結年	協定締結団体名
平成 17 年	(一社)全国清涼飲料連合会
平成 27 年	㈱セブン＆アイ・ホールディングス（令和元年に液体ミルク追加に伴い再締結）
平成 29 年	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
令和２年	東日本段ボール工業組合、(一社)東京都冷凍空調設備協会、イオン㈱、㈱ローソン、(特非)ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク
令和３年	アスクル㈱、㈱ファミリマート
令和４年	東京都テント・シート工業組合
令和５年	(一社)日本建設機械レンタル協会東京支部
令和８年	アイリスオーヤマ㈱

(ｲ)　物流対策（物流対策に係る協定の締結）

協定締結年	協定締結団体名
平成 24 年	日本自動車ターミナル㈱（災害時における施設使用等に関する協定）
平成 25 年	東京倉庫協会（物資の保管及び荷役に係る協定）
令和元年	(一社)AZ-COM ネットワーク（災害時における物資の輸送・荷役等に係る協定）

協定締結年	協定締結団体名
令和２年	日本通運㈱、福山通運㈱、佐川急便㈱、ヤマト運輸㈱、西濃運輸㈱、(一社)東京都トラック協会（災害時の広域輸送基地の効率的な運営と輸送に係る協定）
令和４年	ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱（孤立地域等へのドローンによる物資輸送を図るための協定）

エ　物資の備蓄及び備蓄倉庫の管理

避難者に対し最低限必要な食料や生活物資等を迅速かつ円滑に供給するため、適正な備蓄に努める。また、それに必要な備蓄倉庫の維持管理を行う。なお、避難所における感染症対策として、避難所での生活環境の改善や感染症対策に有効な簡易ベッド（段ボールベッド含む）、室内テント等を備蓄している。

(ｱ)　備蓄物資の内容（令和７年７月１日現在）

・食料 約 942 万食

・生活必需品 携帯トイレ 600 万回分、簡易トイレ 約 8,000 台、毛布 約 66 万枚、紙おむつ 約 37 万枚、生理用品 約 72 万枚

(ｲ)　備蓄倉庫数（令和８年４月１日現在）

・直営倉庫 13 か所、兼用倉庫 ７か所、契約倉庫１か所

オ　災害時トイレの確保

令和６年度に策定した東京トイレ防災マスタープランを踏まえ、災害時トイレの確保や質の向上を推進するため、区市町村のトイレ整備支援等を着実に実施していく。また、東京の特性である避難所避難者以外（在宅避難者や帰省者等）を見据え、携帯トイレを確保したほか、関連する区市町村の防災対策の取組を引き続き支援していく。

カ　災害救助基金

被災時における応急対策の実施に当たっては、緊急に相当額の経費を必要とするので、災害救助法に基づき災害救助基金を積み立てている。令和８年３月31日現在の積立額は、約175億5,891万円で、預託金及び給与品の事前購入により運用している。

（７）　首都圏の防災・危機管理に関する事務

首都圏で地震等の大規模災害が発生した場合、被害の規模は広範に及び、１つの自治体で対応できる範囲をはるかに上回ることが予想される。このため、首都圏の１都３県及び政令指定都市で構成する九都県市では「地震防災・危機管理対策部会」を組織し、首都圏における防災・危機管理上の様々な課題を検討し、都県市間の相互連携など対策の具体化を図っている。

（８）　防災訓練

災害発生時における対応力向上のため、自然災害対策、帰宅困難者対策、国民保護対策、新型インフルエンザ対策等の各種訓練を実施している。

	期間	事項
自然災害(地震・風水害)対策の訓練		
	令和５年度 ５月 15～18、25 日 ６月 20 日 ７月 25 日 ９月１～３日 10 月 24 日 11 月 21 日 １月 18 日	 ・首都直下地震を想定した図上訓練を実施 ・大規模風水害を想定した図上訓練を実施 ・南海トラフ地震による津波発生を想定した図上訓練を実施 ・首都直下地震を想定した東村山市と合同の総合防災訓練を実施 ・首都直下地震を想定した図上訓練を実施 ・火山噴火を想定した図上訓練を実施 ・首都直下地震を想定した図上訓練を実施
	令和６年度 ５月22日 27日 ６月28日 10月22日 11月14日 １月 22 日	 ・首都直下地震を想定した図上訓練を実施 ・風水害を想定した図上訓練を実施 ・大規模風水害を想定した図上訓練を実施 ・首都直下地震を想定した図上訓練を実施 ・南海トラフ地震による津波発生を想定した図上訓練を実施 ・首都直下地震を想定した図上訓練を実施
	※　８月 30 日～９月１日に実施予定であった「首都直下地震を想定した板橋区と合同の総合防災訓練」については、台風第 10 号の影響により中止 　なお、緊急支援物資輸送訓練については、令和７年２月４日に、避難所開設・運営訓練については、令和７年２月 24 日に、改めて板橋区と合同で実施	
	令和７年度 ４月 17 日 22日 ５月 27 日 ７月 14～18 日 ８月 29～31 日 11 月 15 日 １月 14 日、16 日 ２月 10 日、17 日	 ・首都直下地震を想定した図上訓練を実施 ・風水害を想定した図上訓練を実施 ・大規模風水害を想定した図上訓練を実施 ・首都直下地震を想定した図上訓練を実施 ・首都直下地震を想定した羽村市・日の出町と合同の総合防災訓練を実施 ・南海トラフ地震等を想定した新島村と合同の総合防災訓練を実施 ・首都直下地震を想定した図上訓練を実施 ・島しょ火山噴火を想定した机上演習を実施
	令和８年度 ４月 20 日、24 日 21日 ５月 20 日 ７月３～５日 ９月 11 日 10 月 15 日 １月中旬～下旬 ２月頃	 ・首都直下地震を想定した図上訓練を実施 ・風水害を想定した図上訓練を実施 ・大規模風水害を想定した机上演習を実施 ・特別警報級の台風襲来による大規模風水害を想定した江戸川区と合同の総合防災訓練を実施 ・南海トラフ地震等を想定した机上演習を実施予定 ・南海トラフ地震等を想定した三宅村・御蔵島村と合同の総合防災訓練を実施予定 ・首都直下地震を想定した図上訓練を実施予定 ・復興フェーズに関する机上演習、火山噴火を想定した机上演習を実施予定

	期間	事項
帰宅困難者対策の訓練		
	令和５年度 ８月４日	・足立区と合同で北千住駅周辺において帰宅困難者対策訓練を実施
	令和６年度 ２月 14 日	・千代田区と合同で東京駅周辺において帰宅困難者対策訓練を実施
	令和７年度 ２月９日	・港区と合同で品川駅周辺において帰宅困難者対策訓練を実施
	令和８年度 ２月頃	・首都直下地震を想定した帰宅困難者対策訓練を実施予定
国民保護対策の訓練		
	令和５年度 ７月12日 11月６日 １月 15 日	・弾道ミサイルを想定した図上訓練を実施 ・弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施 ・弾道ミサイルを想定した国民保護共同訓練（実動）を実施
	令和６年度 ７月18日 ２月４日	・弾道ミサイルを想定した国民保護共同訓練（図上）を実施 ・弾道ミサイルを想定した国民保護共同訓練（実動）を実施
	令和７年度 10月28日 ２月４日	・弾道ミサイルを想定した国民保護共同訓練（図上）を実施 ・弾道ミサイルを想定した国民保護共同訓練（実動）を実施
	令和８年度 11月５日 ２月上旬頃	・弾道ミサイルを想定した国民保護共同訓練（図上）を実施予定 ・弾道ミサイルを想定した国民保護共同訓練（実動）を実施予定
新型インフルエンザ対策等の訓練		
	令和５年度 10月31日 11月７日	・国の新型インフルエンザ等対策訓練と連携した連絡訓練及び危機管理対策会議訓練を実施 ・海外での新型インフルエンザ感染者拡大を想定した対策本部会議訓練を実施
	令和６年度 11月26日	・国と連携した緊急連絡会議訓練を実施
	令和７年度 11月18日	・国と連携した緊急連絡会議訓練を実施

（９）　地域防災力の向上支援

東日本大震災では地域住民による自助・共助の取組が大きな力を発揮したことなどを踏まえ、自助・共助の仕組みとして、地域防災力の向上支援事業を進めている。

ア　「東京防災学習セミナー」「パパママ東京ぼうさい出前教室」等

平成28年度から、希望する町会・自治会・自主防災組織、マンション管理組合等に防災の専門家を派遣する「東京防災学習セミナー」、平成29年度から、課題に合わせたアドバイス等を行う自主防災組織活動支援事業、令和元年度から、子育て世代を対象とした「パパママ東京ぼうさい出前教室」を実施している。

イ　女性防災人材の育成等

災害時に地域や職場の防災活動の核として活躍する女性の防災人材を育成するため、女性防災人材育成事業を推進している。基本的な知識を学ぶ「防災ウーマンセミナー」及びリーダー的人材を育成する「防災コーディネーター研修」を実施している。

また、防災コーディネーター研修修了者や自主防災組織のリーダー等を対象に、防災市民組織の活動促進を図るため、「防災市民組織リーダー研修」を実施している。

ウ　マンション防災の推進

令和５年５月、東京都地域防災計画震災編において、減災目標の達成に向けた主な取組のひとつとして、マンション防災が位置づけられた。

マンション防災の課題解決に向けた普及啓発の取組として、地震発生時に、一人一人が自分事としてとるべき行動や在宅避難で気をつけたいポイントなどを分かりやすく記載したマンション防災に関するリーフレットを令和５年度に全世帯に配布した。

また、マンション管理組合や町会、自治会などを対象に、マンション防災のことが学べるセミナーを実施するとともに、マンション防災の認知度を向上させるための普及啓発動画をホームページや、デジタルサイネージ等に掲出している。

令和８年度は、「燃えない」「倒れない」「困らない」を柱とする在宅避難の取組を推進するため、マンション防災の普及啓発動画を活用した広報を行うとともに、マンション特有の課題に対応した取組の優良事例集作成などを行う。

エ　避難者生活支援等に関する区市町村支援事業

避難所避難、在宅避難等の避難者全員が安全・安心な避難生活を送ることができる東京の実現に寄与するため、避難者生活支援、災害用トイレ整備、初期消火対策支援、家具転倒防止対策支援、地域内輸送拠点整備など、区市町村が行う防災対策・体制を整備する事業に要する経費の一部を補助している。

オ　出火防止対策の促進

震災時における火災の発生を防ぐため、令和５年度及び６年度は、町会・自治会等と連携し、延焼による被害の拡大が懸念される木造住宅密集地域の木造住宅を対象として、希望する世帯に感震ブレーカーを配布するなど、感震ブレーカーの設置により期待される効果等を周知した。

また、令和５年度には感震ブレーカーの有用性に係るリーフレットを都内の全世帯に配布したほか、ホームページ等により広く普及啓発を行っている。

令和６年度から、都や区市の防災イベント等の場を活用し、出火防止対策等に関するパンフレットの配布や動画の放映などを実施している。

加えて、令和７年度から、感震ブレーカーの設置を進める区市町村を支援する補助や感震ブレーカーを設置する住宅事業者への補助を実施している。

令和８年度からは、建売の木造住宅に加え、注文住宅や非木造など、全ての新築住宅を対象とするともに、リフォーム工事を行う事業者にも補助を実施している。

さらに、感震ブレーカーの役割や重要性を、幅広い世代に理解してもらうために、より分かりやすく親しみやすいネーミングを決める投票を行い、「グラぴたスイッチ」に決定した。あわせて、ＳＮＳ広告などメディアを活用したプッシュ型広報により、広く都民を対象とした広報を展開し、出火防止に係る取組を促進している。

(10)　避難者の生活環境向上の取組

区市町村と連携し、必要な備えを進め都民が災害時に安全・安心に避難生活を送ることができるよう避難者の生活環境向上の取組を進めていく。

都はこれまでの避難所改革の取組に加え、在宅避難や被災地外への避難を新たな柱として

位置付けた「東京都避難者生活支援指針」を令和８年３月に策定・公表した。

令和８年度は、こうした取組が着実に進むよう、避難者生活支援等に関する区市町村支援事業や、避難所運営に知見を持つ専門家によるセミナー・コンサルティングに加え、新たに区市町村が行う在宅避難者の生活支援に関するマニュアル策定への専門家派遣等を行う。

３　震災復興企画に関する事務

東京で大規模な震災被害が発生した場合に備えて、予防対策や被災直後の応急対策だけではなく、震災後の復興の進め方について十分検討を行い、準備可能な事項についてはあらかじめ適切な対応をしておくことが必要である。

このため、平成９年度に「東京都都市復興マニュアル」と「東京都生活復興マニュアル」を策定した。平成 15 年３月には、この２つのマニュアルを統合し、都民向けの「復興プロセス編」と行政職員向けの「復興施策編」の二部構成からなる「東京都震災復興マニュアル」を策定した。

「復興プロセス編」は、地域力を活かした住民主体の復興に、多くの都民や団体が協働して取り組む「地域協働復興」を提案し、「復興施策編」は、行政が行うべき施策や事業の具体的な時期・手続等について分野別に整理するとともに、復興事務遂行上の手引書として策定した。

「東京都震災復興マニュアル」の改訂にあたっては、震災復興検討委員会のもとに、幹事会及び部会を設け、平成 28 年３月には、東日本大震災を契機に整備された法改正等の内容を反映するとともに、令和３年３月には、「復興施策編」について、平成 28 年熊本地震以降の西日本豪雨、東日本台風等の自然災害を踏まえ、迅速な復興と被災者支援の観点等から、所要の修正を実施した。

令和７年３月には、行政職員の行動指針を示していることを分かりやすくするため、「復興施策編」の名称を「復興施策ガイドライン」へ変更するとともに、都の被害想定の見直し（令和４年５月）や近年の社会環境の変化等を踏まえた修正を実施した。

また、区市町村における震災復興施策が迅速かつ円滑に実施できるよう、都と区市町村の役割分担を踏まえた、「区市町村震災復興標準マニュアル」を作成しており、区市町村に対し、地域特性を反映した震災復興マニュアルの作成を働きかけている。

さらに、震災復興対策の充実のため、区市町村の事務である住家被害認定調査、罹災証明書発行等を効率的に実施できるよう、区市町村職員向けの研修会やＡＩを活用した住家被害認定支援ツールの開発・運用を行っている。

このほか、大規模災害発生時に、広域的な視点から都民の生活再建と復興業務に係る施策を速やかに進めるため、区市町村が発災時に作成する被災者のデータを都及び区市町村間で共有する「災害時都民台帳システム」を令和６年度に構築し、運用を行っている。

都民に対しては、震災復興対策について、災害復興まちづくり支援機構と連携してシンポジウムを開催し、普及を図っている。

４　大規模風水害時の広域避難対策等の推進に関する事務

近年の実災害の教訓や災害対策基本法等の改正、感染症対策の観点等を踏まえ、区市町村と連携しながら、多様な避難行動の周知や避難先の一層の確保等により都民の適切な避難を促すなど、大規模風水害への備えを強化していく。

（１）　広域避難対策の推進

平成 28 年８月、国の中央防災会議・防災対策実行会議の下に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」が設置され、平成 30 年３月に「洪水・高潮氾濫から

の大規模・広域避難に関する基本的な考え方(報告)」が示された。

同報告を受け、平成 30 年６月、都と内閣府が共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置し、国(関東地方整備局、気象庁など)、陸上自衛隊、警視庁、東京消防庁、都内自治体、隣接県(埼玉県、千葉県)、交通事業者などの関係機関を構成員として、その後発生した令和元年台風第 19 号で顕在化した課題等も踏まえ、広域避難に係る関係機関間の役割分担・連携のあり方について検討を進めてきた。令和４年３月に、同検討会において、広域避難計画に定めるべき内容や策定の手順、留意点等を整理し、「広域避難計画策定支援ガイドライン」としてとりまとめた。また令和４年６月には、同ガイドラインを踏まえ、大規模水害時の広域避難等を円滑に実施する体制を構築するため、内閣府と共同で「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置し、具体的な検討を進め、令和７年３月に、広域避難を必要とする自治体が策定する広域避難計画のベース（ひな型）となる「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」をとりまとめた。

令和７年７月、同モデルを踏まえ、都及び都内自治体等が予定する東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難に係る計画や要領等の策定又は改定に資する検討などを行うことを目的に、都は、都内自治体や関係機関を構成員等とする「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」を設置した。同検討会での検討成果を踏まえ、東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難に係る対処要領の策定を進めている。

広域避難先の確保においては、令和３年９月に、大規模水害時における広域避難先としての施設利用に関する初めての協定を独立行政法人国立青少年教育振興機構（国立オリンピック記念青少年総合センター）と締結した。その後も広域避難先の確保を進め、令和８年５月末時点で国・民間施設 22 団体と協定を締結している。

（２）　「東京マイ・タイムライン」による普及啓発の実施

令和元年５月、都民一人一人が、避難に必要な防災情報を正しく理解し、自らの環境や地域の特性に合った避難行動をとれるよう、日頃より水害からの避難を考えるための材料を一つの冊子にまとめた「東京マイ・タイムライン」を公表し、都内全ての小学校、中学校、高等学校や区市町村等に配布している。また、都民の水害リスクに対する認識を向上させ、適切な避難行動につなげるため、区市町村等と連携し、町会・自治会や学校、企業等を対象とした「東京マイ・タイムライン」の作成セミナー等を実施しているほか、令和４年４月から「東京マイ・タイムライン」のより手軽な作成・活用のため、アプリ版を「東京都防災アプリ」内で運用し、若い世代への普及拡大を図っている。

（３）　区市町村タイムラインの推進

都内で風水害が発生した際、避難情報を発令する区市町村へのタイムラインの普及拡大を図るため、作成を支援する「東京都タイムライン作成手順書」及び「東京都区市町村タイムラインひな形」を作成・配付し、取組を推進している。

（４）　水害リスク「我が家・我が事」プロジェクト

水害リスクを「我が事」として捉えてもらうため、東部低地帯の特に水害リスクが高い世帯等へ、住所ごとの水害リスクや推奨される避難行動を記載した「我が家の水害リスク診断書」を令和５年度に配布した。本事業の効果検証の結果を踏まえ、得られたノウハウを活用し、都内区市町村でも同様の取組が行えるよう、技術的支援等に取り組んでいる。

（５）　デジタルツインを用いた水害シミュレーションの活用

東京の地形や建物を忠実に再現したサイバー空間上に、過去の台風や集中豪雨等の降雨デ

ータに基づき想定した被害状況を視覚的に捉える機能を備えた、よりリアルに水害による浸水状況等を時系列で確認できるシミュレーションシステムを構築した。同システムを都の風水害訓練に活用するとともに、区市町村による訓練への活用にもつなげることで、更なる災害対応力の向上を図っている。

5　帰宅困難者対策に関する事務

大規模地震発生時の帰宅困難者による混乱や事故等を防止するため以下の取組を実施している。

（1）　東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の推進

帰宅困難者対策を総合的に推進する条例を平成24年３月に制定、平成25年４月１日に施行した。

平成24年11月には、帰宅困難者対策実施計画を策定し、条例で規定した内容を実施するための具体的運用方法や必要となる行政の支援策等をとりまとめた。その後令和４年５月に公表した新たな都の被害想定や、東日本大震災の発生から10年超が経過した状況を踏まえ、令和５年５月に帰宅困難者対策実施計画を改定し、同実施計画に基づき事業を実施している。

ア　一斉帰宅抑制の推進

従業者の一斉帰宅の抑制、３日分の飲料水・食料等の備蓄、駅及び大規模な集客施設等における利用者保護、学校における児童・生徒等の安全確保等について広報紙やホームページ、動画によるＰＲ等あらゆる機会をとらえて周知活動を展開している。

平成30年度からは、従業者の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定・公表する制度を活用し、帰宅困難者対策に取り組む企業の裾野拡大を図ってきた。

また、令和４年３月に、企業等において都との連絡窓口となり、一斉帰宅抑制の呼びかけなど災害対策の旗振り役となる「事業所防災リーダー制度」を創設し、この繋がりにより企業等の防災対策の後押しをしている。さらに、令和６年度には、事業所防災リーダーを支援するため、平常時の防災の備えや発災時の対応をわかりやすくまとめた「東京事業所防災実践マニュアル」を作成・公表した。加えて、事業所防災リーダーの活用に積極的に取り組んでいる企業等を対象とした「事業所防災リーダー優良企業認定制度」を創設した。事業所防災リーダー数は、令和８年１月時点で6,586社、27,050人となっている。

イ　一時滞在施設の確保

平成24年度に約７万人分の備蓄を準備し、平成25年４月１日に都立施設200箇所を一時滞在施設として指定した。令和８年１月時点では、都立施設及び民間施設等を1,310箇所・約53万人分確保している。

その後も一時滞在施設の一層の確保に向けて、国、区市町村及び事業者に対し協力要請を行い、拡大を図っている。加えて、区市町村と協定を締結した民間の一時滞在施設については、備蓄品購入費用(更新分を含む。）に対する支援を行っている。

ウ　安否確認と情報提供

帰宅困難者が安否確認や情報収集を行える体制を構築し、帰宅困難者による混乱を防止するため、都立一時滞在施設に災害時に無償で使用できる特設公衆電話やＷｉ－Ｆｉアクセスポイントを整備している。また、被災者の安否確認や情報収集、行政からの災害情報伝達に不可欠な、スマートフォン・タブレット端末等の充電環境を確保するため、令和元年度から都立一時滞在施設に配備する蓄電池、充電器を調達している。令和２年度からは、民間一時滞在施設向けの備蓄品購入費用補助事業を実施している。令和７年度から、首都直下地震等が発生した際、都内の混雑状況等や一時滞在施設の開設・運営状況等を円滑に収集・把握し

帰宅困難者に情報提供するための帰宅困難者対策オペレーションシステム（通称:キタコンDX）を本格稼働した。さらに、外国人旅行者が避難情報を入手しやすくなるよう、キタコンDXの多言語化を図った。引き続き、大使館や空港・主要駅・ホテル等と連携するなど、周知を行っていく。

エ　帰宅支援

発災時の混乱が収拾した後、帰宅困難者が安全に帰宅できる体制を整備する。

内閣府や九都県市と連携し、要配慮者の搬送についての検討や帰宅ルールの策定、災害時帰宅支援ステーションの拡充・周知を行う。

（２）　首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議(平成25年１月30日設置)

ア　平成23年９月に、社会全体で協働して帰宅困難者対策を進めるため、東京都及び内閣府が中心となり、民間企業等との対策を検討するため「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、平成24年９月に、官民連携した課題の整理と今後の施策の方向性について、最終報告を取りまとめた。平成25年１月に、同協議会の後継組織として、東京都及び内閣府は、「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、各機関における帰宅困難者等対策に係る調査や情報交換を行っている。

イ　国、東京都、九都県市等近隣の自治体、都内自治体、経済団体、通信事業者団体、鉄道事業者、バス協会等の構成員46団体、及びオブザーバーで構成

６　火山噴火対策に関する事務

都の火山対策は、過去の火山噴火災害の経験等を踏まえた東京都地域防災計画火山編に基づき、地域の特性に応じた防災対策を構築しており、火山観測体制の整備や活動火山対策特別措置法に基づく火山防災協議会の設置等の取組を通して、関係機関等と連携した火山防災対策を推進している。

（１）　伊豆諸島の６火山に係る避難計画の策定に向けた取組の推進

活動火山対策特別措置法に基づき、国から火山災害警戒地域に指定された６火山(伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島)について、平成28年４月に都及び関係町村が共同で火山防災協議会を設置した。各避難計画については、当該協議会における協議を経て、平成29年度に伊豆大島及び三宅島、令和元年度に八丈島及び青ヶ島、令和２年度に新島及び神津島について策定が完了した。

令和７年５月、東京都地域防災計画火山編を修正し、噴火レベルや各関係機関別のタイムラインを明記することや、輸送体制の確保のため、円滑な島外避難に向けた輸送体制の強化など、避難に係る対策の充実を図った。

これを踏まえ、町村との連携の下、避難計画の見直しを進めるとともに、数十年に一度、噴火を繰り返している伊豆大島と三宅島について、最新の科学的知見を踏まえ、見直した火山ハザードマップを避難計画に反映させるなど島しょ火山防災対策を推進していく。

（２）　火山観測体制の整備

都では、伊豆諸島(大島を除く)の各島に地震計や傾斜計などの観測システムを設置し、火山の状態を観測している。なお、大島については、国が重点的に観測網を構築して観測している。また、都の観測データは気象庁へ提供するほか、各島に設置されている国、研究機関の観測データと相互利用している。

（３） 富士山噴火降灰対策の推進

富士山の大規模噴火時において都内に降灰が発生した場合の対策を講じていくため、令和５年12月、「大規模噴火降灰対応指針」を策定し、対策の方向性を示した。令和７年５月、東京都地域防災計画火山編を修正し、優先除灰拠点及び優先除灰道路の指定や、降灰時の住民等の避難基準を明記するなど、降灰対策の具体化を図った。令和８年３月には、内閣府と東京都を共同座長とする「首都圏における広域降灰対策具体化協議会」を設置し、広域降灰対策の具体化に向けた検討を推進している。

また、令和７年度には大型トラック等の貨物車両の走行実験を実施し、火山灰堆積厚３センチまで走行可能であることを確認するとともに、広域輸送拠点や地域内輸送拠点等から優先除灰道路までのアクセス状況を調査した。令和８年度は、より詳細な降灰シミュレーションを実施し、輸送拠点から優先除灰道路までのアクセス道路における降灰の影響を把握し、その結果を踏まえ、降灰状況等に応じた物資輸送ルートの選定など、物資輸送対策の具体化を推進していく。

さらに、令和６年度に、富士山噴火降灰に伴う交通インフラやライフラインへの影響、健康被害等の災害状況や必要な備えについて、ＣＧを活用した動画等を作成した。令和７年度に、降灰被害、降灰対策、富士山噴火の概要（宝永噴火）、火山灰の特徴など降灰に関する一般知識を動画・イラスト・マップなどを用いてわかりやすく紹介する「Tokyo富士山降灰特設サイト」を開設した。今後も、ＳＮＳや街頭ビジョン等の広告媒体、イベント等を活用し、広く情報発信を進めていく。

7　国民保護に関する事務

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」が、平成16年９月17日に施行された。同法により、武力攻撃や大規模テロを受けた場合には、国の方針に基づき、国、地方公共団体、放送事業者など関係機関が連携・協力し、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃や大規模テロに伴う被害の最小化を図ることになる。

都は、同法に基づき、住民の避難や救援の実施、平素からの備えなどからなる東京都国民保護計画を平成18年３月に作成した。また、国際情勢が緊迫化する中で、ミサイル攻撃の脅威が顕在化していることから、ミサイル攻撃への対処を強化するなど、令和７年６月に東京都国民保護計画を変更した。令和８年３月31日付で国が「国民の保護に関する基本指針」を一部変更したことに伴い、今後、東京都国民保護計画の変更を予定している。

東京都国民保護計画を踏まえ、都民等の生命・身体及び財産を守るため、ハード・ソフト両面から対策を進めている。

（１） ハード面の施策

ミサイル攻撃等の爆風などから直接の被害を軽減するための一時的な避難先として、国民保護法に基づく緊急一時避難施設を指定しており、令和８年４月１日現在で、地下駅舎や地下道を含む4,684施設を確保している。

さらに、都民の生命・財産を守るための都独自の取組として、より安全に避難できる施設の整備に向けた２つのモデル事業を実施している。地下鉄モデルでは、都営地下鉄麻布十番駅に併設された都防災倉庫に、避難施設としての機能を付加するための改修を行うとともに、地下駐車場モデルでは、地下駐車場を避難施設として活用するために必要となる機能や設備についての技術的調査を行っている。

（２） ソフト面の施策

都民や事業者への普及啓発活動として、テロ災害等への危機管理や初動対処等をテーマとした「危機管理に関する事業者セミナー」の開催や、東京都防災ホームページ、「東京くらし防災」及び「東京防災」で国民保護事案発生時の避難行動等を周知しているほか、平成30年度に国民保護措置の仕組みや各種テロからの避難行動に関する動画を作成し、ホームページ上で公開している。あわせて、弾道ミサイル発射に伴うＪアラートが発出されたときの適切な避難行動を都民に分かりやすく伝えるため、令和５年度にリーフレットや動画を作成し、普及・啓発を進めている。

また、令和４年度からは弾道ミサイルを想定した図上訓練や実動訓練を通じて、避難行動の実践や関係機関の連携要領の確認などを行っている。

８　新型インフルエンザ等対策に関する事務

新型インフルエンザとは、過去に人が感染したことのない新しいタイプのインフルエンザであり、世界中で大流行すると、人命や社会経済活動に多くの被害をもたらすことが懸念されている。

このため、平成17年12月に発生段階に応じた医療対策や社会的行動制限等を定めた「東京都新型インフルエンザ行動計画」を策定した。さらに、都民の生命と健康を守り、首都東京の都市機能を維持するため、「都政のＢＣＰ〈新型インフルエンザ編〉」を平成22年３月に策定した。

また、平成21年４月に発生したインフルエンザ（Ｈ１Ｎ１）2009は瞬く間に世界中に感染が拡大し、世界保健機関（ＷＨＯ）は感染拡大の警戒レベル（フェーズ）を最高の６へ引き上げ、都は「東京都感染症対策本部（本部長：知事）」を設置し、都民への情報提供、相談等の必要な対策を講じた。なお、厚生労働省が季節性インフルエンザ対策に移行したことに伴い、都は平成23年４月19日に東京都感染症対策本部を廃止した。

平成24年５月、国は、新型インフルエンザ対策政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ等発生時に、国民の生命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特措法」という。）を公布した。これを受け、都は、平成25年３月に東京都新型インフルエンザ等対策本部条例及び施行規則を制定した。

平成25年４月13日、国は特措法及び施行令を施行し、平成25年６月７日に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）を閣議決定した。これを受け、都は、現行の新型インフルエンザ対策行動計画等に、特措法により新たに都の役割となった対策を追加し、平成25年11月に東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「都行動計画」という。）を策定した。その後、平成29年９月の政府行動計画等の変更に伴い、平成30年７月に都行動計画の一部変更を行った。

令和２年１月、我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。

国は、次なる感染症危機への平時の備えを充実させるとともに、平時から有事への移行をスムーズなものとし、国民に安心と安全を届けるため、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、初めて政府行動計画（令和６年７月２日閣議決定）の抜本改正を行った。これを受け、都においても、令和７年５月に都行動計画の抜本改定を行った。

平成25年度からは、国の新型インフルエンザ等対策訓練と連携した連絡訓練を実施している。

（１）　新型コロナウイルス感染症対策に関するこれまでの経緯

期間	事項
令和２年１月～６月	・政府における新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（１月） ・東京都新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（１月） ・政府対策本部が基本的対処方針を決定（３月） ・東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の制定（４月） ・政府による緊急事態宣言の発出（４月） ・東京都緊急事態措置等の実施（４月～５月） ・「いのちを守る STAY HOME 週間」の実施（４月～５月） ・事業者への休業要請等を全面解除（６月）
令和２年７月～10 月	・第１回東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議の開催（７月） ・東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の改正（８月、10 月） ・飲食店等への営業時間短縮の要請（８月～９月）
令和２年 11 月 ～令和３年３月	・飲食店等への営業時間短縮の要請（11 月～１月） ・政府による緊急事態宣言の発出（１月） ・東京都緊急事態措置等の実施（１月～３月） ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正（２月） ・リバウンド防止期間の実施（３月～４月）
令和３年４月～６月	・東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の改正（４月、６月） ・まん延防止等重点措置の実施（４月、６月～７月） ・政府による緊急事態宣言の発出（４月） ・東京都緊急事態措置等の実施（４月～６月）
令和３年７月～10 月	・政府による緊急事態宣言の発出（７月） ・東京都緊急事態措置等の実施（７月～９月） ・リバウンド防止措置の実施（10 月）
令和３年 11 月 ～令和４年５月	・基本的対策徹底期間の実施（10 月～１月） ・オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応の実施（１月） ・まん延防止等重点措置の実施（１月～３月） ・リバウンド警戒期間の実施（３月～５月）
令和４年６月～９月	・５月 23 日以降の取組（５月～９月） ・感染拡大防止の取組（９月～５月）
令和４年 10 月 ～令和５年５月８日	・感染拡大防止の取組（９月～５月） ・都民・事業者への要請・協力依頼の終了（５月） ・東京都新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止（５月）

（２）　新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行

ア　都民・事業者への要請・協力依頼の終了及び都対策本部の廃止

国は新型コロナウイルス感染症を令和５年５月８日に５類感染症に位置付け、基本的対処方針及び新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止した。これを受け、都においても、同日付をもって、都民・事業者への要請・協力依頼を終了するとともに、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止した。また、都対策本部の廃止に併せ、東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議及び東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会も廃止することとした。

イ　５類移行後の都の対応方針

都民の命と健康を最優先に、かつての日常を取り戻すだけでなく、コロナとも共存した活気あふれる日常を確かなものにしていく、すなわち「サステナブル・リカバリー」を５類移行後の都の方針とした。この方針のもと、医療提供体制を段階的に移行すること、感染症に関する情報をきめ細かく発信すること、あらゆる感染症のリスクに機動的に対応できる体制を維持すること、の３点を重視した取組を進めていくこととした。

ウ　都民等への呼びかけ

５類移行後は、都が感染防止対策を一律に求めるのではなく、個人・事業者の状況に応じた自主的な取組が基本となるという感染防止対策の考え方を、ホームページや SNS 等の多様な媒体を用いて幅広い対象や年齢層へ情報発信した。

エ　事業者と協力・連携した感染拡大防止の推進事業終了

新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴い、以下の事業を終了した。

(ｱ)　「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」、「感染防止徹底宣言ステッカー」

感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るため、「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」を令和２年５月に策定し、必要に応じて更新した。また、ガイドラインにおいて実施すべき取組を行っている事業者に対し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を配付した。

(ｲ)　「コロナ対策リーダー」

飲食店等に「コロナ対策リーダー」を置き、利用客に感染防止マナーを促す事業を令和３年３月に開始した。e-ラーニング研修を修了した店舗に対して発行するシールを「感染防止徹底宣言ステッカー」に貼付してもらうことで、利用者に安心して利用できる店舗であることを示した。

(ｳ)　「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクト

「徹底点検 TOKYO サポート」チームが、飲食店等を個別に訪問し、感染防止対策について点検・サポートする取組を令和３年４月に開始し、一定の対策が確認できた店舗には「徹底点検済証」を発行した。また、徹底点検済みの店舗に原則年に１度、点検を実施し、認証の更新を行った。

９　石油コンビナート等防災対策に関する事務

「石油コンビナート等災害防止法」（以下「石災法」という。）第２条第２号の規定に基づく「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令」により、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に指定されると、石災法第 27 条第１項の規定により、特別防災区域が所在する都道府県には防災本部を置くことが義務付けられている。

平成 30 年８月、東京国際空港地区が特別防災区域として新規に指定され、都は、平成 30 年 10 月に東京都石油コンビナート等防災本部を設置した。また、石災法第 31 条の規定に基づき、令和元年 12 月、特別防災区域に係る防災対策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である東京都石油コンビナート等防災計画を策定した。

その後、「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直し（令和４年５月）や当該地区における石油タンク増設計画を踏まえ、令和５年７月及び令和８年７月に東京都石油コンビナート等防災計画を修正した。

また、当該計画を踏まえ、石油コンビナート等に係る災害対応訓練を実施し、実効性の検証を行うなど、特定事業者並びに関係防災機関の連携による防災体制の充実を図ることにより、特別防災区域内における災害の発生及び拡大の防止を図っている。

10　広報・普及啓発・調査研究に関する事務

（１）　防災広報及び普及啓発

令和８年度は、「燃えない」「倒れない」「困らない」を柱とする在宅避難の取組を分かりやすく一体的に発信する「在宅避難キャンペーン」を展開している。

また、都民の防災意識の向上と防災知識の普及を図るため、次の事業を実施している。

・東京都防災ガイドブックの作成(日本語・音声コード付、英語、中国語、韓国語)
・東京都防災ホームページ、東京都公式ホームページ、東京都防災Ｘによる情報提供
・広報東京都などの広報紙、テレビ・ラジオ番組、新聞・雑誌、街頭大画面ビジョンなどによる情報提供
・防災広報パネルの作成
・危機管理産業展や防災イベントへの出展
・都民の備蓄推進プロジェクト

（２）　防災ブック・防災アプリ

ア　防災ブック

各家庭において、首都直下地震等に対する備えが万全となるよう、日常的に活用できる防災ブック「東京防災」を平成 27 年９月に、女性の防災への参画を促すとともに、都民の一層きめ細やかな災害への備えを促進することを目的として、女性の視点から防災ブック「東京くらし防災」を平成 30 年３月に作成した。

令和５年度には､関東大震災から 100 年を契機とした自助･共助の更なる促進を図るため、「東京くらし防災」及び「東京防災」のリニューアルを行った。リニューアルに当たっては、近年の災害に関する最新情報のほか、社会の多様性や居住形態の変化、国際環境の動向などを反映している。

また、令和６年３月には、多言語（英語・中国語・韓国語）の電子版を公開、令和７年３月には、点字版や音声版等の配布を行った。

さらに、今後は、多言語版の冊子を作成・配布し、多様な都民が情報にアクセスできるよう、よりきめ細やかな対応を行っていく。

(ｱ)「東京くらし防災」

行動編として、日常の暮らしの中で、手軽に取り組み、行動につなげられるよう、誰もが日常生活の中で取り組める防災行動を提示するとともに、女性の視点のほか、高齢者、障害者、子ども、外国人、性的マイノリティ等、多様な視点での防災行動を掲載している。

(ｲ)「東京防災」

知識編として、自ら防災に関する知識を更に深め、家族や地域の人々と共有することをコンセプトに、災害を取り巻く最新の情報などを盛り込み、学校、職場など様々なコミュニティにおける活動にも活用できる内容を掲載している。

イ　「東京都防災アプリ」

比較的防災への関心が低い若年層への浸透を図ることを目的として、「東京都防災アプリ」を制作し、平成 30 年３月にリリースした。英語・中国語・韓国語の多言語対応を行っている。

防災ブックの閲覧や防災マップ、災害情報のプッシュ通知など災害時にも役立つコンテンツを搭載している。令和５年度は、コンテンツの機能拡充に加え、「キッズモード」「シニアモード」の選択や、言語に「やさしい日本語」の追加等、子どもや高齢者など幅広い世代や外国人の方、誰もが使いやすい防災アプリにリニューアルを行った。

令和６年度は、災害情報発信の項目追加や国民保護コンテンツの搭載、帰宅困難者対策オ

ペレーションシステムとの連携等の機能拡充を実施した。

令和７年度は、更なるダウンロード数の増加に向け、防災アプリの普及啓発活動を実施し、都民の自助・共助の強化に取り組んだ。

令和８年度は、防災気象情報の新たな運用への対応や、コンテンツ追加に向けたシステム改修を進めるなど、更なる機能強化を図る。

（３）　防災に関する調査研究

震災の原因及び発生状況等について、次のように科学的、総合的に調査及び研究を行っている。

ア　地震に関する調査研究

・南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定に関する調査（平成 24、25 年度、令和２～４年度調査）

・首都直下地震等による東京の被害想定に関する調査（平成 23、24 年度、令和２～４年度調査）

・文部科学省が進めている首都直下地震防災・減災特別プロジェクト（平成 19～23 年度実施）に対して協力を行った。

・文部科学省が進めている都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト（都市災害プロジェクト）（平成 24～28 年度実施）に対して協力を行った。

・文部科学省が進めている首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト（平成 29 年度～令和３年度実施）に対して協力を行った。

イ　活断層に関する調査

・立川断層の位置、変位量、活動履歴等についての調査（平成９～11 年度調査、平成 11 年度公表）

・地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省）が進めている立川断層帯の重点的調査観測（平成 24～26 年度調査）に対して協力を行った。

ウ　地下構造に関する調査

・基盤岩層の分布する深度までの地下地質構造の調査（平成 14～16 年度調査）

エ　津波浸水予測に関する調査

・津波浸水予測調査報告書（伊豆諸島）の作成（平成 15 年度調査、平成 16 年度公表）

・津波浸水予測調査報告書（小笠原諸島）の作成（平成 16 年度調査、平成 16 年度公表）

オ　火山防災に関する調査

・東京都伊豆諸島火山観測システムによる観測（平成４年度から観測）

カ　火山の活動状況の調査

・伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査研究（平成２年５月公表）

・伊豆諸島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究（平成４年 10 月公表）

キ　水準点に関する調査

・三宅島火山水準測量調査（昭和 63 年度からほぼ隔年実施。次回は令和９年度実施予定）

（４）　不発弾等処理交付金事務

不発弾等は、未処理のまま相当数が地中に埋没していると推測される。これらは、自然爆発、工事・地震等による誘発などのおそれがあるため、区市町村が住民の安全確保の見地から陸上自衛隊をはじめ、関係機関の協力のもと処理を行っている。

都では区市町村が災害を未然に防止するために行う不発弾等の探査、発掘及び埋戻し等の費用負担に関わる交付金関係事務や、不発弾等処理事務の指導、連絡を行っている。

（５）　災害見舞金

他の道府県や区市町村で災害が発生し災害救助法の適用を受けた場合や、東京都の姉妹・友好都市等が被災した場合などに見舞金や救護物資を贈呈している。

＜見舞金贈呈実績（令和５年度以降）＞

国内

年度	種別	贈呈先	金額（単位：千円）
令和５年度	水害	福岡県	1,000
	水害	秋田県	1,000
	地震	石川県	2,000
	地震	新潟県	1,000
	地震	富山県	300
令和６年度	水害	山形県	1,000
	水害	石川県	1,500
	林野火災	岩手県	1,000
令和７年度	水害	熊本県	1,000
	水害	鹿児島県	300
	火災	大分県	1,000
令和８年度	地震	熊本県	1,500

海外

年度	種別	贈呈先	金額（単位：ドル）
令和６年度	地震	台湾	20,000
	台風	台湾	10,000
	山火事	ロサンゼルス市	50,000
令和７年度	地震	ミャンマー連邦共和国	50,000
	地震	バンコク都	40,000
令和８年度	地震	フィリピン共和国	50,000
	地震	ベネズエラ・ボリバル共和国	50,000

11　都道府県消防に係る事務

（１）　消防組織法第29条に基づき、都と市町村及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防統計調査の実施、消防情報の伝達、消防施設の強化拡充の指導及び助成、消防思想の普及宣伝、市町村消防計画の作成指導、消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項、救急業務の指導並びに消防関係者の叙位、叙勲及び表彰等に関する事務等を行っている。

また、平成30年度から、行政部と連携し市町村総合交付金により市町村消防団の装備の充実化を実施している。

（２）　国は、平成18年７月に、消防庁長官が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定めており、これを踏まえ各都道府県は、消防組織法第33条に基づき、「消防広域化推進計画」を策定するよう努めることとされている。都においても、国の方針を踏まえ、消防の広域化をさらに推進するため、平成20年３月に「東京都消防広域化推進計画」（平成21年３月一部

改正）を策定している。

（３）　多摩地域における消防の受託に係る調整事務

稲城市を除く多摩地域の 25 市３町１村が、地方自治法第 252 条の 14 第１項の規定に基づき、特別区の消防を管理する都知事(※)に消防事務(消防団及び消防水利を除く。）を委託しており、総務局は受託に係る調整事務を行っている。

※　消防組織法に基づき、特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における消防の責任を有し(第26条)、その管理は都知事が行う(第27条第１項)とされており、特別区の存する区域における消防機関として都知事は東京消防庁を設置している。なお、稲城市を除く多摩地域から受託している消防事務については、東京消防庁が処理している。

（４）　市町村消防団(※)支援

消防団の活動を広く都民に周知して理解を促し、入団者の確保を図るため、市町村と連携し、ホームページや各種イベント等を通じた活動紹介、大学生への団員募集ＰＲを行っている。また、女性や若年層も含めたより幅広い世代に消防団について知っていただけるよう、ＳＮＳやＷＥＢ広告などの多様な媒体を用いた広報活動を行っている。

さらに、定着支援を目的としたセミナーの実施及び相談窓口の設置や、団員の資質や能力の向上に向けたドローンの操作講習など様々な教育訓練を実施する取組を通じ、市町村の消防団活動を支援している。

※　特別区の消防団については、特別区の存する区域における消防機関である東京消防庁が所掌している。

＜令和７年度　消防関係補助金交付状況＞

	都　補　助　金		国　補　助　金	
	件数	交付額（千円）	件数	交付額（千円）
防火水槽	－	－	2	9,299
消防車両	1	3,789	22	420,924
救急車両	－	－	17	126,803
デジタル無線設備	－	－	1	15,678
小型動力ポンプ	1	306	－	－
合　　計	2	4,095	42	572,704

12　消防訓練所

（１）　概要

消防業務を遂行するために必要な知識・技術を習得させることや、連帯感を養うことなどを目的に、消防組織法第51条第１項に基づき、東京都消防訓練所を設置している。

（２）　事業内容

市町村（東京消防庁に消防事務を委託している市町村を除く。）の消防職員に対し、基礎的知識・技能習得のための初任教育、幹部職員として必要な知識・技術及び指導力の習得のための幹部教育、担当職務または今後担当する予定の職務について必要な知識・技術の習得を図る専科教育、専門的知識・技術の習得のための特別教育を実施している。

また、市町村の消防団員に対し、任用後期間の短い団員に対して行う基礎教育、班長以上の階級にある者に対して行う幹部教育、特定分野における知識・技術の習得を図る専科教育などを実施している。これらに加え、特別教育として、震災時等における救助活動を行う際に必要な知識・技術の習得を図る救助科研修のほか、平成30年度からは女性消防団員の職務に着目した女性消防団員研修を開始するなど、消防団の一層の充実強化を推進している。

＜令和７年度主な研修の実施状況＞

（消防職員向け）

・初任教育　　8名
・幹部教育　　15名
・専科教育　　27名
・特別教育　　4名

（消防団員向け）

・基礎教育　　50名
・幹部教育　194名
・専科教育　　54名
・特別教育　　84名（うち女性消防団員研修10名）

（３）　開設年月日

昭和28年４月１日

（４）　所在地

〒151-0066　渋谷区西原２－51－１

統　　計　　部

統　　計　　部

統計部は、各種統計調査の実施及び統計の加工・分析を行うとともに、統計情報を庁内、区市町村のほか広く都民に提供している。

また、庁内各局が実施する都独自の統計調査について規定している東京都統計調査条例及び東京都統計調査調整規程等を所掌し、統計調査の全庁的な実施状況の把握、統計相談等を行っている。

1　統計調査の実施

（1）　国の統計調査

国勢調査、経済センサスをはじめとする国の統計調査を実施している。大部分の調査は法定受託事務で、統計法に基づき全国一律で実施する基幹統計調査である。調査方法は、統計調査員が世帯や事業所を訪問する調査員調査が中心で、都直轄調査と区市町村を経由する調査がある。

＜令和８年度実施及び実施予定の統計調査＞

調　査　名	所管省	調査期日
学校基本調査（基幹統計調査）	文部科学省	５月１日
学校保健統計調査（基幹統計調査）	文部科学省	４月～６月
令和８年経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）	総務省・経産省	６月１日
令和８年社会生活基本調査（基幹統計調査）	総務省	10月20日
小売物価統計調査（基幹統計調査）	総務省	毎月
家計調査（基幹統計調査）	総務省	毎月
労働力調査（基幹統計調査）	総務省	毎月末日
毎月勤労統計調査（基幹統計調査）	厚生労働省	毎月末日

（2）　都の統計調査（統計部所管分）

東京都生計分析調査をはじめ都独自の統計調査を実施している。

なお、統計調査の実施に当たっては、統計法に基づき総務大臣への届出を行っている。

＜令和８年度実施及び実施予定の統計調査＞

調　査　名	調査期日
東京都財政収支調査	８月～９月
東京都サービス業都外売上額調査	９月～11月頃
住民基本台帳等人口調査	毎月末日、１月１日
東京都生計分析調査（都指定統計調査第２号）	毎月

2　統計解析の実施

各種の総合計画及び企画立案の基礎データとして利活用に資するため、既存の統計資料を用いて、各種の加工統計を作成している。加工統計としては、都の人口の将来動向を予測する「東京都の人口予測」、総合的な都の経済指標である「都民経済計算」、都の経済構造の把握と各種施策の経済波及効果の分析などに用いられている「東京都産業連関表」、工業の生産、出荷、在庫別動

向を指数化した「東京都工業指数」、第３次産業の活動状況を指数化した「東京都第３次産業活動指数」などがある。

３　統計情報の公表・提供

総合統計書としての「東京都統計年鑑」や東京都の基本的な統計をグラフ化した「くらしと統計」を刊行している。加えて、統計部で実施する統計調査の結果や加工統計を取りまとめて公表するとともに、ホームページ「東京都の統計」を設置し、統計情報を広く都民等に提供している。

＜統計部で公表・提供している主な統計情報＞

分　野	名　　称	周　期
総　合	東京都統計年鑑	年報
	くらしと統計	年報
	大都市比較統計年表（政令指定都市と共同作成）	年報
人　口	東京都の人口（推計）	月報
	人口の動き－東京都の人口（推計）年報－	年報
	住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町丁別・年齢別）	年報
	東京都住民基本台帳人口移動報告	年報
	国勢調査東京都区市町村町丁別報告	５年毎
	国勢調査による東京都の昼間人口	５年毎
	東京都の人口予測（区市町村別、男女年齢別、世帯数、昼間人口、就業者数）	テーマ別に毎年（５年周期）
	住宅・土地統計調査（東京都の概要）	５年毎
事業所	経済センサス - 活動調査報告	５年毎
農　林 水産業	農林業センサス 東京都分調査結果報告	５年毎
	漁業センサス 東京都分調査結果報告	５年毎
工　業	東京都工業指数	月報、四半期報、年報
物　価	東京の物価	月報
労　働	東京の労働力	四半期報、年報
	都民の就業構造	５年毎
	東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き	月報、年報
家　計	都民のくらしむき	月報、年報
経　済	都民経済計算年報	年報
	東京都産業連関表	５年毎
	東京都第３次産業活動指数	月報
教　育	学校基本調査報告	年報
	学校保健統計調査報告	年報

４　統計制度見直し等への対応

国が行う統計制度の改善や見直しなどに対し、都として必要な対応を図っている。

国においては、公的統計をめぐる社会経済情勢の変化や公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅳ期基本計画）が令和５年３月28日に閣議決定された。

都は、国の統計調査を実施する立場として、第Ⅳ期基本計画を踏まえ、経済統計を含む公的統計の体系的整備の推進や、調査負担の軽減、行政記録情報やビッグデータの活用など調査方法の改善や効率化に向けて、区市町村や他道府県の意見を取りまとめ、各府省への提案や統計委員会等国の諸会議への参加等を通じ、その実現に努めている。

5　都の統計調査の調整及び支援

（1）　東京都統計調査条例

都独自の統計調査の実施及び結果の利用等についての規定を東京都統計調査条例に定め、施行している。

平成21年４月に全面改正を行い、調査対象者の秘密の保護の強化を図るとともに、都統計調査の庁外への二次利用を可能とした。

また、特に重要な調査については「都指定統計調査」として指定し、調査対象者に報告義務を課すとともに、報告拒否や虚偽の報告をした調査対象者、調査対象者に都指定統計調査と誤認させて調査情報を取得した者に対する罰則を規定している。

（2）　庁内調整

各局が行う都独自の統計調査について、統計法に基づき、総務大臣への届出に関する事務の手続を行っている。

統計の効率的利用及び統計調査事務の合理的な処理を図ることを目的として、「東京都統計調査調整規程」を定め、全庁的な統計調査年度予定表を編成するとともに、調査完了後は統計調査実施状況を取りまとめている。

また、各局が統計調査を実施しようとするときは、調査目的、調査事項等について事前に協議を受けるとともに、必要な助言又は勧告を行っている。

（3）　各局への支援

各局が都独自の統計調査を行う際に、標本抽出方法など統計調査の企画設計について助言を行っている。

また、統計データの分析方法、各施策の経済波及効果の試算に用いられる東京都産業連関表の利用方法の助言等、統計業務全般について全庁的な支援を行っている。

（4）　全庁的な統計調査に係る点検検証

基幹統計を巡る事案の発生など、統計調査を取り巻く状況を踏まえ、東京都の統計に対する信頼性の向上を図るため、令和元年度、国から受託を受けて実施している基幹統計調査をはじめ、都の統計調査全般に関する点検を全庁的に行った。その結果、調査自体はいずれも適正に実施されていることを確認できた。

なお、手続上の問題があったものが７件確認されたが、その後対応済みである。この点検結果を踏まえ、都職員の統計リテラシーの向上、点検の継続的実施等の取組を進めている。

6　統計の普及・啓発、利活用の促進

統計の利活用の促進を図るため、ホームページ「東京都の統計」では、統計部が作成した統計はもとより、国や庁内各局の統計調査結果のホームページへリンクを貼り、一元的に統計情報等を提供できるようにしている。

また、統計資料室を設置し、統計部の刊行物や庁内各局、国などの統計資料を収集・管理し、都民へ閲覧提供している。

このほか、統計知識の普及や統計による表現技術の研さんを目的に、東京都統計グラフコンクールを実施し、例年、小学生から一般まで2,000人を超える応募がある。入賞作品については、統計データ・グラフフェア等において展示を行っている。

さらに、近年のＥＢＰＭの動きを踏まえ、政策立案に必要な統計利活用の促進に向け、庁内及び区市町村職員を対象としたセミナーを開催している。また、庁内向けにはメールマガジン及び統計利活用ポータルによる情報提供に取り組むとともに、東京都産業連関表及び経済波及効果分析ツールの利用促進に向けた説明会を開催している。

7　統計調査の環境整備

（１）　統計調査員確保対策

近年、単身世帯や共働き世帯の増加、プライバシー意識の高まりなどにより、調査環境が厳しくなっており、統計調査員の調査活動が困難になっている。また、国勢調査など大規模調査では統計調査員の確保が特に困難となっている。

これらの背景から、統計調査員の確保難を解消するため、統計調査員希望者の事前登録を行うとともに、任用した統計調査員の資質の向上を図ることを目的に、都及び区市町村の統計調査員を対象に「統計ニュース」の発行、「統計調査員のしおり」等の配布及び研修を行っている。

（２）　表彰等

統計調査員を対象に、顕著な功績があった者に対して、毎年度、東京都表彰規則に基づく東京都知事表彰を実施するとともに、東京都知事感謝状の贈呈を行っている。また、永年にわたり統計調査活動に著しい功績のあった者に対し、春秋の叙勲、褒章及び総務大臣表彰をはじめとする各大臣表彰に係る推薦などの顕彰活動も行っている。

人　　権　　部

人　　権　　部

人権部は、都民一人一人の人権が尊重される社会を実現するため、人権施策の企画立案や調整、人権尊重の理念等の普及啓発、研修、人権相談機関との連携、犯罪被害者等支援などを行い、人権施策を総合的に推進している。

また、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決に向け、関係機関及び関係団体との連絡調整等を行っている。

１　総合的な人権施策の推進

（１）　人権施策推進に係る総合調整

人権をめぐる国内外の動向に的確に対応するため、調査研究を行うとともに、人権施策の総合調整を行っている。

（２）　「東京都人権施策推進指針」及び「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づく人権施策の推進

社会・経済状況の変化や法の改正等による人権施策の枠組みの変化とともに、多様化・複雑化する東京の人権状況に対応する必要がある。生活習慣・文化・価値観等の違いを認め合い、心のバリアフリーを実現し、幸せを追求できる都市を実現するため、都の人権施策の基本理念や基本的な考え方を示す「東京都人権施策推進指針」（以下「指針」という。）の見直しを行い、平成27年８月に新たな指針を公表した。

この「指針」に基づき、啓発・教育、救済・相談、支援・連携の３つの観点から総合的に人権施策を推進するとともに、民間団体・国・他自治体等との連携を強化し、国際都市にふさわしい人権尊重の理念が浸透した社会を実現するための人権施策に取り組んでいる。また、有識者からの専門的な助言を得て「指針」の基本理念の実現に向けた取組を行うため、「東京都人権施策に関する専門家会議」を設置し、運営している。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、いかなる種類の差別も許されないという人権尊重の理念が広く一層浸透した都市となることを目的として、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を平成30年10月に制定した。

条例の趣旨を踏まえ、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消や啓発等の推進、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組とあわせ、様々な人権課題に対応している。

なお、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、性的マイノリティのパートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、パートナーシップ宣誓制度を創設することとし、これに係る条例の一部改正を令和４年６月に行い、同年11月から運用を開始している。

＜パートナーシップ宣誓制度受理証明書交付組数（令和８年７月31日時点）＞

2,255組

＜東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第12条に基づく事案の取扱状況＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
申出件数※	18 件	94 件	34 件	70 件	66 件
概要等公表事案数	４件	４件	13 件	12 件	４件

※申出件数は、同一表現活動（事案）に対し複数の申出を含む。

＜Tokyo LGBT相談　相談件数＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
電話相談	242 件	210 件	109 件	209 件	207 件
LINE 相談	516 件	571 件	486 件	520 件	328 件

（３）　人権に係る情報、資料などの収集、提供

人権及び人権問題に関する国内外の情報や資料を収集し整理するとともに、迅速、効果的に都民、関係機関及び関係各局等に提供している。

（４）　人権問題に係る普及啓発

都民一人一人が様々な人権課題を正しく理解し、人権尊重の意識が浸透するように、「ヒューマンライツ・フェスタ東京」の開催、憲法週間や人権週間における各週間事業、スポーツ組織と連携した人権啓発活動、啓発冊子等の作成・配布などの普及啓発事業を企画し、実施している。

なお、事業の実施に当たっては、関係各局はもとより、国等との協議会や、区及び市町村との定期的な連絡会等を通じて、国、区市町村、関係団体とも連携協力し、効果的・効率的な事業執行を図っている。

（５）　人権問題に係る相談・連携

国、関係各局、関係機関等が実施している個別の人権問題に係る相談業務と連携し、総合的なネットワークの構築に努めることにより、人権問題に関する相談・問合せについて、適切な対応を図っている。

（６）　人権問題研修の充実、強化

人権問題に対する職員の正しい理解と認識を深め、より人権に配慮した施策展開を図るため、関係各局と連携し、人権問題研修の充実及び強化に努めている。

（７）　犯罪被害者等支援の推進

令和２年４月に施行した「東京都犯罪被害者等支援条例」、及び同条例に基づく犯罪被害者等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定した「第５期東京都犯罪被害者等支援計画」（令和８年３月策定）に基づき、関係機関の連携を強化し、犯罪被害者等支援の充実に取り組んでいる。

また、同計画の推進に当たり、犯罪被害者等及び学識経験者等の専門的な見地から検討するため、「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」を設置し、運営している。

犯罪被害者等への支援としては、総合相談窓口を公益社団法人被害者支援都民センターと協働して運営し、被害直後の一時居所の提供、精神的支援などの施策を実施している。

性犯罪・性暴力被害者への支援については、心身の負担軽減や早期回復、被害の潜在化の防止等を図るため、24時間365日被害者からの相談を受け付け、医療、精神的ケア、捜査関連支援等にワンストップでつなぐ支援事業を実施している。令和５年度より、ＬＩＮＥによる

相談窓口を設置し、子供・若者が相談しやすい環境整備に取り組んでいる。
　そして、見舞金給付、転居費用助成、無料法律相談及び被害者参加制度における弁護士費用助成を実施し、被害に遭ったことで生じる経済的負担の軽減を図っている。
　さらに、犯罪被害者月間等における啓発など都民への啓発事業を実施している。

＜犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口　相談等件数＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
電話等相談	4,452 件	5,127 件	4,853 件	5,073 件	5,654 件
面接相談	299 件	343 件	351 件	366 件	333 件
精神的ケア	962 件	1,275 件	957 件	957 件	861 件
付添支援	516 件	625 件	871 件	689 件	931 件

＜東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター　相談等件数＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
電話等相談	5,282 件	5,420 件	9,822 件	6,369 件	6,610 件
面接相談	155 件	223 件	277 件	195 件	270 件
精神的ケア	267 件	286 件	246 件	237 件	256 件
付添支援	290 件	396 件	443 件	309 件	329 件

＜ＬＩＮＥ相談「性被害相談窓口」相談件数＞
　令和５年度　　40件（令和６年１月開設）
　令和６年度　　226件
　令和７年度　　251件

（８）　北朝鮮拉致問題に対する取組
　「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～同月16日）を中心に、オンライン写真展、舞台劇等の啓発行事、ポスター・チラシの作成・掲出、ホームページによる情報発信といった普及啓発事業のほか、国や関係団体等との連絡調整を行っている。

２　同和問題解決のための取組

（１）　同和問題に係る総合調整
　平成14年３月に決定した「同和問題解決のための取組に関する基本方針」、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」等に基づき、一般対策の中で啓発などの取組を行うとともに、関係局、関係機関、関係団体との連絡調整を行っている。

（２）　運動団体との連絡協議
　同和問題の早期解決を図るため、関係住民の自主的活動と緊密な調整を図る必要があることから、部落解放同盟東京都連合会、東京人権と生活運動連合会とそれぞれ「同和問題に関する連絡協議会」を設けて、話し合いを行っている。

（３）　他府県等との連絡協議
　都府県及び政令指定都市の一部で構成する全国人権同和行政促進協議会に参加し連絡協議等を行っているほか、大都市人権施策主管者会議などで情報交換等を行っている。

＜同和問題に関する専門相談　相談件数＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談件数	556 件	275 件	228 件	197 件	247 件

３　東京都人権プラザの運営

（１）　設立の趣旨

東京都人権プラザは、その前身である東京都産業労働会館が同和対策事業の推進に果たしてきた役割などを踏まえ、「指針」に基づいて、人権尊重の理念を普及させることにより、人権意識の高揚及び人権問題の解決を図り、もって都民一人一人の人権が尊重される社会の実現に寄与するため、平成14年１月に都が設置した。

（２）　管理運営等

都の人権施策の目的や趣旨を踏まえるとともに、民間としての活力を生かした柔軟な運営を行うため、(公財)東京都人権啓発センターを指定管理者に指定し、東京都人権プラザの管理運営を委託している。

【指定期間】平成30年４月１日から令和10年３月31日まで（10年間）

（３）　主要事業

人権に関する展示などをはじめとした普及啓発、情報や資料の収集・提供、一般相談、法律相談、指導者の育成などを実施している。

４　（公財）東京都人権啓発センターに関する事務

（１）　設立の目的

同和問題をはじめとする人権問題の解決に資するため、人権に関する教育・啓発及び人権の擁護等の事業を実施し、都民の人権意識の高揚を図ることを目的とする。

（２）　事業内容

ア　普及啓発に関する事業
イ　講演・講座・研修等及び相談に関する事業
ウ　情報収集・提供、調査研究等に関する事業
エ　出版物等の発行に関する事業
オ　東京都及び都内区市町村等の行う人権に関する教育・啓発に係る事業
カ　人権啓発関係施設の管理運営
キ　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（３）　都の主な業務

都の人権施策を補完・代替している(公財)東京都人権啓発センターに対し、人権問題全般に係る以下の啓発事業等について、円滑に実施できるよう運営費補助等を行っている。

ア　普及啓発
人権啓発映画会、マスメディアを使った啓発等

イ　情報収集・提供
ホームページによる情報発信

ウ　出版物等の発行
人権啓発情報誌の発行

（４）　設立年月日
平成10年７月16日（平成23年４月１日　公益財団法人に移行）

（５）　所在地
〒105-0014　　港区芝２－５－６　芝256スクエアビル２階

事　業　概　要　　登録番号（８）７

令和８年版

令和８年８月　　発行

編集発行　　東京都総務局総務部総務課
新宿区西新宿二丁目８番１号
電話　03（5388）2313

印　　刷　　株式会社まこと印刷
港区白金台二丁目11番５号
電話　03（6230）9590

古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています

リサイクル適性Ⓐ

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo